令和
6-11
年度

第５期
市川市地域福祉計画

地域をともに創っていく「地域共生社会」を目指して

はじめに

近年、少子高齢化・人口減少社会や単身世帯の増加、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などにより、人と人とのつながりの希薄化や地域の支え合いの基盤の脆弱化などが一層問題となっています。また、社会を取り巻く環境は大きく変化し、ひきこもりや 8050 問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど、従来の制度や分野の枠の中には当てはまりにくい、複雑化・複合化した課題が顕在化しています。

こうした現状を踏まえ、本市では、包括的支援体制を整えるため、令和 5 年 7 月より「市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）」を実施するとともに、地域住民の複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題に対する相談窓口として、「福祉よりそい相談窓口」を開設しました。

今回策定いたしました「第 5 期市川市地域福祉計画（令和 6 ～11 年度）」は、「地域住民が主役」であることを基本とし、地域住民や地域福祉の活動団体、地域福祉に関わる事業者、行政のそれぞれの役割や施策を示し、6 年間の目標を設定するとともに、「市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）実施計画」及び「成年後見制度利用促進基本計画」を包含する計画となっています。

令和 6 年に市制施行 90 周年を迎える本市では、「本市に住みたい、住み続けたいと思っていただけるまち」を目指し、重点施策である「誰一人取り残さないまち」を推進するため、本計画の基本理念を「誰もが住み慣れた地域で安心して、自分の望む生活を送ることができる「地域共生社会」の実現を目指す」とし、様々な取り組みや事業を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、それぞれの専門分野や市民の視点から多くの貴重なご意見、ご提言をいただきました市川市社会福祉審議会の皆様、地区推進会議にご出席いただきました皆様、アンケート調査やパブリックコメントなどを通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様、関係機関・団体の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和 6 年 3 月
市川市長　田中　甲

Contents

01 第１章　計画の策定にあたって

1　地域福祉とは……2
2　計画策定の背景……3
3　地域福祉計画とは……3
4　市川市地域福祉計画の位置付け……5
5　市川市地域福祉計画の計画期間……6

02 第２章　第４期計画における成果と課題

1　進行管理事業の評価……8
⑴　行政施策の評価……8
⑵　基本目標ごとの整理（令和４年度目標と実績）……8
基本目標Ⅰ　安心と信頼のあるまちづくり……8
基本目標Ⅱ　参加と交流のまちづくり……11
基本目標Ⅲ　安全とうるおいのあるまちづくり……15
基本目標Ⅳ　自立と生きがいづくり……16
基本目標Ⅴ　地域福祉推進の基盤づくり……18
2　第４期計画の成果……24

03 第３章　第５期地域福祉計画策定の基本的な考え方

1　市川市の地域福祉を取り巻く状況（統計データ）……28
⑴　人口と世帯の状況……28
⑵　高齢者の状況……28
⑶　障がい者の状況……29
⑷　こども・出生の状況……29
⑸　生活困窮者等の状況……30
⑹　ボランティアの活動状況……30
⑺　自治（町）会加入世帯と加入率……31
2　市民等アンケート調査の実施と課題……32
3　第５期計画の基本的な考え方……35

4　新たな基本理念・行動指針 37
5　基本目標と施策の方向の見直し 38
⑴　基本目標の表現の見直し 38
⑵　施策の方向の見直し 38
6　SDGｓの考え方 39
7　福祉圏域について 40
8　計画体系図 42
9　計画策定体制 43

04

第４章　施策の展開

第４章の見方 46
基本目標Ⅰ　安心と信頼のあるまちを共につくる 49
施策の方向１　地域福祉に関する情報の提供 50
施策の方向２　相談支援体制の充実【重点】 52
施策の方向３　地域医療体制と在宅医療・介護連携の推進 56
施策の方向４　権利擁護と見守り体制の充実 58
施策の方向５　福祉サービスの質の向上と虐待の防止 62
基本目標Ⅱ　参加と交流のあるまちを共につくる 65
施策の方向６　福祉コミュニティの充実 66
施策の方向７　地域における防災体制充実の推進 70
施策の方向８　ボランティア・NPO 活動の推進と社会参加の促進【重点】 72
基本目標Ⅲ　安全とうるおいのあるまちを共につくる 75
施策の方向９　犯罪の防止と立ち直りの支援 76
施策の方向１０　バリアフリーの推進 78
施策の方向１１　居住環境の整備 80
基本目標Ⅳ　生きがいを感じるまちを共につくる 83
施策の方向１２　健康づくり・介護予防の支援 84
施策の方向１３　就労と生活困窮者への支援 86
施策の方向１４　自殺防止に対する包括的な支援 90
施策の方向１５　地域の居場所づくり【重点】 92
基本目標Ⅴ　地域福祉推進の基盤を共につくる 95
施策の方向１６　地域福祉に対する意識の啓発 96
施策の方向１７　地域福祉活動の担い手の確保と育成 100

施策の方向１８　地域資源の有効活用 104
施策の方向１９　情報共有・管理の充実 106

05 第５章　計画の推進のために
1　地域福祉の推進体制 110
2　計画の進捗管理 111
3　市川市社会福祉協議会との連携強化 116
4　地域福祉の推進に係る財源 117

06 第６章　市川市成年後見制度利用促進基本計画

07 第７章　市川市よりそい支援事業
(重層的支援体制整備事業)実施計画

08 資料編
○計画の検討経過 134
⑴市川市社会福祉審議会・地域福祉専門分科会の開催状況 134
⑵地区推進会議の開催状況 135
⑶市川市地域包括ケアシステム推進委員会 135
○市川市社会福祉協議会　地域福祉活動計画の概要 136
○市川市社会福祉審議会委員名簿 138
○市川市社会福祉審議会条例 139
○用語解説 141

第１章

計画の策定にあたって

1　地域福祉とは

地域福祉とは、人々が暮らしている生活や経済上の範囲（地域）の中で、そこで暮らす住民等が、地域社会を構成する一員として、社会とのつながりを保ちながら、だれもが安心して暮らし続けることのできる地域をつくることをいいます。

地域住民や地域福祉の活動団体、地域福祉に関わる事業者には、地域住民一人ひとりでは解決することが困難な課題、いわゆる「地域生活課題」で悩む人を発見・把握した場合、支援関係者と連携し、その課題の解決を図ろうとすることで、地域福祉をさらに推進していくことが求められています。

また、行政は、地域住民等と支援関係者のそれぞれの協力が円滑に行われるように、「地域生活課題」を解決するための包括的な支援体制を整備することで、地域福祉を推進していきます。

このように、地域福祉を推進するためには、「地域住民が主役」であることを基本とし、「自助」、「互助・共助」、「公助」のそれぞれが連携し、地域生活課題の解決に向け、それぞれが行動することが重要です。

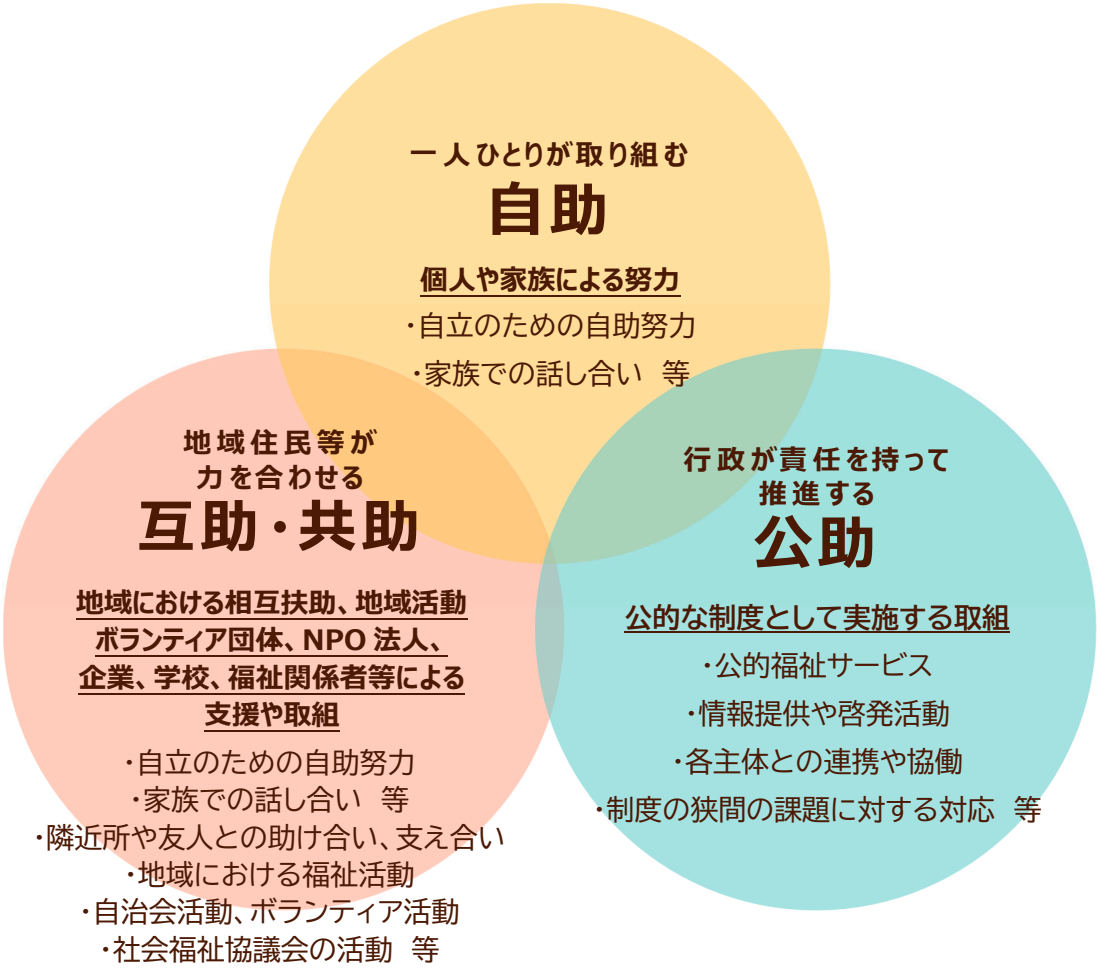

2　計画策定の背景

近年、地域福祉における生活課題は、価値観の多様化などにより、地域からの孤立、生きづらさ、高齢者やこどもに対する虐待、ごみ屋敷に代表されるセルフネグレクト、ひきこもりや家族が抱える 8050 問題、ダブルケアやヤングケアラー、依存症に関係したメンタルヘルスといったように、課題が複雑化・複合化しています。

国は、複雑化・複合化したそれぞれの課題について、行政の制度・分野ごとの縦割りや、地域住民や地域団体のどちらかが「支え手」や「受け手」であるといった関係ではなく、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を目指す方向性を示しました。

このことを受け、社会福祉法は 2017（平成 29）年、2020（令和 2）年にそれぞれ改正され、第 4 条には地域福祉の推進について、地域住民や関係する支援関係機関等が連携して地域生活課題を把握し、解決することが法的に位置づけられました。そして、同法第 6 条第 2 項では、この多様な主体が連携して進めていく地域福祉推進の公的責任が明記され、従来まで地域福祉の推進主体として国や地方公共団体が位置付けられていなかった状況が見直されました。

これから目指す地域共生社会には、世代や分野に関わらず、地域に住む一人ひとりが暮らしやすくなるために、住民は地域の取組に参加して地域社会を形成し、行政には支援が必要な人に対して適切な支援が届けられるよう、包括的な支援体制を構築することが求められています。

本市では、2001（平成 13）年度から独自の事業として、「地域での支え合い」「身近な場所での相談」「行政の組織的な受け皿体制（行政による支援体制）」という 3 つの基本的な考え方にもとづき、「地域ケアシステム」という地域福祉の仕組みを推進してきました。2020 年以降の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、人が集まること、人と話をすることといった「交流」が大きく制限され、地域での孤立や地域のコミュニティが希薄化するといった傾向が加速化し、他者と触れ合う機会が減少してしまいました。2023（令和 5）年 5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症へ移行したことで、マスクの着用が個人の判断に委ねられるなど、地域活動も少しずつ再開の兆しが見えてきました。

本市の地域ケアシステムを中心とした地域福祉の推進に向けた取組と、社会福祉法により努めることとされた行政の包括的な支援体制は、その目指す方向性において重なる部分が多くありますが、地域住民の価値観の多様化による、複雑化・複合化した様々な地域生活課題に対応し、さらには社会参加に向けた取組をより充実させるために、これまでの地域福祉計画を見直し、新たな「第 5 期市川市地域福祉計画」を策定するものです。

3　地域福祉計画とは

市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

2017 年の改正社会福祉法により、任意であった計画の策定は努力義務に変更されるとともに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。

【参考】社会福祉法抜粋

（地域福祉の推進）

第４条　地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

２　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

３　地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第６条　国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

２　国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たつては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五　地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

２　市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

３　市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

4　市川市地域福祉計画の位置付け

市川市地域福祉計画は、市川市総合計画（I＆I プラン 21）における基本構想（まちづくりの基本理念、将来都市像、まちづくりの基本目標と施策の方向）を踏まえ、地域における福祉施策を総合的に推進するもので、本市の高齢者、障がい者、こども等、福祉に関する個別計画に共通する理念や方向性を定めるとともに、福祉分野の横断的な施策を定める計画となります。

また、第 5 期市川市地域福祉計画は、2023（令和 5）年にそれぞれ単独の実施計画として策定した「成年後見制度利用促進基本計画（120 ページ参照）」及び「重層的支援体制整備事業実施計画（124 ページ参照）」を包含する計画です。

さらに、市川市社会福祉協議会が策定した「わかちあいプラン（地域福祉活動計画）」及び、その中で地域が中心となって策定した「地区別計画」とも連携し、地域生活課題を速やかに把握し、地域住民とともに解決に向けた検討を行っていきます。

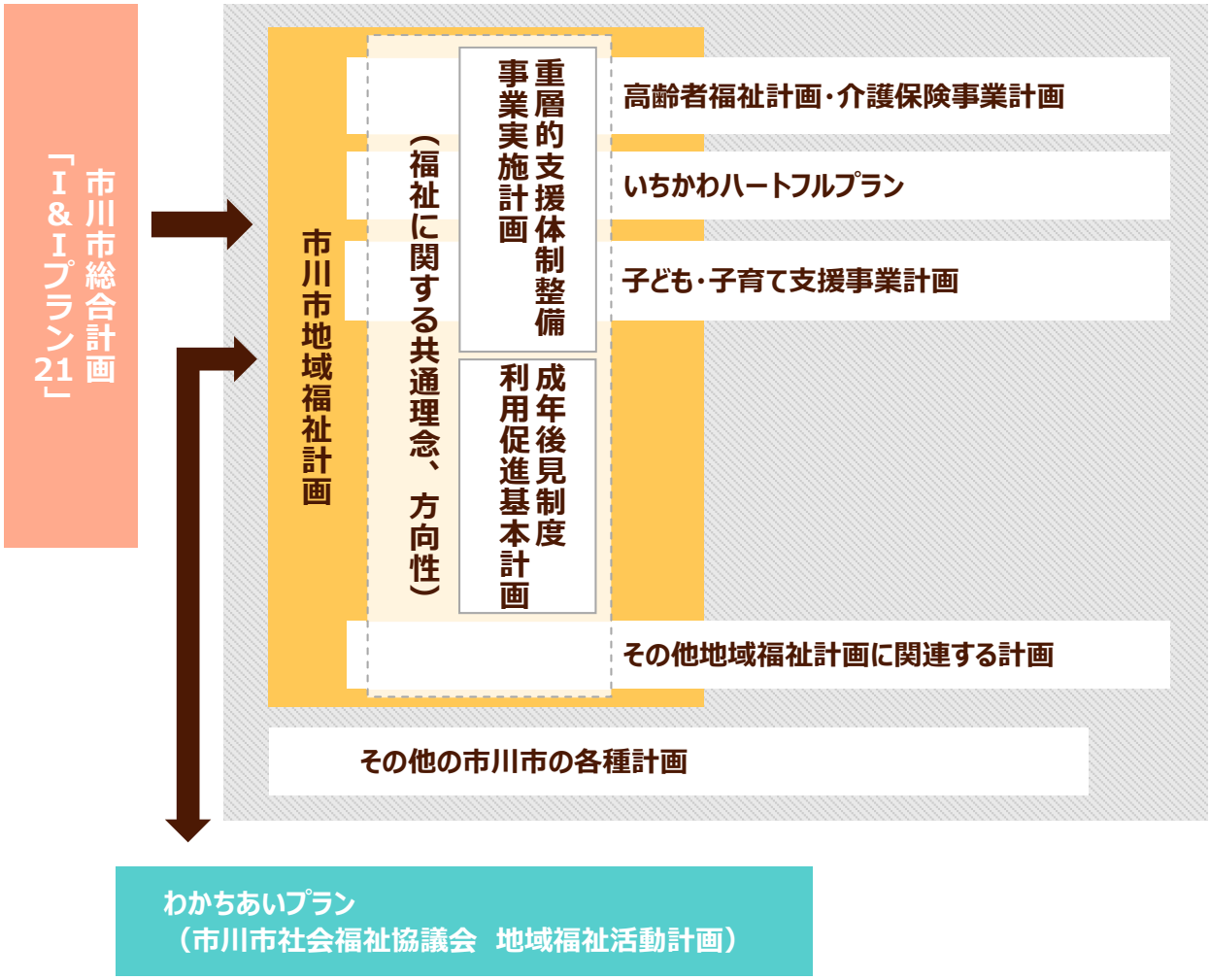

5　市川市地域福祉計画の計画期間

第４期市川市地域福祉計画の計画期間は６年間となっていますが、この理由は、関連性の大きい市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、いちかわハートフルプランの計画期間が３年間となっていることから、

・両計画と周期をそろえ PDCA サイクルを合わせることが望ましいこと

・福祉分野の各計画の上位計画としての位置付けや、地域づくり・住民の意識醸成といった短期間では効果が出にくい施策が中心的なテーマになっていること

の２点を勘案し、計画期間を６年間としたものです。

第５期市川市地域福祉計画もこの考え方を継承し、計画期間は６年間としますが、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、中間年度である令和８年度に後半３年間分について見直しを行うこととします。

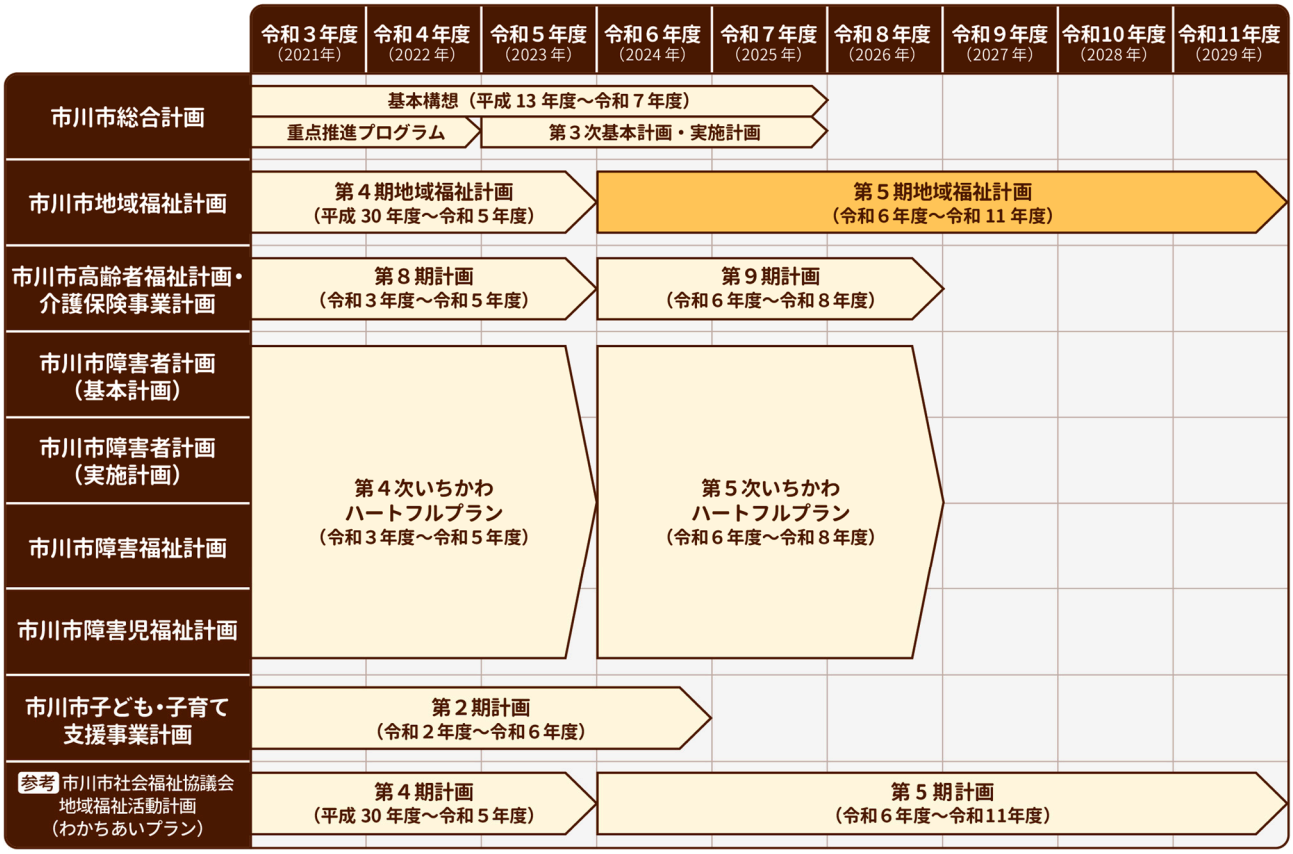

第２章

第４期計画における成果と課題

1　進行管理事業の評価

（１）行政施策の評価

第４期計画における５つの基本目標に対応する進行管理事業について、事業目標値等を設定し、その進捗をもとに評価し、基本目標ごとの総合評価をまとめます。

・項目別評価は、担当課が行った自己評価で、目標値を設定し、その実施した内容について、Ａ～Ｄを用いて評価し、Ａ評価は達成率が 75%以上、Ｂ評価は達成率が 50%以上 75%未満、Ｃ評価は 25%以上 50%未満、Ｄ評価は 25%未満として評価し、数値目標を設定していない事業などについては、実施した事業内容ごとに判定し、評価しています。

・目標達成度は、それぞれの基本目標において設定した事業におけるＡ～Ｄの評価を、それぞれ 100 点、75 点、50 点、25 点で配点し、その合計点を満点の数値で除し、これに 100 を乗じて得た数値を、「目標達成度」としています（小数点以下は四捨五入）。

評価基準

Ａ：達成できた	**Ｂ：概ね達成できた**
Ｃ：やや不十分だった	**Ｄ：不十分だった**

※評価は令和４年度の実績に対するものです。

（２）基本目標ごとの整理（令和４年度目標と実績）

基本目標Ⅰ　安心と信頼のあるまちづくり

進行管理事業名（担当課）	**1．地域福祉に関する情報発信** （福祉政策課、地域支えあい課、介護福祉課）
事業概要	**実施した取組内容（令和４年度）**
市公式 Web サイト・広報誌・チラシ等により、福祉に関してわかりやすい情報を発信します。	福祉部組織再編に伴い、関係課が所管する市公式 Web サイトのページを確認し、新たに所管する課へ移管した。
評価 **B**	**成果：**関係課と協議のうえ、組織再編に伴う Web ページの移管を適切に実施した。 **課題：**市公式 Web サイトのカテゴリの見直しだけでなく、広く市民が情報を入手できる情報提供の方法を検討する必要がある。

進行管理事業名（担当課）	2．相談支援体制の整備 （福祉政策課、地域支えあい課、介護福祉課、障がい者支援課、生活支援課、こども家庭支援課、発達支援課、保健センター健康支援課）	
事業概要	数値目標等（令和４年度）	実施した取組内容（令和４年度）
保健・福祉の各分野を横断した連携を強化するとともに、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を中核市移行時より実施できるよう、取組を進めていきます。	相談支援包括化推進会議の開催	相談支援包括化推進会議を回開催するとともに、庁内合意を経て、令和５年７月から「重層的支援体制整備事業」を開始することとなった。
評価 A	成果：関係課との検討、協議を重ね、新たに開始する事業の具体的な検討を行うことができた。 課題：重層的支援体制整備事業の実施に向け、関係課との協議を継続しつつ、庁内や市民、庁外の関係機関へ事業を周知する必要がある。	

進行管理事業名（担当課）	3．成年後見制度利用支援事業 （介護福祉課、障がい者支援課）	
事業概要	数値目標等（令和４年度）	実績（令和４年度）
知的障がいや精神障がい及び認知症などの理由で判断能力が十分でない人が成年後見制度を活用するための PR や啓発活動、相談支援等を行います。	相談件数	
	1,570	2,815
	PR・啓発活動の実施回数（研修開催数）	
	12	15
評価 A	成果：市川市社会福祉協議会と協議を重ね、「市川市成年後見制度利用促進基本計画」を策定した。 課題：中核機関として、地域連携ネットワークを構築し、制度利用を必要とする方への支援を強化していく。	

進行管理事業名（担当課）	４．福祉サービス苦情解決事業 （こども家庭支援課）

事業概要	実施した取組内容（令和４年度）
本市が所有する福祉施設での利用者の苦情解決を行うため、各福祉施設に苦情解決責任者、担当者を置き、苦情解決に努めます。また、苦情の解決を中立かつ公平に行うため、第三者委員を選任します。	福祉サービス苦情解決事業運営委員会を開催するとともに、千葉県主催の Zoom による研修に第三者委員が受講した。

評価	
A	**成果：** 運営委員会では、３箇所のこども施設を現地視察し、同じこども施設でも多種多様な利用者がいること、各々に合わせた福祉サービスを提供する必要があることを再確認した。 **課題：** 苦情については、適切な対応を行うとともに、必要に応じて第三者委員から助言を受けてサービスの向上を図るよう努める必要がある。

目標達成度

94 %

４つの施策の方向のうち A 評価が３項目、
B 評価が１項目であり、C 及び D 評価はなかった

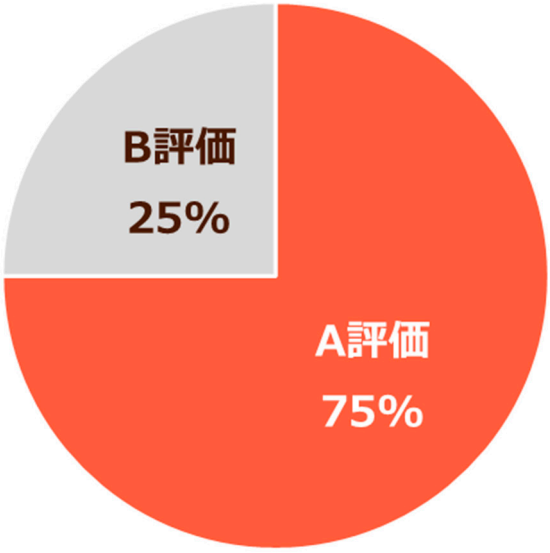

基本目標Ⅱ　参加と交流のまちづくり

進行管理事業名（担当課）	５．地域ケアシステム推進事業 （地域支えあい課）
事業概要	**実施した取組内容（令和４年度）**
地域住民が主体となり、世代や分野を越えた地域課題を解決するためにサロン活動や見守り・個別支援を実施しています。地域で誰もが安心して自立した生活が送れるよう、今後益々重要となる地域における支え合い活動の更なる発展に向けた取組を促進します。	地域ケア拠点における相談事業やサロン活動に対して補助金を支出するほか、拠点の整備を行い、活動の支援を行った。
評価 **B**	**成果：**新型コロナウイルス感染症の影響により、一部サロン活動が休止となったものの、拠点活動の再開に向けた運営支援を行い、15 の拠点すべての活動が再開できた。 **課題：**感染状況に応じた拠点の運営方法を含め、コロナ禍以前の活動へ取り戻していけるような支援を行う必要がある。

進行管理事業名（担当課）	６．コミュニティワーカー（生活支援コーディネーター）の配置 （地域支えあい課）
事業概要	**実施した取組内容（令和４年度）**
地域における支え合い・助け合い活動の充実を図るため、活動について地域住民と一緒に考え、地域住民の取組を支援するコミュニティワーカーを配置します。また、コミュニティワーカーが専門職としての機能を果たせるよう適正な配置を検討します。	東西南北の日常生活圏域ごとに、コミュニティワーカーを配置した。
評価 **B**	**成果：**４つの圏域において、コミュニティワーカーを配置し、福祉コミュニティの充実に努めた。 **課題：**コミュニティワーカーの受け持つ範囲が広大であるため、個別支援に向けたきめ細やかな支援が難しい。

進行管理事業名（担当課）	**7．学校と地域の連携推進** （教育総務課、学校地域連携推進課、福祉政策課、地域支えあい課）

事業概要	実施した取組内容（令和４年度）
「地域とともにある学校」づくりを目指し、学校の学習や行事・地域の行事における相互交流などを通して、学校と地域が円滑に連携できるよう必要な支援を行います。	市川版コミュニティ・スクールとして、市立幼稚園・学校に学校運営協議会を、中学校・義務教育学校区（16 校区）に地域学校協働本部を設置し、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を推進した。

評価	
A	**成果：** 地域学校協働活動推進員が学校の相談に応えるための人材コーディネートだけでなく、主体的に地域学校協働活動を企画・運営する姿がみられ始めた。 **課題：** 学校運営協議会が連絡、報告の場に留まらないように、委員が意見を出しやすい環境づくりを教育委員会から助言できるとよい。

進行管理事業名（担当課）	**8．自治（町）会の加入促進** （地域振興課）

事業概要	実施した取組内容（令和４年度）
他市区町村からの転入者等へのパンフレットの配布、市民まつり・行徳まつり等のイベント時の啓発活動により、自治（町）会の加入を促進します。	市民課窓口等でパンフレットを配布し、市民まつり・行徳まつり等で自治（町）会の活動を PR した。

評価	
B	**成果：** 市民まつりでは、多くの来場者が自治（町）会のブースに来場され、活動を周知することができた。 **課題：** 自治（町）会活動を PR し、加入へとつなげられるよう、パンフレットの改良や啓発活動を行う。

進行管理事業名（担当課）	9．避難行動要支援者対策事業 （地域支えあい課、介護福祉課、障がい者支援課）	
事業概要	数値目標等（令和４年度）	実績（令和４年度）
災害の発生、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な方の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する「避難行動要支援者」を把握し、避難の支援等を実施するための名簿を作成します。 また、制度の改正に伴い、「地域全体で助け合う『共助意識』」、「支援を受けるため自ら地域とつながりを持つ『自助意識』」の向上を推進し、「避難行動要支援者名簿」を活用したいと考える避難支援等関係者へ提供する体制整備をします。 さらに、平時における地域のつながりを促進します。	新制度施行後の名簿登録者数の増加率（対平成 30 年度比） +9%	+26.8%
評価 A	成果：名簿を活用する自治（町）会及び民生委員に対して名簿を提供した。 課題：名簿を活用する自治（町）会を増やすことが課題であり、本事業の周知方法等を検討する必要がある。	

進行管理事業名（担当課）	10．福祉避難所 （福祉部）
事業概要	実施した取組内容（令和４年度）
災害発生時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する方の生活環境が確保されるよう、円滑な利用の確保等の体制整備に努めます。	福祉避難所の開設訓練を実施するとともに、福祉避難所施設の一部に物置を設置し、開設時に必要な事務用品を配置した。
評価 A	成果：福祉避難所マニュアルのたたき台を作成した。 課題：福祉避難所マニュアルの完成に向け、現場対応業務について、より具体的な記載を盛り込む必要がある。

進行管理事業名（担当課）	**11. ボランティア・NPO 活動に関する情報提供** （ボランティア・NPO 課）

事業概要	実施した取組内容（令和４年度）
市公式 Web サイト及び広報誌等により、市内外で活動するボランティア・NPO 等市民活動の情報を提供します。情報誌は年３回発行し、施設、学校等に配布しています。	市公式 Web サイトにて、庁内事業、団体活動のボランティア募集を発信した。

評価
B

成果： Web 媒体の統合に伴い、情報提供の方向性を明確にすることができた。
課題： 旧サイトからの移行希望団体が想定より少なく、新サイトでの情報量が十分ではない。

目標達成度

86 %

７つの施策の方向のうち A 評価が３項目、B 評価が４項目であり、C 及び D 評価はなかった

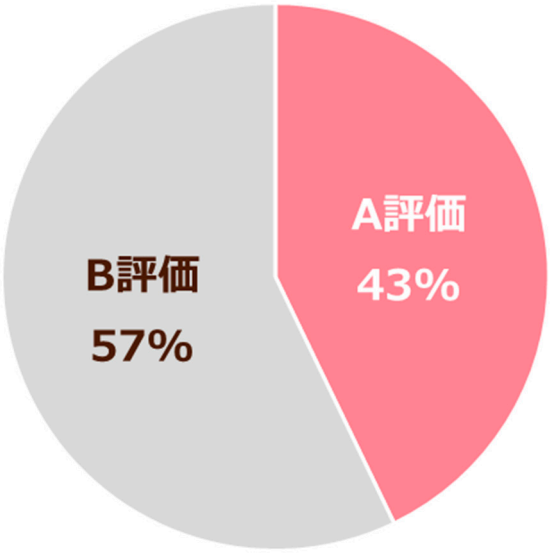

基本目標Ⅲ　安全とうるおいのあるまちづくり

進行管理事業名（担当課）	12．住宅改修費の助成事業 （介護福祉課、障がい者支援課）	
事業概要	数値目標等（令和４年度）	実績（令和４年度）
高齢者・障がい者の身体状況に対応した住宅改修に要する費用に対し、助成金を交付します。	申請件数	
	1,260	1,131
評価 A	成果：住宅改修申請書類の様式を変更し、市公式 Web サイトの掲載方法を見直したことで、提出書類の不備が減少した。 課題：事業者の更新手続きの見直しとともに、適正な工事のための留意点等の周知を行う。	

目標達成度

100 %

１つの施策の方向が A 評価であったため、目標達成度は 100%となった

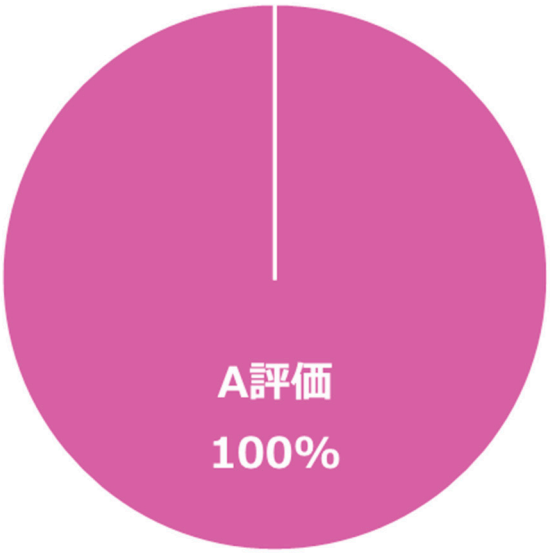

基本目標Ⅳ　自立と生きがいづくり

進行管理事業名（担当課）	13．生活困窮者自立支援 （生活支援課）	
事業概要	数値目標等（令和４年度）	実績（令和４年度）
生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の相談窓口「市川市生活サポートセンターそら」において、自立した生活の実現に向けた各種支援、関係機関の紹介、情報提供などを行います。	自立相談支援事業における新規相談受理件数	
	490	827
評価 A	**成果：**生活困窮状態から脱却することにより、社会的孤立状態の解消が図られた。 **課題：**増加傾向にある相談者への適切な対応・支援を実施する。	

進行管理事業名（担当課）	14．移動サービスの支援事業 （福祉政策課）	
事業概要	数値目標等（令和４年度）	実績（令和４年度）
高齢者や障がい者等の「移動困難者」が自由に外出できるよう、移動サービス事業者の増加に向けた支援や地域で移動サービスが利用できるような支援を行います。	福祉有償運送運営事業者数	
	12	8
評価 A	**成果：**事業者から更新登録申請があり、事業者数を維持することができた。 **課題：**新規団体からの登録申請がなかったため、他市の事例も参考にし団体の新規登録に向けての支援策を検討する。	

目標達成度

100 %

２つの施策の方向がＡ評価であったため、目標達成度は 100%となった

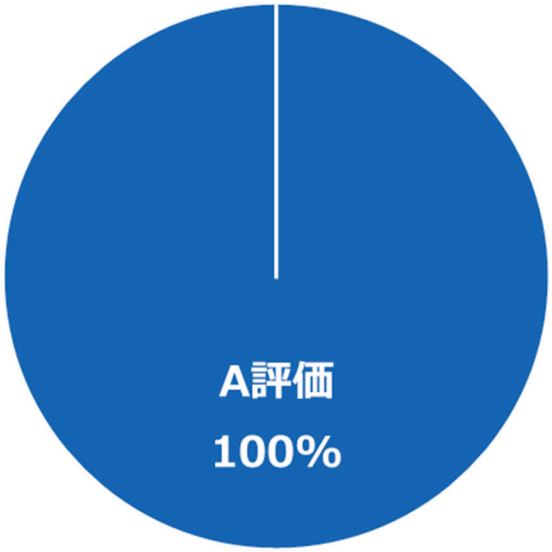

基本目標Ⅴ　地域福祉推進の基盤づくり

進行管理事業名（担当課）	**15．地域福祉の啓発** （福祉政策課、地域支えあい課、介護保険課）

事業概要	実施した取組内容（令和４年度）
誰もが役割を持ち、お互いに支え合っていく地域社会づくりをさらに進めるため、地域ケアシステムの認知度向上に努めるとともに、その背景や必要性について、市公式 Web サイト・広報誌・ワークショップ等により、市民一人ひとりの意識啓発に取り組みます。	地区推進会議において、次期地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果である、「地域ケアシステム」の認知度について共有し、意見交換を行った。

評価	
B	**成果：**「いちかわ支え合いネット」と「いちかわボランティア・NPOWeb」の統合に向け、関係課と具体的な検討を行うことができた。 **課題：**「地域ケアシステム」を様々な媒体を活用し、周知する必要がある。

進行管理事業名（担当課）	**16．地域活動の担い手養成研修** （地域支えあい課）

事業概要	数値目標等（令和４年度）	実績（令和４年度）
コミュニティワーカー（生活支援コーディネーター）と連携し、生活支援サービスの提供主体として期待されるボランティア等の地域活動の担い手を養成するための研修を実施します。また、研修修了者への地域活動の担い手としての登録の意向確認、関係団体への情報提供など、実際の地域福祉活動につなげる仕組みづくりを行います。	研修受講者数	
	100	31

評価	
C	**成果：**研修参加者に生活支援サービス提供団体の情報共有と個人情報提供の同意書をもらい、団体へ情報提供することができた。 **課題：**市川市社会福祉協議会が実施する講座と内容が重複することから、開催方法について検討する必要がある。

進行管理事業名（担当課）	17．相談員育成の支援（地域ケアシステム推進事業） （地域支えあい課）
事業概要	**実施した取組内容（令和４年度）**
地域ケアシステムの相談員としての意識、情報力、スキルアップに向けての取組が相談員間や地区間で偏りが生じないよう、また、相談員相互の交流の場を確保できるよう、総合的な研修会等の企画・実施を支援します。	てるぼサロンの担い手に対し、てるぼサロンの主旨を再確認するとともに、関係団体から地域での取組内容の周知を行った。
評価 C	**成果：**相談員に対する研修が実施できなかったため、目立った成果はない。 **課題：**コロナ禍における対面での会議の開催について、地域ケア拠点ごとに考え方が異なり、行政側の一律的な対応が困難であった。

進行管理事業名（担当課）	18．地域活動応援制度の創設・実施 （福祉政策課、地域支えあい課）	
事業概要	**数値目標等（令和４年度）**	**実績（令和４年度）**
地域貢献・地域交流の一環として地域活動の場を定期的に提供する民間団体（社会福祉法人、民間企業等）を募集します。また、提供された場に関する情報を、近隣の地区社会福祉協議会等に提供することにより、地域福祉活動の活性化を支援します。	提供施設数	
	19	5
評価 C	**成果：**市公式 Web サイトで情報提供を行ったのみで、目立った成果はない。 **課題：**広く周知を行うことや利用者・提供者が利用しやすくなるよう、要綱等の見直しの検討が必要である。	

進行管理事業名（担当課）	19．地域活動拠点の整備（地域ケアシステム推進事業） （地域支えあい課）

事業概要	実施した取組内容（令和４年度）
地域住民が安心して地域活動が行えるよう、適正な活動拠点の環境整備に努めます。	地区社会福祉協議会の拠点やサロン活動の場の確保を行った。

評価	
A	**成果：** 地域活動拠点の確保とともに、各拠点からの環境整備の要望について対応した。 **課題：** 公の施設の改修工事などの計画情報を共有できるように努める。

進行管理事業名（担当課）	20．団地集会所の開放 （市営住宅課）

事業概要	実施した取組内容（令和４年度）
団地集会所を団地住民だけでなく、公益に資する活動を行っている団体（自治（町）会等）にも開放して、様々な活動ができるようにします。	自治（町）会等から使用申請があった場合は、使用料条例第４条にもとづき使用料を免除し、使用を許可した。

評価	
A	**成果：** 自治（町）会や各種団体が、新型コロナウイルス感染症の予防対策を行いながら集会所を利用し、活動を行った。 **課題：** 自治（町）会や各種団体とのさらなる相互交流や文化活動の向上を図る。

進行管理事業名（担当課）	21．地域資源のネットワークづくり（地域ケアシステム） （地域支えあい課）
事業概要	**実施した取組内容（令和４年度）**
地域ケアシステム推進連絡会等に期待されているプラットフォーム化の機能を活かし、様々な地域福祉活動に関わる人材・施設・情報等の福祉資源のネットワークづくりに努めます。	地区の相談員会議に、感染症予防対策を行った上で保健センターの職員が出席し、地域課題などの情報共有を図った。
評価 A	**成果：** ３年ぶりに対面での地区推進会議も開催することができ、14 地区の代表者と本市の施策について情報共有を行えた。 **課題：** 地域活動の共有や協力は不可欠であるため、情報共有を継続することが必要である。

進行管理事業名（担当課）	22．個人情報適正活用支援 （地域支えあい課）
事業概要	**実施した取組内容（令和４年度）**
地域活動を行うにあたっての個人情報の収集・管理の留意点等をわかりやすく記載したリーフレットを作成し、地域活動の担い手に配布します。これにより、地域活動の担い手が、個人情報を適切に管理しつつ、適正に活用することができるよう支援します。	前年度に引き続き、市公式 Web サイトでリーフレットの内容を掲載した。
評価 A	**成果：** 個人情報の適切な管理のため、リーフレットの内容を周知した。 **課題：** 引き続き、新たに委嘱された相談員や福祉委員等に、リーフレットの周知に努める。

目標達成度

78 %

８つの施策の方向のうちＡ評価が４項目、Ｂ評価が１項目、
Ｃ評価が３項目で、Ｄ評価はなかった

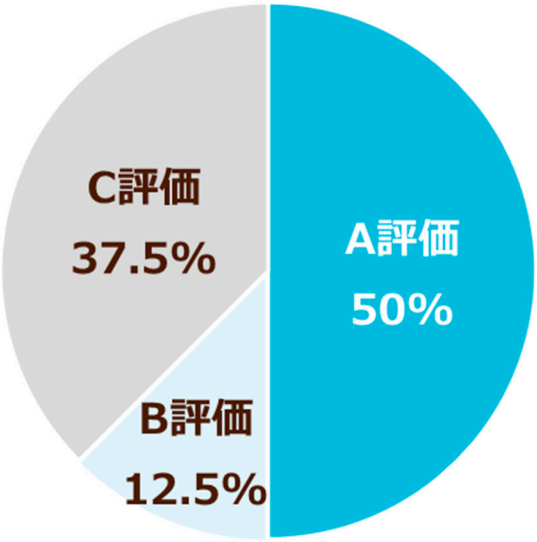

総合評価（対前年度比較）

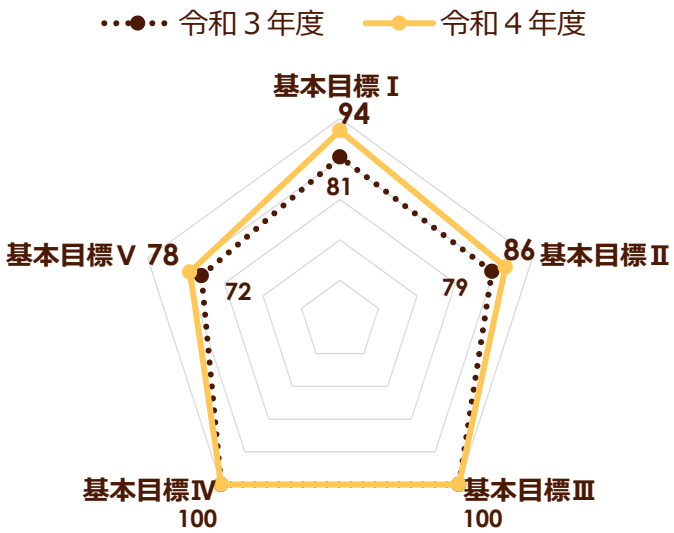

令和４年度の達成度は、令和３年度より６ポイント高い86%となった。

「基本目標Ⅰ」で、４項目のうち３つが「A」評価となり、前年度から13ポイント上昇した。これは、「成年後見制度利用促進基本計画」を策定したことや、「相談支援体制の整備」において、相談支援包括化推進会議を開催し、庁内関係部署や支援関係機関との協議を重ね、令和５年７月から、「重層的支援体制整備事業」を実施することとなったことが主な要因である。

2　第４期計画の成果

第４期計画では、施策の方向ごとに、その内容について目標を定め、平成 30 年度、令和 2 年度、令和４年度に実施したアンケートの結果は下表のとおりとなりました。

なお、令和２年度に実施する予定であった福祉委員へのアンケートは新型コロナウイルス感染症の影響により、実施することが困難であったため、令和３年度に実施しています。

施策の方向	測定方法	内容
1　情報の提供	e-モニターアンケート ※施策の方向５については、福祉サービス利用者のみを対象	必要な福祉に関する情報を得られていると思う割合
2　地域における相談支援・生活支援の充実		福祉に関する相談が必要な場合にどこに相談すればいいか知っている割合
4　権利擁護と見守り体制の充実		成年後見制度を知っている割合
5　サービスの質の向上		福祉サービスの質に満足している割合
6　福祉コミュニティの充実		地域コミュニティ（お祭り、防災訓練、公園清掃、その他地域の行事）に参加している割合
7　地域における防災体制充実の推進		地域での関係づくりなど、防災体制の整備に向けた地域活動が充実していると思う割合
8　ボランティア・NPO 活動の推進		ボランティア・NPO 活動に参加している割合
11　住環境の整備		バリアフリー対応など住宅に関する不安を感じている割合
13　就労と社会的自立の支援		就労支援、社会的自立の支援が充実していると思う割合
15　移動の自由の確保		移動に関して不自由を感じる割合
16　地域福祉に対する意識の啓発		支え合いの意識を持って地域福祉活動に参加している割合
17　地域活動の担い手の確保と育成	福祉委員へのアンケート	地域活動の担い手が確保できていると思う割合
18　地域資源の有効活用		地域活動の場が確保できていると思う割合
19　情報共有・管理の充実		活動に必要な情報の取得方法、適切な保管・管理方法を知っている割合

平成 30 年度と令和 2 年度の対比では、ほぼ目標どおりに増加（減少）しましたが、令和 3 年度はコロナ禍の影響を受け、令和 2 年度と令和 4 年度の対比ではほとんどの数値で後退が見られました。

目標	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 4 年度		
				対 30 年度比	対 2 年度比
増加	45.1%	48.9%	45.1%	**+3.8% 増加**	▲3.8% 減少
増加	67.6%	68.8%	69.4%	**+1.2% 増加**	**+0.6% 増加**
増加	41.1%	45.1%	44.4%	**+4.0% 増加**	▲0.7% 減少
増加	30.1%	35.2%	31.0%	**+5.1% 増加**	▲4.2% 減少
増加	50.9%	50.2%	48.6%	▲0.7% 減少	▲1.6% 減少
増加	23.3%	29.8%	25.5%	**+6.5% 増加**	▲4.3% 減少
増加	18.1%	20.8%	18.6%	**+2.7% 増加**	▲2.2% 減少
減少	50.4%	46.0%	49.6%	**▲4.4% 減少**	+3.6% 増加
増加	28.8%	33.5%	30.6%	**+4.7% 増加**	▲2.9% 減少
減少	31.0%	26.7%	26.6%	**▲4.3% 減少**	**▲0.1% 減少**
増加	40.4%	42.1%	36.3%	**+1.7% 増加**	▲5.8% 減少
増加	49.1%	43.3%	47.6%	▲5.8% 減少	**+4.3% 増加**
増加	70.1%	67.7%	68.7%	▲2.4% 減少	**+1.0% 増加**
増加	44.5%	55.3%	57.8%	**+10.8% 増加**	**+2.5% 増加**

第３章

第５期地域福祉計画策定の基本的な考え方

1　市川市の地域福祉を取り巻く状況（統計データ）

（１）人口と世帯の状況

本市では人口が増加傾向にあり、令和５年９月末には 492,835 人となっています。年齢３区分別でみると、年少人口は減少しているのに対し、生産年齢人口及び高齢者人口が増加し、高齢化率は近年横ばいとなっています。

世帯数をみると、人口増加に伴い、増加しているものの、１世帯当たりの人員は微減となっています。

【年齢３区分別人口と高齢化率の推移】

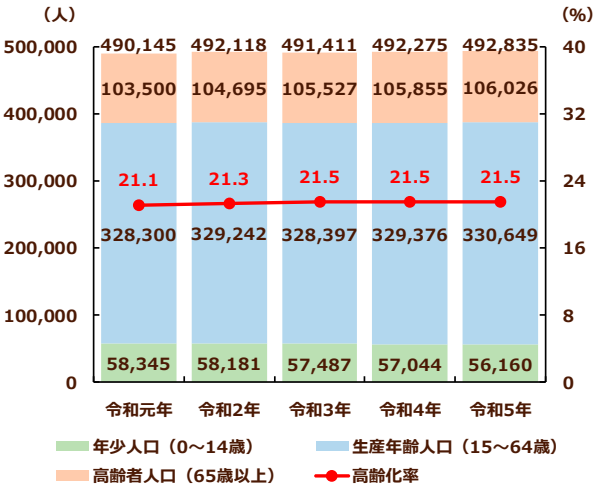

資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

【世帯数と１世帯当たり人員の推移】

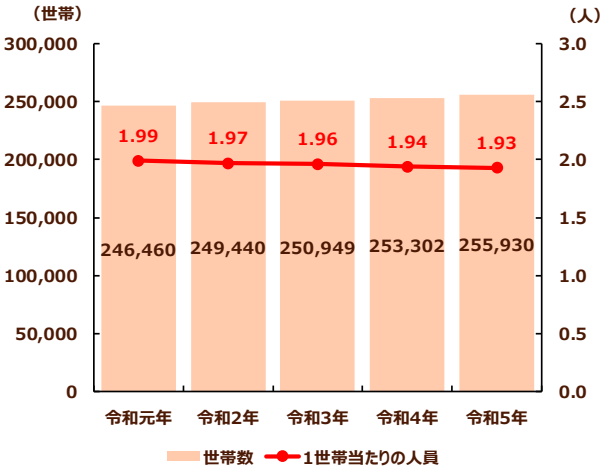

資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

（２）高齢者の状況

高齢者人口は年々増加し、令和５年９月末には 106,026 人となっています。高齢者人口に占める 75 歳以上人口の割合も増加し、令和５年９月末には 55.1%となっています。

要支援･要介護認定者は年々増加していましたが、減少に転じ、令和５年９月末には 19,404 人となっています。

【高齢者人口の推移】

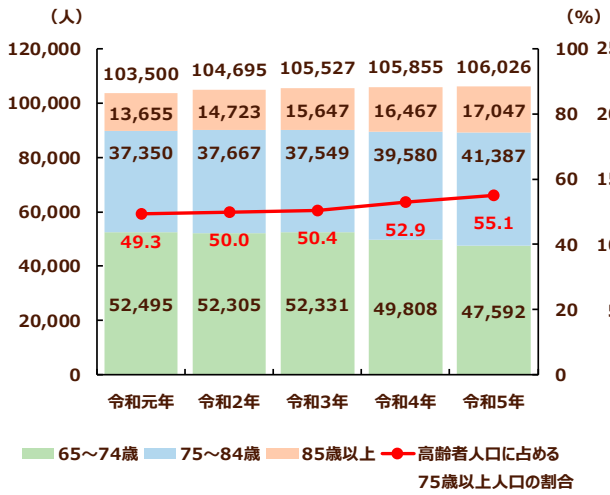

資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

【要支援･要介護認定者数の推移】

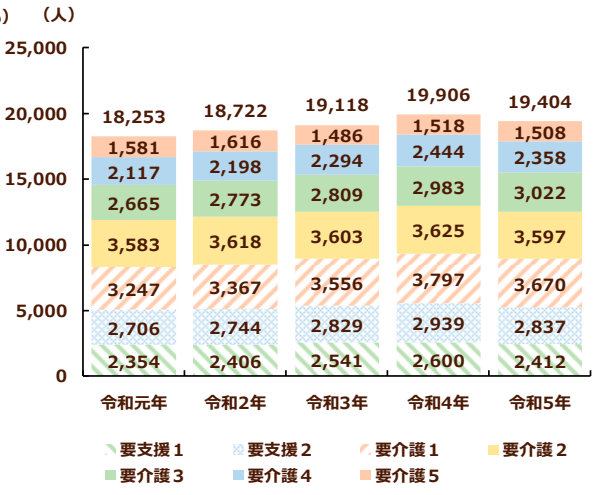

資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

（３）障がい者の状況

障害者手帳所持者数は年々増加し、令和５年３月末には 18,110 人となっています。

障害者手帳別にみると、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者は増加している一方で、身体障害者手帳所持者は減少し、令和５年３月末には 10,238 人となっています。

【障害者手帳所持者数の推移】

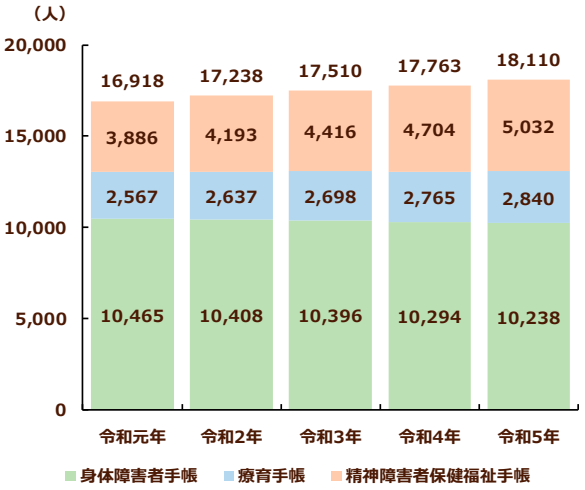

資料：障がい者支援課（各年3月末現在）
各手帳の重複所持者は各々で計上している。

（４）こども･出生の状況

就学前児童数は年々減少し、令和５年９月末には 21,907 人となっています。

合計特殊出生率も減少傾向にあり、全国及び千葉県を下回り、令和４年度は 1.17%となっています。

【就学前児童数の推移】

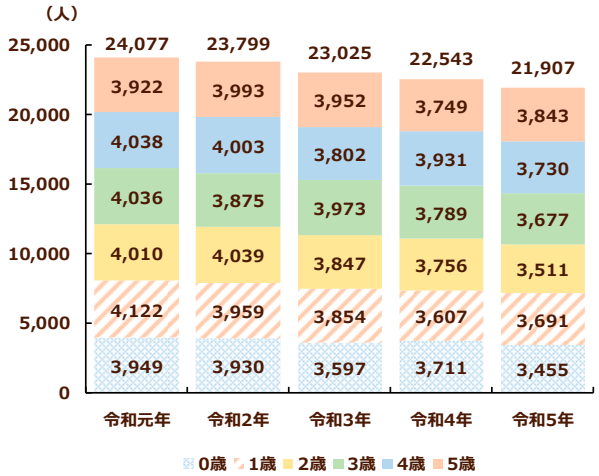

資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

【合計特殊出生率の推移】

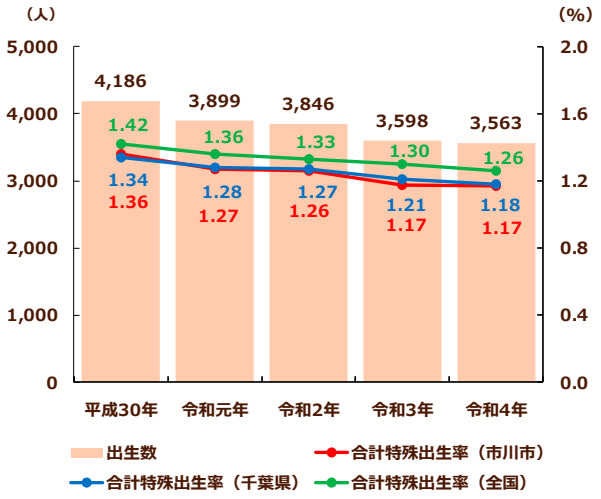

資料：千葉県健康福祉部

（５）生活困窮者等の状況

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の相談窓口「市川市生活サポートセンターそら」における新規相談件数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響による住居確保給付金の急増に伴い、令和２年度に急増した後、令和３年度に減少に転じましたが、依然として増加傾向にあり、令和４年度は 827 件となっています。

被保護世帯数、被保護人数及び保護率は、年々増加し、令和４年度にはそれぞれ 6,439 世帯、8,086 人、16.43‰となっています。

【自立相談支援の新規相談件数の推移】

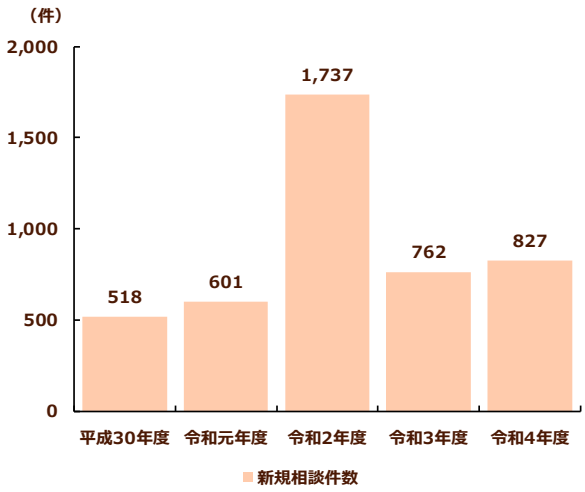

資料：地域共生課

【被保護数と保護率の推移】

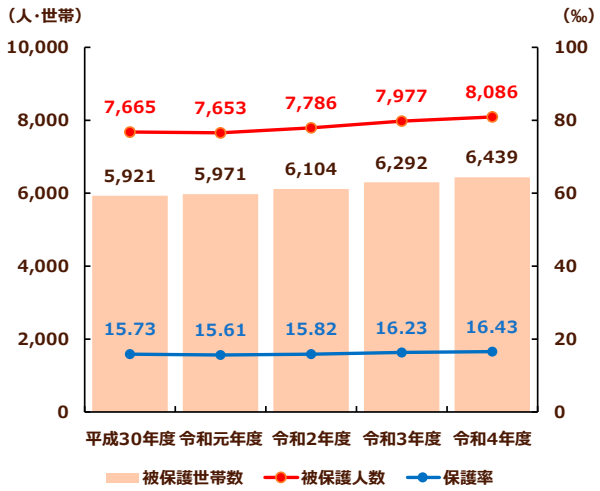

資料：生活支援課

（６）ボランティアの活動状況

市川市社会福祉協議会が事務局を務める地域福祉・ボランティアセンターに登録されている団体及び個人ボランティア数は、令和３年度以降、減少傾向にあります。

登録団体の活動分野をみると、保健・医療・福祉関係、学術・文化・芸術・スポーツ関係、子ども関係が多くなっています。

【地域福祉・ボランティアセンター登録数の推移】

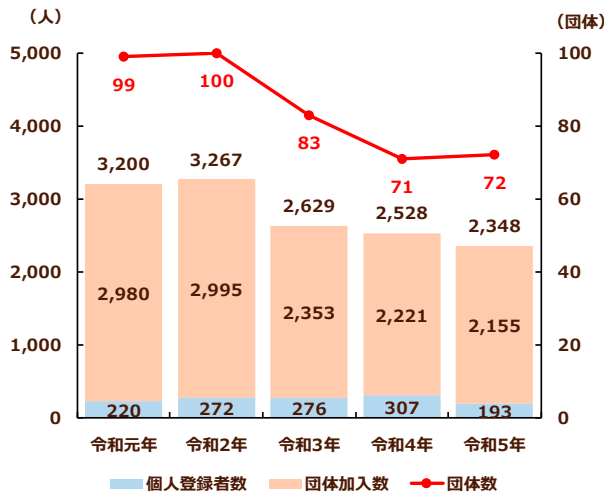

資料：地域福祉・ボランティアセンター（各年3月末現在）

【ボランティア登録団体の活動分野】

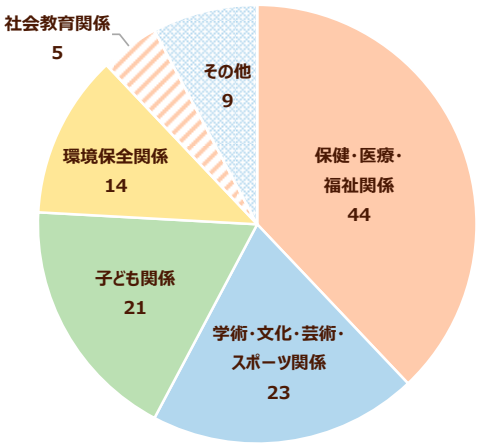

資料：地域福祉・ボランティアセンター（各年3月末現在）

複数の活動分野に分類される登録団体は各々で計上している。

（７）自治（町）会加入世帯と加入率

自治（町）会の加入世帯数及び加入率は年々減少し、令和５年には加入世帯数が 132,821 世帯、加入率が 52.1%となっています。

【自治（町）会の加入世帯数と加入率の推移】

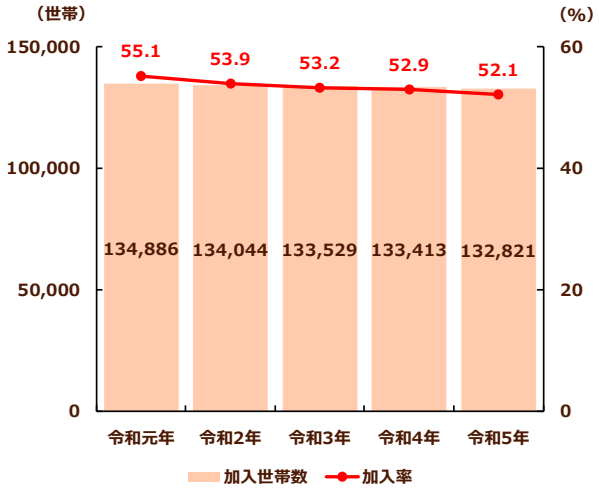

資料：地域振興課（各年4月1日現在）

2　市民等アンケート調査の実施と課題

第５期市川市地域福祉計画の策定にあたり、「地域福祉計画策定のためのアンケート調査（令和４年度）」を実施しました。

このアンケートから、市民等の視点から見た地域福祉に対する意識・ニーズの基本動向を把握・分析し、そこから導き出される課題を整理し、第５期計画における施策の展開に活用します。

なお、アンケート結果の詳細は、市公式 Web サイトで公表しています。（下記 URL または右下の二次元コードからアクセスできます）

https://www.city.ichikawa.lg.jp/common/wel01/file/0000419383.pdf

対象	項目	内容
①市民（Web 回答）（※）	抽出方法	市内在住の市民
	調査方法	Web 回答 【調査時期：令和４年８月～９月】
	対象者数	－
②市民（紙回答）（※）	抽出方法	市内在住の 65 歳以上の市民を無作為抽出
	調査方法	郵送配布－郵送回収 【調査時期：令和４年９月】
	対象者数	300 人
③ボランティア団体 ・NPO 法人	抽出方法	市川市ボランティア協会会員及び市内の千葉県認証 NPO 法人（保健・医療・福祉又はこどもの健全育成に関連のある団体）
	調査方法	郵送配布－郵送回収、Web 回答 【調査時期：令和４年９月】
	対象者数	123 団体
④民生委員・児童委員	抽出方法	市川市において民生委員・児童委員を務めている方
	調査方法	８月の地区民生委員児童委員協議会の各地区の会長に説明し、９月の地区民生委員・児童委員協議会で配布。10 月の地区民生委員・児童委員協議会の際に回収（Web 回答も可） 【調査時期：令和４年９月～10 月】
	対象者数	460 人（全員）
⑤福祉委員	抽出方法	市川市において福祉委員を務めている方
	調査方法	「相談員会議」等、地区における会議の際に配布する等、地区において個別に配布・回収方法を工夫して実施（Web 回答も可） 【調査時期：令和４年９月～10 月】
	対象者数	690 人（全員）

※①市民（Web 回答）と②市民（紙回答）の設問は全て同じ。

【配布・回収】

調査種別	配布数	有効回収数	有効回収率
①市民（Web 回答）	–	681	–
②市民（紙回答）	300	148	49.3%
③ボランティア団体・NPO 法人	123	63	51.2%
④民生委員・児童委員	460	426	92.6%
⑤福祉委員	690	331	48.0%

※有効回答率は小数点第２位を四捨五入したものです。

アンケート調査から見えてきた課題は、以下のとおりです。

【課題１】 地域福祉に関する情報提供の不足と身近な相談窓口の充実

アンケート調査結果では、以前より福祉に関する情報提供は進んでいるものの、地域活動の充実のためには十分でないと感じている地域住民が多くいました。

本市が優先すべき取組として挙げる意見も多く、市公式 Web サイトをはじめ、SNS など様々な媒体を活用した広報など、福祉に関する情報を幅広く・効果的に発信していくことが重要です。

また関連して、複雑かつ多様化する福祉ニーズへの対応や、地域課題の把握にあたっては、住民が身近に相談できる窓口の充実を図り、福祉に関する情報提供の促進も並行して進めていくことが求められています。

【課題２】 自治（町）会の加入世帯の低下

自治（町）会の加入率については、市民の中でも高齢者の加入者は多い傾向であり、地域ごとにばらつきもみられました。

自治（町）会をはじめとした様々な地域コミュニティの活動は、地域福祉を推進していく上での基礎となります。

アンケートでは、前回の調査と比較して自治（町）会の加入率が上昇していますが、実際の加入率は減少しており、引き続き自治（町）会活動の活性化や会員確保への取組の強化が求められています。

【課題３】 高齢者の近所づきあい、交流の機会の減少

近所づきあいについては、市民の７割程度が、ある程度の近所づきあいがあると回答されていましたが、高齢者の回答では「ほとんど近所づきあいはない」との回答が、前回（平成 28 年）調査時の7.8%から今回 9.5%に微増しており、高齢者の社会的孤立の進行が懸念されます。

一般的に、家族構成や生活様式の変化（核家族化、共働き世帯の増加等）によって近隣同士の交流減少や、コロナ禍によるお祭り・イベントの開催中止等により、地域の交流機会が減っていることも考えられますが、特に高齢者については筋力の低下による「閉じこもり」も懸念されるため、注意が必要です。

このため、日頃からのあいさつ・声かけ運動や見守り活動、身近な支え合い活動などを通じて、地域住民同士の繋がりを深め、住みよい地域づくりをしていく必要があります。

また、地域住民が地域福祉について「自分事」として意識を高めることや、地域活動の担い手を増やしていくには、イベントや住民同士の交流の機会を設けることが重要と考える意見も多く上がっていました。

【課題４】 災害時に地域住民が相互に助け合うために必要な日常的な取組

災害時には、要介護高齢者や障がい者といった支援を必要とする方々への声かけを行うなど、適切な避難の体制を作っていくことが重要です。

アンケート調査結果では、近年の自然災害の頻発・激甚化を受け、住民の自然災害への不安の高まりがみられました。

併せて、「避難行動要支援者」の把握についても高い意識を持たれており、６割程度が把握しておくべきと考えており、災害時に加えて、日常生活に支障がある際の援助を受けたいという声も多くなっています。

【課題５】 地域ケアシステムやコミュニティワーカーの認知度の低迷

地域ケアシステムについては、民生委員・児童委員やボランティア団体・NPO 法人における認知度は比較的高い傾向にありましたが、前回調査より「知らない」が増加しました。

一方で、市民の認知度はこれまでと同様に低く、本市の広報や市公式 Web サイトを活用した情報発信の強化を求める声が多く上がっています。

また、コミュニティワーカーを配置していることを把握していない割合も多く、今後広く情報発信していくことが求められています。

3　第５期計画の基本的な考え方

第５期市川市地域福祉計画は、主に以下の４つの事項を踏まえて策定します。

①本市の地域福祉を取り巻く状況（現状と課題）

②地域福祉計画策定のためのアンケート調査（令和４年度）の結果

③本市が推進する「地域福祉を推進するための仕組み」（地域ケアシステム）

④地域共生社会の実現（市町村地域福祉計画策定ガイドライン）

2020（令和２）年の改正社会福祉法で、第４条第１項に、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない」とされました。

「共生」を目指すためには、地域性や文化的な価値観、地域住民や地域活動団体における人間関係など、複雑な事情により相容れることが難しい状況でも、その状況に向き合い、葛藤を抱えながらも対話を重ねて理解を深め、乗り越えるための不断の努力が必要です。

＜福祉行政のこれまでとこれから求められる「包括的支援」＞

	制度の狭間、複合・複雑ケースを想定してこなかった **これまで** の福祉行政の対応	制度の狭間、複合・複雑ケースに対応するための **これから** の福祉行政の対応＝「包括的支援」
目標	対象者が**表明している** **困りごと**に対応する	対象者や対象世帯が **「自律的な生活」を送ることができる** 衣食住など理想的な側面 **自立** ＋ 社会的なつながりなど関係性の側面 **孤立の解消**
ケースの受け止め	相談窓口に来る人を**待つ**	相談窓口で対応するだけでなく、 生活課題を抱えるケースを**見つけに行く**
アセスメント	対象者が**訴える** **具体的な課題を中心**に聞く	必要に応じて、**世帯全体**の生活課題、 その**経緯・背景**まで把握する
支援調整	**所掌する事務の範囲内**で、 制度サービスにつなぐ	世帯の生活課題を**包括的に支援**するため、 **多岐にわたる支援を調整**
伴走支援	支援・サービスを受けることに合意 している人を主な対象としており、 **必要性が低い**	課題を緩和しながら長期に関わる場合、 ライフステージの変化に応じた柔軟な 支援が必要な場合は**必要性が高い**

また、行政による包括的な支援体制の整備について、その努力義務を具体化する一手法として創設された「重層的支援体制整備事業」について、本市では 2023（令和 5）年 7 月より実施したことを踏まえ、第 5 期計画ではその実施する取組を盛り込みます。

地域共生社会の実現（社会福祉法第４条１項）

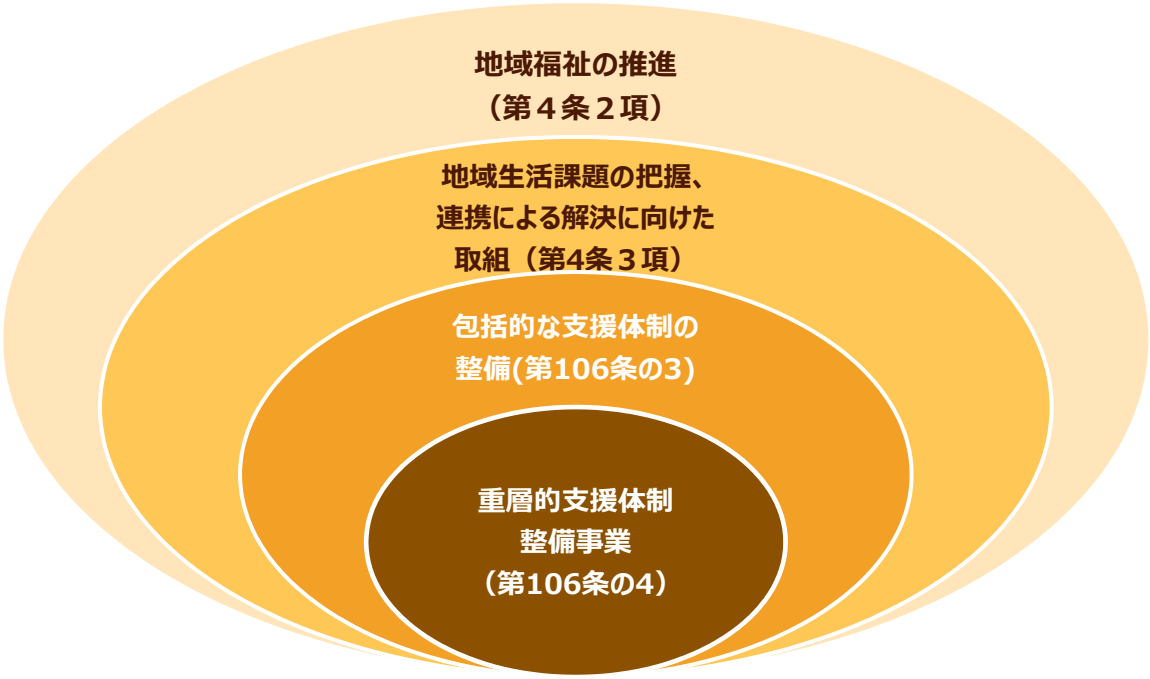

4　新たな基本理念・行動指針

第４期計画の基本理念は、「だれもが住み慣れた地域で自立した生活を送るとともに、自らも参画し、安心して暮らすことのできるまちをつくる」でしたが、第５期計画では、35 ページのとおり、計画策定において考慮する４つの事項を踏まえ、基本理念について、本市の地域福祉を推進するために「こうあるべき」と考える根本的な概念として整理し、本市でも「地域共生社会の実現」を目指すため、以下のように改めます。

第５期市川市地域福祉計画　基本理念

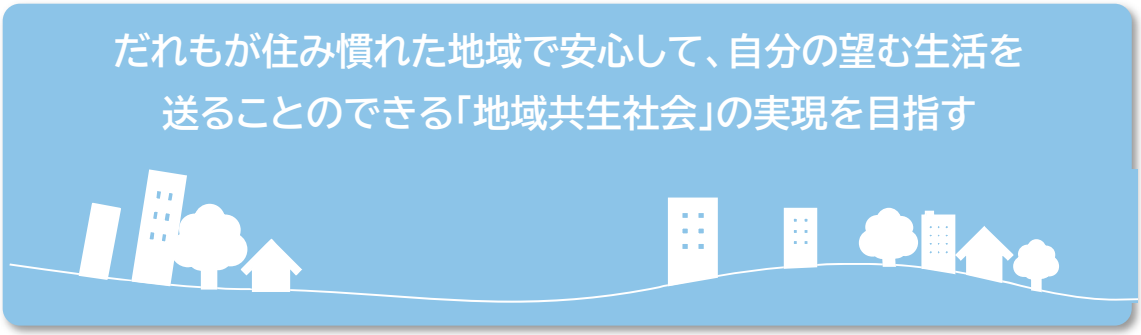

また、第４期計画の行動指針は「住民がつくる身近な福祉コミュニティ」としていましたが、第５期計画から基本理念を改めることに併せて、行動指針を「基本理念を体現する具体的な行動を明文化するもの」として整理し、以下のように改めます。

第５期市川市地域福祉計画　行動指針

「個人の尊重」は、社会福祉法第４条第１項の「個性を尊重し合い」から引用しており、また、「多様性を認め合う」ことは、すべての人々を孤立や孤独、排除や摩擦から守り、社会の構成員として包み支え合うための意識がけとして必要なものです。

「それぞれの役割」では、「自助（一人ひとりの役割）」、「互助・共助（地域の役割）」、「公助（行政の役割）」を踏まえ、各自が行動、参加することで、地域福祉を強力に推進します。

５つの基本目標（38 ページ）とそれに向かう 19 の施策の方向において、自助、互助・共助、公助の観点から、それぞれの役割について、この計画に盛り込みます。

5　基本目標と施策の方向の見直し

（１）基本目標の表現の見直し

第５期計画の基本目標は、第４期計画の基本目標と同じく５つ設定していますが、第４期計画の基本目標を継承しつつ、地域共生社会の実現のためにそれぞれが行動することを表すため、語尾の結びを「共につくる」と改めます。

基本目標	第４期計画	第５期計画
基本目標Ⅰ	安心と信頼のあるまちづくり	**安心と信頼のあるまちを共につくる**
基本目標Ⅱ	参加と交流のまちづくり	**参加と交流のあるまちを共につくる**
基本目標Ⅲ	安全とうるおいのあるまちづくり	**安全とうるおいのあるまちを共につくる**
基本目標Ⅳ	自立と生きがいづくり	**生きがいを感じるまちを共につくる**
基本目標Ⅴ	地域福祉推進の基盤づくり	**地域福祉推進の基盤を共につくる**

（２）施策の方向の見直し

第４期計画では５つの基本目標に対し 19 の施策の方向を定めましたが、第５期計画では地域共生社会の実現をテーマとするため、文言等の修正を含めた見直しを行い、同数の 19 の施策の方向を定めました。

見直した施策の方向の番号	第４期計画	第５期計画
1	情報の提供	**地域福祉に関する情報の提供**
2	地域における相談体制・生活支援の充実	**相談支援体制の充実**
3	地域医療・福祉の充実	**地域医療体制と在宅医療・介護連携の推進**
5	サービスの質の向上	**福祉サービスの質の向上と虐待の防止**
8	ボランティア・NPO 活動の推進	**ボランティア・NPO 活動の推進と社会参加の促進**
9	快適空間のあるまち	**犯罪の防止と立ち直りの支援**
10	道路・歩道のバリアフリー化	**バリアフリーの推進**
11	住環境の整備	**居住環境の整備**
13	就労と社会的自立の支援	**就労と生活困窮者への支援**
14	生涯学習環境の充実	**自殺防止に対する包括的な支援**
15	移動の自由の確保	**地域の居場所づくり**
17	地域活動の担い手の確保と育成	**地域福祉活動の担い手の確保と育成**

6　SDGｓの考え方

SDGsとは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、国際社会全体がめざすべき 17 の開発目標を示したものであり、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとして、2015（平成 27）年９月の国連サミットにて全会一致で採択されたものです。

本市も、「誰一人取り残さない」という人間の安全保障に賛同しており、福祉分野の上位計画となる地域福祉計画においても、基本目標ごとに関連するSDGsのゴールを定め、施策の展開を図ります。

7　福祉圏域について

福祉圏域とは一般的に、地域福祉を推進するために、必要な各種取組や仕組みづくりを効果的に展開していくための地域の範囲とされています。

本市では、市独自の取組である地域ケアシステムを推進するため、市内を 14 に区分した地区社会福祉協議会の活動地区を「小域福祉圏」として設定し、その活動拠点（地域ケア拠点）を 1 地区に 1 箇所ずつ設けていましたが、2016（平成 28）年 6 月にエリアの広い南行徳地区に 2 つ目の拠点を開設しました。

14 地区（圏域）にはそれぞれ地域ケア拠点があり、そこでは地域に身近な相談を受け付ける「相談員」がいて、複雑化・複合化した課題は行政の「専門職」につなぐ事により、本市は包括的な相談支援体制を構築しています。

本市の包括的な相談支援体制の図

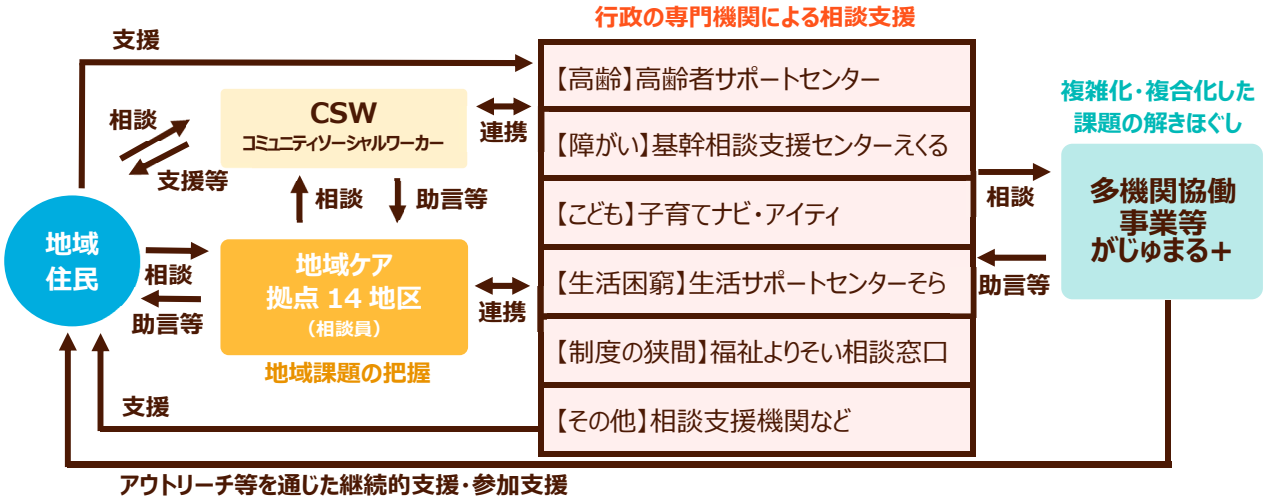

以前から、本市では適切な福祉圏域の設定について検討していましたが、本市全般としての目指すべきコミュニティ像が不明瞭であるため、議論が進んでいませんでした。

一方、2017（平成 29）年に国が「市町村地域福祉計画策定ガイドライン」を策定し、市町村における包括的な支援体制を整備していく上での「住民に身近な圏域」として、この圏域において、①地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境を整備すること、②地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制を整備することとされました。

このガイドラインを踏まえ、第５期計画では、本市における適切な「福祉圏域」について、国が示す「住民に身近な圏域」と合わせることとし、地域福祉の関係者が集い、地域の課題を解決する場でもある「地域ケアシステム推進連絡会」や、「地域に身近な相談機能」を持つ地域ケアシステムの活動拠点を中心とした区域である 14 の小域福祉圏を、適切な福祉圏域＝住民に身近な圏域として設定します。

なお、これ以外に市内で圏域（区域）が設定されている主なものは、下表のとおりです。

圏域（区域）の名称	圏域（区域）の内容
市川市自治会連合協議会　地区連合会	14 地区
市川市高齢者サポートセンター （地域包括支援センター）担当圏域	15 圏域
日常生活圏域 （介護保険事業計画において、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件を勘案して本市が定めるもの）	15 圏域 （令和６年３月までは４圏域）
市川市民生委員・児童委員地区協議会	18 区域
教育・保育提供区域 （教育・保育を提供するために、保護者やこどもが居宅等から容易に移動することが可能な区域）	３区域、13 地区（北部・中部・南部）
市立小学校の通学区域	39 区域
市立中学校の通学区域	16 区域

8　計画体系図

基本理念	行動指針	基本目標	施策の方向
だれもが住み慣れた地域で安心して、自分の望む生活を送ることのできる「地域共生社会」の実現を目指す	個人を尊重し、多様性を認め合い、それぞれが役割を認識しながら、行動する	基本目標Ⅰ 安心と信頼のあるまちを共につくる	1 地域福祉に関する情報の提供
			2 相談支援体制の充実【重点】
			3 地域医療体制と在宅医療・介護連携の推進
			4 権利擁護と見守り体制の充実
			5 福祉サービスの質の向上と虐待の防止
		基本目標Ⅱ 参加と交流のあるまちを共につくる	6 福祉コミュニティの充実
			7 地域における防災体制充実の推進
			8 ボランティア・NPO 活動の推進と社会参加の促進【重点】
		基本目標Ⅲ 安全とうるおいのあるまちを共につくる	9 犯罪の防止と立ち直りの支援
			10 バリアフリーの推進
			11 居住環境の整備
		基本目標Ⅳ 生きがいを感じるまちを共につくる	12 健康づくり・介護予防の支援
			13 就労と生活困窮者への支援
			14 自殺防止に対する包括的な支援
			15 地域の居場所づくり【重点】
		基本目標Ⅴ 地域福祉推進の基盤を共につくる	16 地域福祉に対する意識の啓発
			17 地域福祉活動の担い手の確保と育成
			18 地域資源の有効活用
			19 情報共有・管理の充実

（※）特に重点的に予算や人材等を配分していくこととしている施策の方向には、【重点】の表記があります。

9　計画策定体制

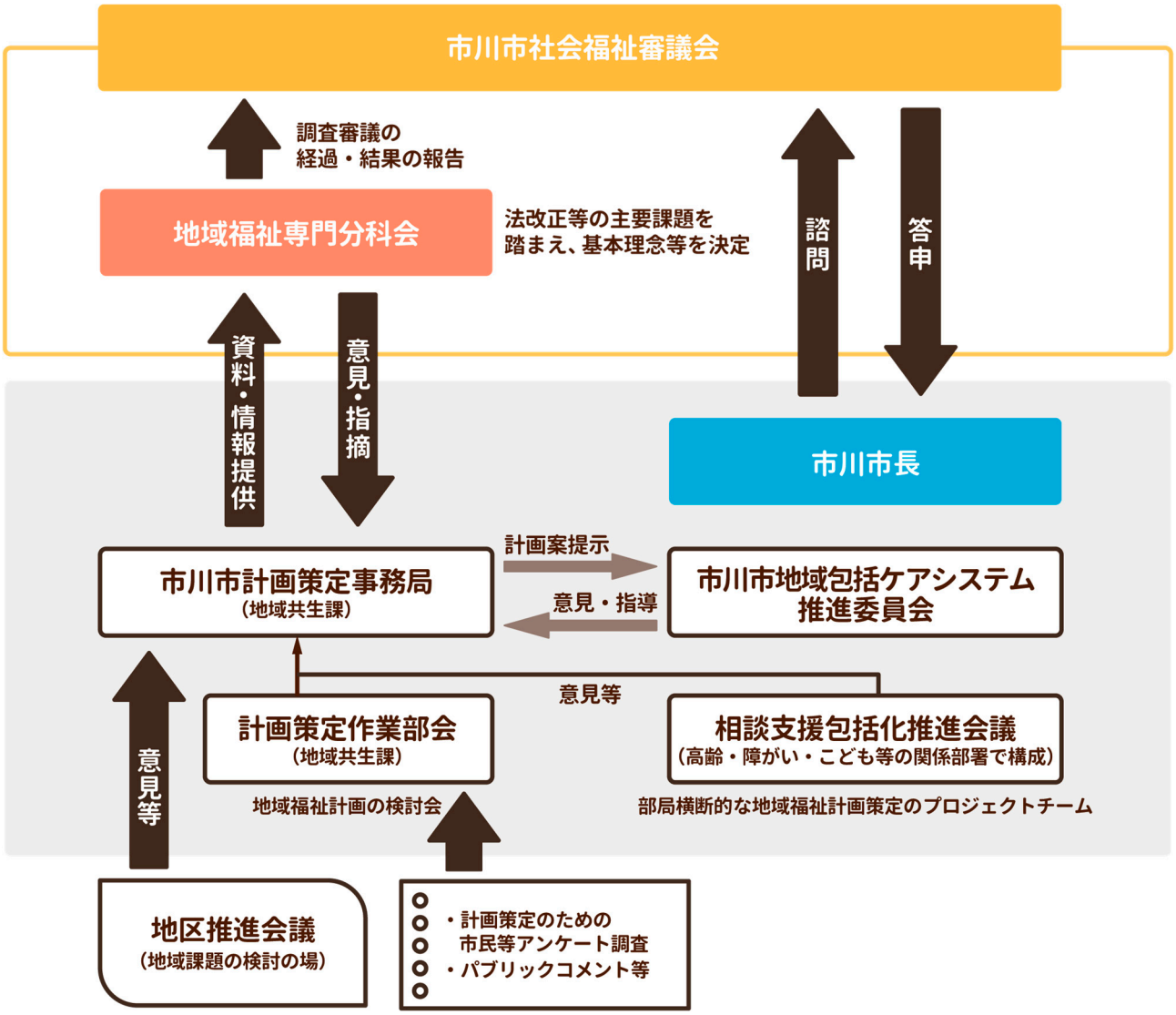
市川市社会福祉審議会
調査審議の
経過・結果の報告
地域福祉専門分科会
法改正等の主要課題を
踏まえ、基本理念等を決定
諮問
答申
資料・情報提供
意見・指摘
市川市長
計画案提示
意見・指導
市川市計画策定事務局
（地域共生課）
市川市地域包括ケアシステム
推進委員会
意見等
意見等
計画策定作業部会
（地域共生課）
相談支援包括化推進会議
（高齢・障がい・こども等の関係部署で構成）
地域福祉計画の検討会
部局横断的な地域福祉計画策定のプロジェクトチーム
地区推進会議
（地域課題の検討の場）
・計画策定のための
市民等アンケート調査
・パブリックコメント等

（１）計画策定のための市民等アンケート調査

市民、ボランティア団体・NPO 法人、民生委員・児童委員、福祉委員のそれぞれの視点から見た地域福祉に対する意識やニーズを把握・分析するとともに、そこから導き出される課題を整理しました。

（２）地区推進会議

各地域で地域福祉活動をされている方の視点から、地域課題・必要な施策の検討を行いました。

（３）パブリックコメントの実施

計画の策定にあたり、計画案を広く市民にお知らせして、意見の募集を行った結果、貴重な意見をいただき、参考とさせていただきました。

（４）計画策定作業部会の設置

2023（令和 5）年度に新設された地域共生課において、第５期計画の内容を検討する作業部会を設置しました。

（５）地域包括ケアシステム推進委員会

地域包括ケアシステム推進のための施策について検討し、原案に反映させました。

（６）社会福祉審議会及び地域福祉専門分科会【諮問及び答申】

本計画の策定にあたり、2023 年７月５日に、社会福祉審議会に諮問を行いました。この審議会は、学識経験者、関係団体からの推薦者、市民、関係行政機関の職員で構成され、本市における高齢者福祉、障害者福祉、その他社会福祉に関する事項について市長の諮問に応じ調査審議を行っています。

また、地域福祉に関することを調査審議する部会として、地域福祉専門分科会を設置しています。

審議会及び専門分科会では、計画策定にあたり、第４期計画策定以降の法改正や国の通知、主要課題を踏まえ市民等アンケート調査やパブリックコメントにより寄せられた意見などを参考に、調査審議を行いました。

2024（令和 6）年 2 月 13 日に「第５期市川市地域福祉計画（令和６～11 年度）」について、市川市社会福祉審議会から答申を受けました。

（７）策定

市川市社会福祉審議会から答申を踏まえ、本計画を策定しました。

第４章

施策の展開

第４章の見方

（１）基本目標のページ

「基本目標」と、これを達成するための全体的な方向性を示し、その方向性ごとに、関連する SDG s のアイコンを表示しています。

基本目標Ⅰ
安心と信頼のあるまちを共につくる

地域住民が安心して暮らしていくためには、福祉に関する必要な情報を容易に入手できること、困ったときには身近な場所で気軽に相談が可能なこと、医療・介護・権利擁護の取組等によって必要なサービスが適切に受けられることが必要です。

多様化した現代の福祉ニーズや、複雑化・複合化した相談内容を踏まえた支援を行うために、高齢者・障がい者・こども等の各福祉分野が互いに連携し、質の高い福祉サービスを提供できる取組を進めます。

基本目標	施策の方向
基本目標Ⅰ 安心と信頼のあるまちを共につくる	1　地域福祉に関する情報の提供
	2　相談支援体制の充実【重点】
	3　地域医療体制と在宅医療・介護連携の推進
	4　権利擁護と見守り体制の充実
	5　福祉サービスの質の向上と虐待の防止

【関連する SDGs のゴール】

（２）施策の方向性のページ

施策の方向に関連した、イラスト、写真をタイトルの下に記載しています。

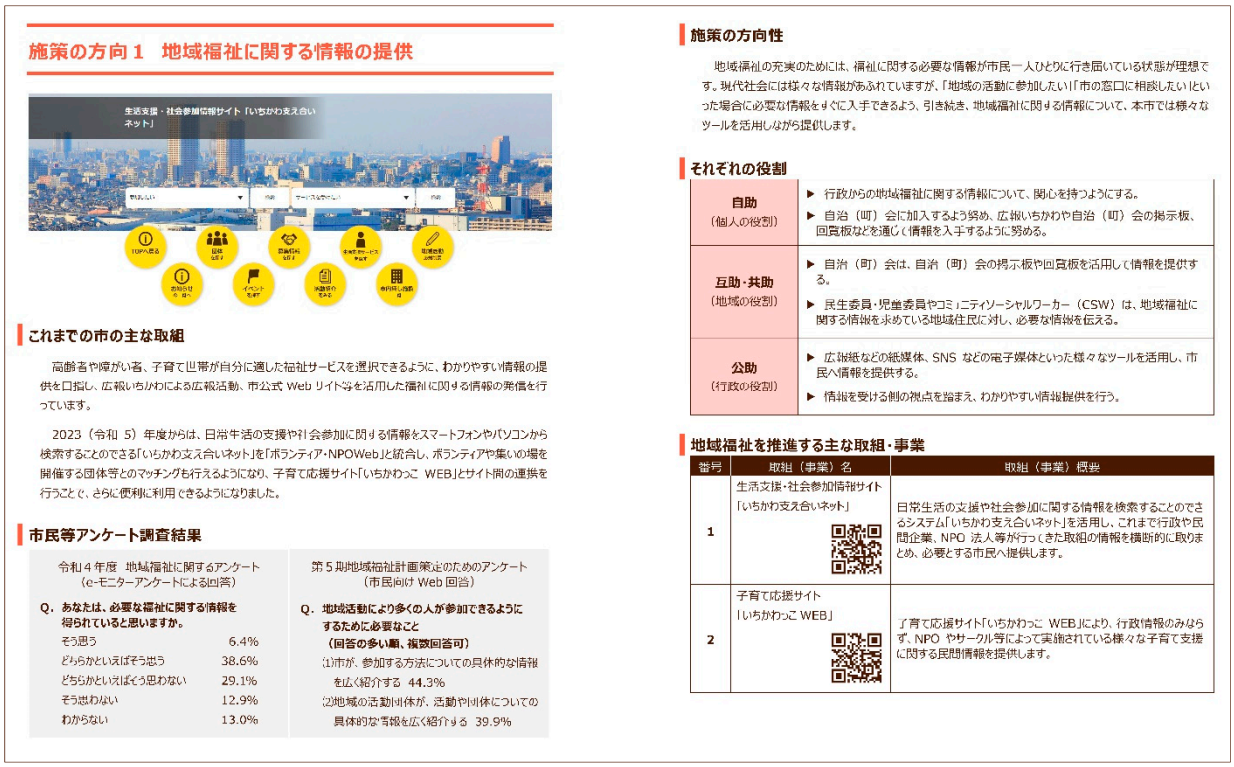

施策の方向１　地域福祉に関する情報の提供

これまでの市の主な取組

高齢者や障がい者、子育て世帯が自分に適した福祉サービスを選択できるように、わかりやすい情報の提供を目指し、広報いちかわによる広報活動、市公式 Web サイト等を活用した福祉に関する情報の発信を行っています。

2023（令和 5）年度からは、日常生活の支援や社会参加に関する情報をスマートフォンやパソコンから検索することのできる「いちかわ支え合いネット」を「ボランティア・NPOWeb」と統合し、ボランティアや集いの場を開催する団体等とのマッチングも行えるようになり、子育て応援サイト「いちかわっこ WEB」とサイト間の連携を行うことで、さらに便利に利用できるようになりました。

市民等アンケート調査結果

令和４年度　地域福祉に関するアンケート（e-モニターアンケートによる回答）

Q．あなたは、必要な福祉に関する情報を得られていると思いますか。

そう思う	6.4%
どちらかといえばそう思う	38.6%
どちらかといえばそう思わない	29.1%
そう思わない	12.9%
わからない	13.0%

第５期地域福祉計画策定のためのアンケート（市民向け Web 回答）

Q．地域活動により多くの人が参加できるようにするために必要なこと（回答の多い順、複数回答可）

(1)市が、参加する方法についての具体的な情報を広く紹介する　44.3%

(2)地域の活動団体が、活動や団体についての具体的な情報を広く紹介する　39.9%

施策の方向性

地域福祉の充実のためには、福祉に関する必要な情報が市民一人ひとりに行き届いている状態が理想です。現代社会には様々な情報があふれていますが、「地域の活動に参加したい」「市の窓口に相談したい」といった場合に必要な情報をすぐに入手できるよう、引き続き、地域福祉に関する情報について、本市では様々なツールを活用しながら提供します。

それぞれの役割

自助（個人の役割）	▶ 行政からの地域福祉に関する情報について、関心を持つようにする。 ▶ 自治（町）会に加入するよう努め、広報いちかわや自治（町）会の掲示板、回覧板などを通じて情報を入手するように努める。
互助・共助（地域の役割）	▶ 自治（町）会は、自治（町）会の掲示板や回覧板を活用して情報を提供する。 ▶ 民生委員・児童委員やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、地域福祉に関する情報を求めている地域住民に対し、必要な情報を伝える。
公助（行政の役割）	▶ 広報紙などの紙媒体、SNS などの電子媒体といった様々なツールを活用し、市民へ情報を提供する。 ▶ 情報を受ける側の視点を踏まえ、わかりやすい情報提供を行う。

地域福祉を推進する主な取組・事業

番号	取組（事業）名	取組（事業）概要
1	生活支援・社会参加情報サイト「いちかわ支え合いネット」	日常生活の支援や社会参加に関する情報を検索することのできるシステム「いちかわ支え合いネット」を活用し、これまで行政や民間企業、NPO 法人等が行ってきた取組の情報を横断的に取りまとめ、必要とする市民へ提供します。
2	子育て応援サイト「いちかわっこ WEB」	子育て応援サイト「いちかわっこ WEB」により、行政情報のみならず、NPO やサークル等によって実施されている様々な子育て支援に関する民間情報を提供します。

これまでの市の主な取組

第４期計画の中間見直し以降（令和３から５年度）にかけて実施した市の取組の一部を記載しています。

市民等アンケート調査結果

施策の方向に応じて、令和４年度に実施した「地域福祉に関するアンケート」または「第５期地域福祉計画策定のためのアンケート」のいずれかで関連するアンケート結果を掲載しています。

施策の方向性

本市が今後６年間の計画期間中に実施する施策について、その方向性を記載しています。

それぞれの役割

自助（個人の役割）	地域住民一人ひとりの代表的な役割を記載しています。
互助・共助（地域の役割）	地域（近隣、民生委員・児童委員、自治（町）会、地域福祉活動団体（事業者、ボランティア団体、社会福祉法人、NPO 法人、市川市社会福祉協議会等））の代表的な役割を記載しています。
公助（行政の役割）	行政（市）の代表的な役割を記載しています。

地域福祉を推進する主な取組・事業

施策の方向性に沿った具体的な取組等について、特にイメージしやすい市の取組や事業を掲載します。

基本目標Ⅰ
安心と信頼のあるまちを共につくる

地域住民が安心して暮らしていくためには、福祉に関する必要な情報を容易に入手できること、困ったときには身近な場所で気軽に相談が可能なこと、医療・介護・権利擁護の取組等によって必要なサービスが適切に受けられることが必要です。

多様化した現代の福祉ニーズや、複雑化・複合化した相談内容を踏まえた支援を行うために、高齢者・障がい者・こども等の各福祉分野が互いに連携し、質の高い福祉サービスを提供できる取組を進めます。

基本目標	施策の方向
基本目標Ⅰ 安心と信頼のあるまちを共につくる	1　地域福祉に関する情報の提供
	2　相談支援体制の充実【重点】
	3　地域医療体制と在宅医療・介護連携の推進
	4　権利擁護と見守り体制の充実
	5　福祉サービスの質の向上と虐待の防止

【関連するSDGsのゴール】

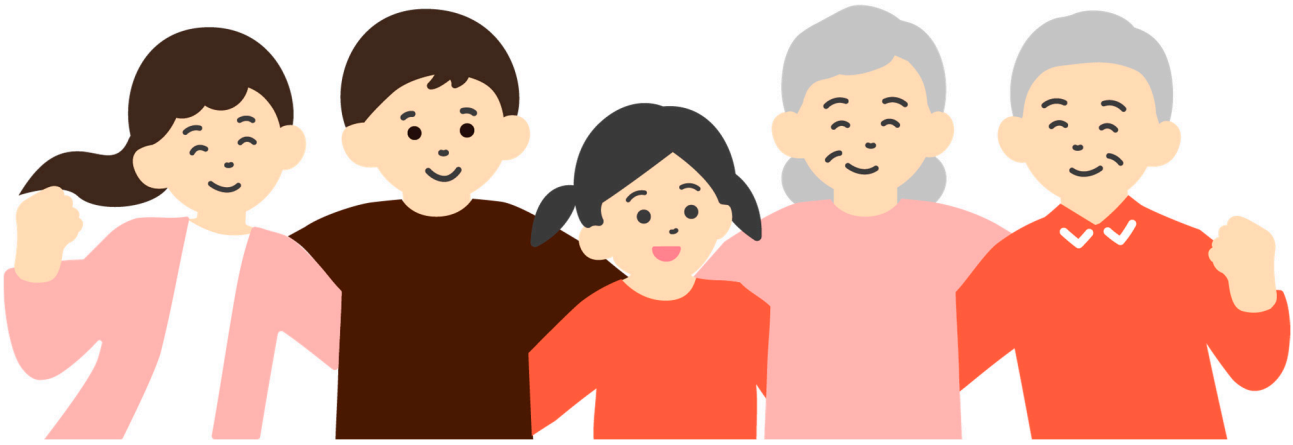

施策の方向１　地域福祉に関する情報の提供

これまでの市の主な取組

高齢者や障がい者、子育て世帯が自分に適した福祉サービスを選択できるように、わかりやすい情報の提供を目指し、広報いちかわによる広報活動、市公式 Web サイト等を活用した福祉に関する情報の発信を行っています。

2023（令和 5）年度からは、日常生活の支援や社会参加に関する情報をスマートフォンやパソコンから検索することのできる「いちかわ支え合いネット」を「ボランティア・NPOWeb」と統合し、ボランティアや集いの場を開催する団体等とのマッチングも行えるようになり、子育て応援サイト「いちかわっこ WEB」とサイト間の連携を行うことで、さらに便利に利用できるようになりました。

市民等アンケート調査結果

令和４年度　地域福祉に関するアンケート
（e-モニターアンケートによる回答）

Q．あなたは、必要な福祉に関する情報を得られていると思いますか。

そう思う	6.4%
どちらかといえばそう思う	38.6%
どちらかといえばそう思わない	29.1%
そう思わない	12.9%
わからない	13.0%

第５期地域福祉計画策定のためのアンケート
（市民向け Web 回答）

Q．地域活動により多くの人が参加できるようにするために必要なこと
（回答の多い順、複数回答可）

⑴市が、参加する方法についての具体的な情報を広く紹介する　44.3%

⑵地域の活動団体が、活動や団体についての具体的な情報を広く紹介する　39.9%

施策の方向性

地域福祉の充実のためには、福祉に関する必要な情報が市民一人ひとりに行き届いている状態が理想です。現代社会には様々な情報があふれていますが、「地域の活動に参加したい」「市の窓口に相談したい」といった場合に必要な情報をすぐに入手できるよう、引き続き、地域福祉に関する情報について、本市では様々なツールを活用しながら提供します。

それぞれの役割

自助 （個人の役割）	▶ 行政からの地域福祉に関する情報について、関心を持つようにする。 ▶ 自治（町）会に加入するよう努め、広報いちかわや自治（町）会の掲示板、回覧板などを通じて情報を入手するように努める。
互助・共助 （地域の役割）	▶ 自治（町）会は、自治（町）会の掲示板や回覧板を活用して情報を提供する。 ▶ 民生委員・児童委員やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、地域福祉に関する情報を求めている地域住民に対し、必要な情報を伝える。
公助 （行政の役割）	▶ 広報誌などの紙媒体、SNS などの電子媒体といった様々なツールを活用し、市民へ情報を提供する。 ▶ 情報を受ける側の視点を踏まえ、わかりやすい情報提供を行う。

地域福祉を推進する主な取組・事業

番号	取組（事業）名	取組（事業）概要
1	生活支援・社会参加情報サイト 「いちかわ支え合いネット」	日常生活の支援や社会参加に関する情報を検索することのできるシステム「いちかわ支え合いネット」を活用し、これまで行政や民間企業、NPO 法人等が行ってきた取組の情報を横断的に取りまとめ、必要とする市民へ提供します。
2	子育て応援サイト 「いちかわっこ WEB」	子育て応援サイト「いちかわっこ WEB」により、行政情報のみならず、NPO やサークル等によって実施されている様々な子育て支援に関する民間情報を提供します。

施策の方向２　相談支援体制の充実【重点】

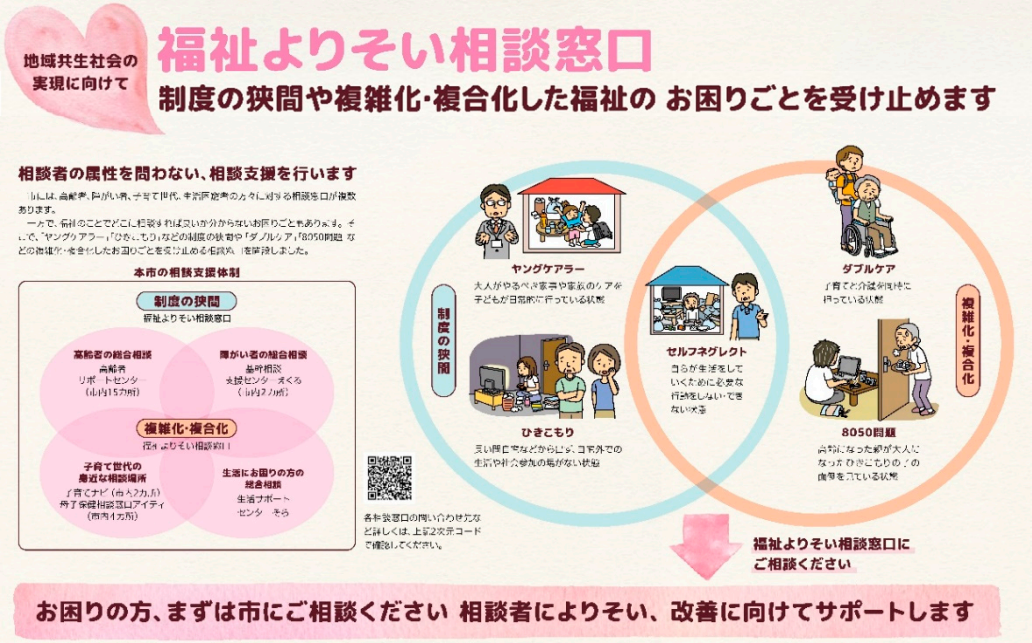

これまでの市の主な取組

2017（平成 29）年に改正された社会福祉法では、市町村における包括的な支援体制の整備が努力義務として規定されました。これを受けて 2018（平成 30）年度から、本市では高齢・障がい・生活困窮・こども・保健といった分野における組織横断的な連携を強化するため「相談支援包括化推進会議（130 ページ参照）」を発足させ、2020（令和 2）年の社会福祉法の改正により創設された「重層的支援体制整備事業」の実施と併せて検討を重ねました。

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築にあたり、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を本市でも実施するため、社会福祉法に規定された新たな事業（多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業）を 2023（令和 5）年 7 月から実施し、事業の開始に併せて地域住民の複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題の相談窓口として、地域共生課内に「福祉よりそい相談窓口」を開設しました。

市民等アンケート調査結果

令和４年度　地域福祉に関するアンケート
（e-モニターアンケートによる 回答）

Q．あなたは、福祉に関する相談が必要な場合にどこに相談すればいいか知っていますか。

知っている	13.2%
一部知っている	56.2%
まったく知らない	30.6%

第５期地域福祉計画策定のためのアンケート
（市民向け Web 回答）

Q．地域共生社会に向け市が力を入れて取り組むべきこと

⑴窓口の開設時間等を改善させる　33.2%
⑵身近な地域での相談機能を充実　15.6%
⑶市役所に総合的な相談を受け付けられる窓口を設置　15.4%

施策の方向性

包括的な相談支援体制の整備を含む「重層的支援体制整備事業」を、本市では「市川市よりそい支援事業」として周知しています。包括的な相談支援では、介護、障がい、子育て、生活困窮分野の相談窓口、さらに新たに加わった「福祉よりそい相談窓口」において、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行うとともに、受け止めた相談のうち単独の相談支援機関では解決が難しい事例は、適切な相談支援機関等と連携を図りながら支援を行い、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応します。

また、市内 14 地区（15 箇所）には、地域ケアシステムの運営母体である「地区社会福祉協議会」の事務所である「地域ケア拠点」があり、各地域から選出された相談員はお困りごとを抱えた方の話を聴き、必要に応じて行政などの専門職へつなぎます（41 ページ「本市の包括的な相談支援体制の図」参照）。

地域との情報共有や連携を図り、地域住民によりそった包括的な相談支援体制を構築します。

それぞれの役割

自助 （個人の役割）	▶ 悩んでいることは、ひとりで悩まずに相談する。 ▶ 市や県にはたくさんの相談できる場所があることを知る。
互助・共助 （地域の役割）	▶ 地区社会福祉協議会は、地域の自治（町）会や民生委員・児童委員等と積極的に連携し、地域における身近な困りごとの相談やふれあいの場所である地域ケア拠点の充実を図る。 ▶ 地域福祉活動団体等は、高齢・障がい・こども・生活困窮やこれらの課題が複雑化・複合化している地域住民を見かけた場合は、それぞれ相談できる場所を紹介する。
公助 （行政の役割）	▶ 福祉よりそい相談窓口をはじめとして、市や県の相談窓口等について周知するとともに、地域福祉活動団体等との情報共有や連携を図る。

地域福祉を推進する主な取組・事業

番号	取組（事業）名	取組（事業）概要
3	福祉よりそい相談窓口の運営 （多機関協働事業）	「ひきこもり」「ヤングケアラー」「障がいグレーゾーン」などの制度の狭間や「8050 問題」「ダブルケア」などの世帯全体が抱える複雑化・複合化した地域生活課題の相談を受け付けるとともに、多機関と協働してその解決を試みます。
4	相談支援包括化推進会議の開催	相談を通じた対応困難な複雑化・複合化した課題のケース・制度の狭間のケースに対し、事例・対応方法を分析するとともに、制度や構造的な課題の解決に向けた検討を行います。
5	連携担当職員の配置	相談支援に係る庁内の連携担当職員及び多機関協働事業者との情報共有等を通じて連携体制の強化を図ります。
6	支援会議の開催	支援の対象となる本人から同意が得られていないケースについて、関係者間で情報共有を行う「支援会議」を開催し、地域における見守り体制や、庁内の連携を確認します。

市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）

重層的支援体制整備事業は、社会福祉法に定められた事業で、市町村が、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、⑴相談支援（市町村による断らない相談支援体制）、⑵参加支援（社会とのつながりや参加の支援）、⑶地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業のことをいいます。

市川市では、この事業について親しみとやさしい印象を持ってもらえるように、ひらがなを使用して「よりそい支援事業」として PR しており、PR 活動の一環として作成したリーフレットには、高齢、障がい、こども、生活困窮の各分野における相談窓口の一覧（55 ページ参照）を掲載するとともに、福祉よりそい相談窓口やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）について案内しています。

よりそい支援事業についての最新情報は、市公式 Web サイトでも確認できます。

相談窓口一覧（そうだんまどぐちいちらん）

高　齢

地域包括支援課（第１庁舎内）	047-712-8545
高齢者サポートセンター　国府台	047-373-6539
高齢者サポートセンター　国分	047-318-5565
高齢者サポートセンター　曽谷	047-371-6161
高齢者サポートセンター　大柏	047-338-6595
高齢者サポートセンター　宮久保・下貝塚	047-373-0763
高齢者サポートセンター　市川第一	047-700-5139
高齢者サポートセンター　市川第二	047-320-3105
高齢者サポートセンター　真間	047-322-8811
高齢者サポートセンター　菅野・須和田	047-326-7737
高齢者サポートセンター　八幡	047-376-3200
高齢者サポートセンター　市川東部	047-334-0070
高齢者サポートセンター　信篤・二俣	047-327-3366
高齢者サポートセンター　行徳	047-312-6070
高齢者サポートセンター　南行徳第一	047-359-6660
高齢者サポートセンター　南行徳第二	047-712-8022

障がい

障がい者支援課（第１庁舎内）	047-712-8517
基幹相談支援センター　大洲 ［えくる 大洲ステーション］	047-702-5588
基幹相談支援センター　行徳 ［えくる 行徳ステーション］	047-303-3074

こども

幼稚園・保育園などの入園等に関すること

子育てナビ八幡（第１庁舎内）	047-711-0135
子育てナビ行徳（行徳支所内）	047-359-1208

妊娠・出産・育児に関すること

母子保健相談窓口アイティ （第１庁舎内）	047-377-4511
母子保健相談窓口アイティ （市川駅南口 ザ タワーズイースト内）	047-377-4511
母子保健相談窓口アイティ （南行徳保健センター内）	047-359-8785
母子保健相談窓口アイティ （行徳支所内）	047-359-8785

生活困窮

市川市生活サポートセンターそら （分庁舎Ｃ棟）	047-704-0010

制度の狭間や複雑化・複合化ケース

福祉よりそい相談窓口 （福祉部地域共生課総合調整グループ）	047-712-8386

施策の方向３　地域医療体制と在宅医療・介護連携の推進

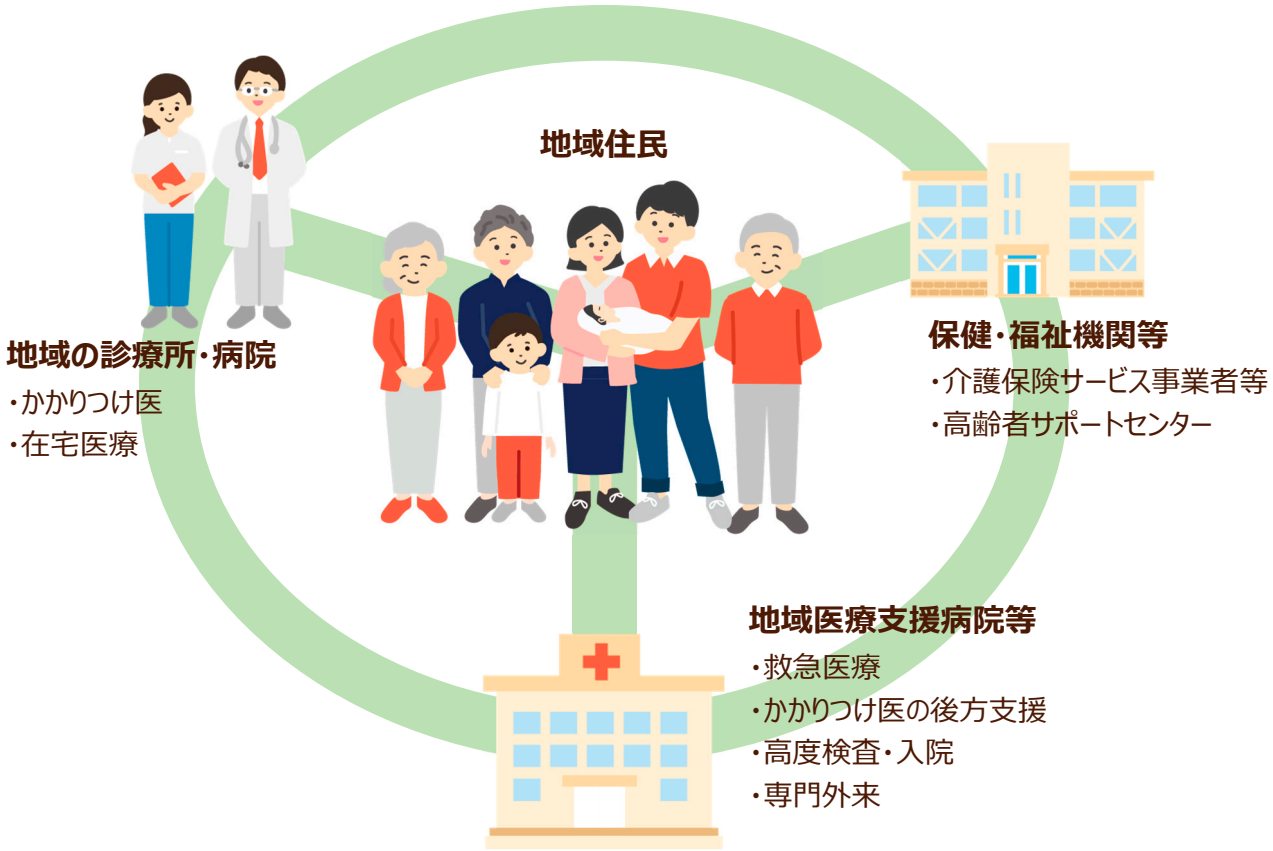

これまでの市の主な取組

市民が住み慣れた地域で安心して自分らしく最期まで暮らすためには、地域全体で住民の健康を支える医療及び介護の体制が必要です。

本市では、高齢や疾病のため在宅医療を必要とする市民が、安心して療養できるよう市川市医師会地域医療支援センターにおいて、在宅医療に関する相談等の支援をしています。また、急病診療所の運営をはじめとした救急医療体制を整備し、休日・夜間等の診療に対応しています。

在宅医療と介護の連携を推進する取組としては、多職種を対象とした会議及び相互理解の深化を目的とした研修会の開催や、医療・介護関係者間の情報共有ツールの普及と活用の支援などを実施しています。

施策の方向性

地域の実情を把握・分析し、市民が地域で必要としている医療が受けられる医療提供体制や切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進するため、医療機関及び介護事業所等の関係者と協働・連携の強化に取り組んでいきます。

それぞれの役割

自助 （個人の役割）	▶ かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つ。 ▶ 在宅医療や介護保険制度の概要を知るとともに、自分の住む地域の診療所や病院、介護サービス事業所等を把握する。
互助・共助 （地域の役割）	▶ 医療機関は在宅医療を推進する。 ▶ かかりつけ医や市川市医師会地域医療支援センターは、在宅医療に関する相談を受ける。 ▶ 医療と介護の関係者は患者、利用者の視点に立って、相互理解に努める。
公助 （行政の役割）	▶ 在宅医療の普及啓発を図る。 ▶ 緊急時の医療体制の整備と周知を推進する。 ▶ 医療、介護連携者間で速やかに情報共有できるよう、情報共有ツールの普及・活用を支援する。

地域福祉を推進する主な取組・事業

番号	取組（事業）名	取組（事業）概要
7	在宅医療支援事業	高齢や疾病のため、在宅医療を必要とする地域住民が安心して在宅での療養生活ができるよう、本市より委託を受けた市川市医師会が運営する地域医療支援センターにおいて、在宅医療相談や在宅医療機器の貸し出し、訪問診療を実施している医師の紹介等を行います。
8	医療・介護関係者の情報共有の支援	在宅療養生活を支えるために、状態の変化等に応じて、医療・介護関係者間で速やかな情報共有が行われるよう、情報共有ツールの普及・活用を支援し、必要に応じて情報共有ツール等の改善・見直しを図ります。
9	医療・介護関係者の研修会の開催	地域の医療・介護関係者の相互の理解を深め、連携を実現するために、多職種での参加型の研修会を実施します。
10	地域住民への普及啓発	地域住民にかかりつけ医を持つことの重要性のほか、在宅療養を支える専門職の役割を紹介し、在宅医療や介護について理解を促進します。また、人生の最終段階におけるケアのあり方や在宅での看取りについて、理解できるようにするため、講演会の開催やパンフレット等の配布を行います。
11	急病診療所運営事業	急病診療所では、休日や夜間の急な病気の初期診療を行うため、内科、小児科、外科（土、日、祝日及び年末年始のみ）の診療を実施します。 休日急病等歯科診療所では、休日に急な歯の痛み等の応急処置を行うために、日、祝日、盆期および年末年始に診療を実施します。
12	2 次救急医療運営事業	主治医や急病診療所では扱えない病気、入院・手術が必要な場合及び急病診療所の対応時間外における受け入れ体制の充実のため、救急医療体制（2 次）を整備します。

施策の方向４　権利擁護と見守り体制の充実

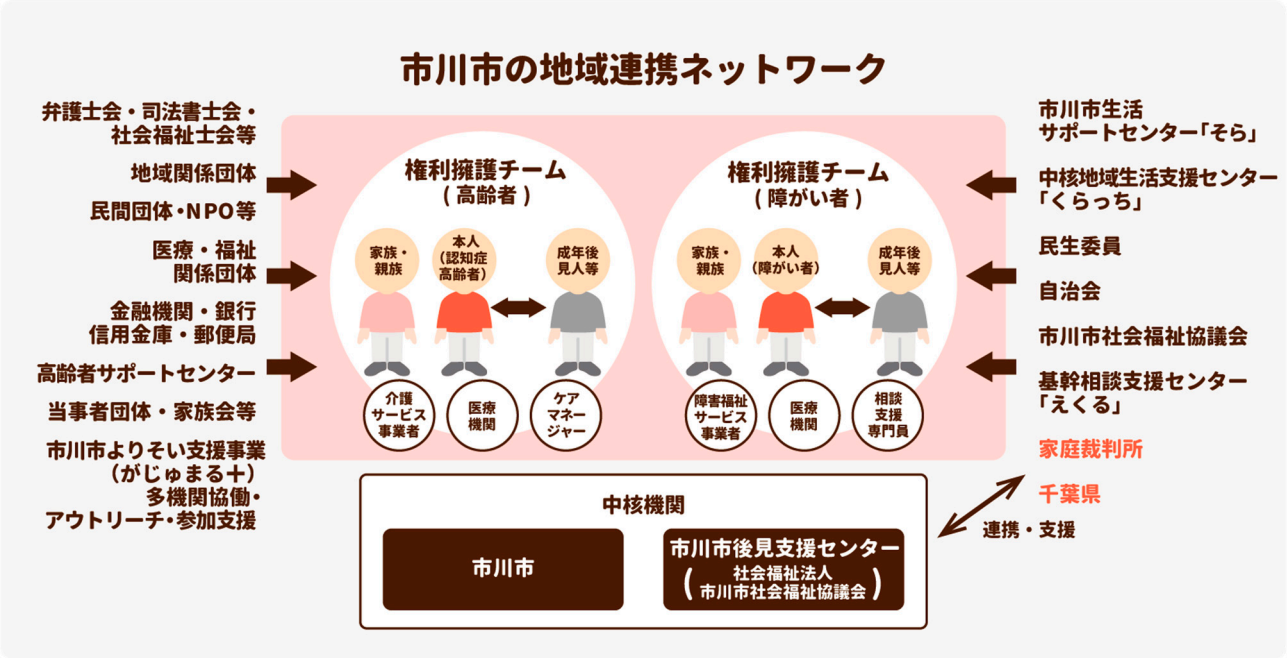

これまでの市の主な取組

成年後見制度は、物事を判断する能力が不十分な方の日常生活を法律的に支援する制度で、お金の管理ができなくなったり、障がいのある家族の今後が不安なときなどに、成年後見人等が財産の管理を行うとともに本人の意思を丁寧に聴きながら、生活や権利を守るものです。

2023（令和５）年度から中核機関としての役割を本市と市川市社会福祉協議会で担い、成年後見制度利用促進や、さらなる権利擁護支援に向けて地域連携ネットワークの構築に取り組んでいます。

地域住民の見守りでは、市と各種事業者の間で「地域見守り活動に関する協定」を締結し、孤立死・孤独死等を未然に防ぐことを目指しています。また、高齢者見守り支援事業では、高齢者が急病などの緊急時に通報を行うことができる見守り通報装置の利用にあたり、世帯の状況に応じた費用助成を行っています。

市民等アンケート調査結果

令和４年度　地域福祉に関するアンケート
（e-モニターアンケートによる回答）

Q．あなたは、成年後見制度を知っていますか。

知っている（ある程度内容まで知っている）	44.4%
名称を見たり聞いたりしたことはある	44.3%
知らない	11.3%

施策の方向性

市川市成年後見制度利用促進基本計画（120 ページ参照）にもとづき、成年後見制度が必要な高齢者、障がい者が、制度を安心して利用できるよう、「市川市後見支援センター」において相談支援、制度の周知や啓発活動を行います。

また、行政、家庭裁判所、民間の団体等が一体的に連携協力し、支援を必要とする方を早期に発見し、適切な支援につなげるための体制づくりを、市川市成年後見制度等地域連携ネットワーク会議において継続して協議していきます。

高齢者見守り支援事業では、引き続き「見守り通報装置」の利用について世帯の状況に応じた費用助成を行うほか、市川市地域見守り活動に関する協定は、協定事業者が増えるよう周知に努めます。

それぞれの役割

自助 （個人の役割）	▶ 成年後見制度について興味を持ち、研修に参加するなどにより、理解を深める。 ▶ 近隣の異変に気付いたら、民生委員・児童委員や行政に連絡する。
互助・共助 （地域の役割）	▶ 民生委員・児童委員や自治（町）会、地区社会福祉協議会は、見守り活動を充実させる。 ▶ 地域での見守り活動において、支援が必要な人を発見した場合には、適切な相談機関につなげる。
公助 （行政の役割）	▶ 地域連携ネットワーク会議を開催し、関係機関等の連携強化、地域課題の検討等を行う。 ▶ 高齢者や障がい者のいる世帯への「見守り通報機器」の利用にあたり、世帯の状況に応じた費用助成を行う。

地域福祉を推進する主な取組・事業

番号	取組（事業）名	取組（事業）概要
13	成年後見制度の相談支援	判断能力が低下した高齢者や障がい者の生命・財産を守り、地域での生活を継続できるよう、窓口や電話相談のほかに訪問による相談、申立てに関する支援などを実施します。
14	成年後見制度の普及啓発	広く地域住民に成年後見制度の周知を図るため、パンフレットの配布やホームページ、講演会、出前講座等を実施します。
15	報酬費用の助成	成年後見制度を利用している方で、低所得や資産等の事情により、成年後見人等への報酬を負担することが困難な方に報酬の一部を助成します。
16	市民後見人の養成及び活動支援	権利擁護を支援する体制の確保に向けて、市民後見人の養成とその活動の支援を行います。
17	高齢者見守り支援事業	高齢者や障がい者のいる世帯への「見守り通報機器」の利用にあたり、世帯の状況に応じた費用助成を行い、利用を支援します。

番号	取組（事業）名	事業（取組）概要
18	市川市地域見守り活動に関する協定	市内新聞販売所や宅配業者等と、地域の見守り活動に関する協定を締結しています。事業者が日常業務を行う中で高齢者の異変等を発見した場合は通報し、本市と連携を図りながら、安否等を見守り、適切な対応を行います。

地域連携ネットワーク

本人らしい生活を守るため、成年後見制度を利用できるよう、権利擁護支援の必要な方を早期発見し、適切に必要な支援につなげる地域や福祉、行政などに司法も含めた地域連携の仕組みです。①権利擁護支援チーム、②市川市成年後見制度等地域連携ネットワーク会議、③中核機関で構成されています。

①権利擁護支援チーム

本人に身近な親族、保健・医療・福祉・地域の関係者及び成年後見人等が協力して、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、意思を尊重した身上・財産の保護を行う体制です。

②市川市成年後見制度等地域連携ネットワーク会議

「権利擁護支援チーム」に対し、法律・福祉などの専門職団体や関係機関が必要な支援を行い、連携体制を強化し、自発的に協力する体制づくりを進める合議体です。ケース会議の開催や多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを協議しています。

③中核機関

地域連携ネットワークの中心となって全体のコーディネートを行う機関です。本市では、「市川市」と「市川市後見支援センター(市川市社会福祉協議会へ委託)」が双方に連携し、中核機関としての役割を担うことで、円滑な運営を行っています。

施策の方向５　福祉サービスの質の向上と虐待の防止

事業所情報の開示

＋

苦情解決・第三者評価等

→ 福祉サービスの質の向上

これまでの市の主な取組

福祉サービスの利用者が安心してサービスを選択、利用するためには、事業所情報の開示や苦情解決、第三者評価等の取組を進め、サービスの質の向上を図る必要があります。

本市が所有する福祉施設（保育園、こども館、障害福祉サービス事業所等）での利用者の苦情を解決するため、各福祉施設に苦情解決責任者及び苦情受付担当者を置くとともに、苦情の解決を中立かつ公正に行うため第三者委員を選任しています。

介護サービス事業者等に対する指導・監査では、集団指導、運営指導を定期的に行い、サービスの質を高めています。

また、保育園の質の向上や保護者からの信頼を高めるため、第三者評価機関による審査・評価を行っています。

市民等アンケート調査結果

令和４年度　地域福祉に関するアンケート
（e-モニターアンケートによる回答）

Q.【回答者自身又はご家族がデイサービス・訪問介護などの福祉サービスを利用している方に伺います。】
福祉サービスの質に満足していますか。

満足している	5.1%
どちらかといえば満足している	25.9%
どちらかといえば不満である	13.0%
不満である	6.6%
わからない	49.4%

施策の方向性

介護サービス事業所については、制度内容等に関する説明を事業者に対して行う「集団指導」や、サービスの実施状況及び介護報酬請求等に関することについて、事業者及び従事者に周知を行う「運営指導」を引き続き実施し、介護サービスに関する苦情・通報等に対しては、適切な把握及び分析を行い、必要に応じて事業者に対して指導を行います。

保育の質の向上や保護者からの信頼を高めるため、引き続き公立保育園の第三者評価機関による受審を進めます。

また、高齢者や障がい者、児童に対する虐待について、未然に防止するための研修の実施や関係機関等で構成されるネットワーク会議を開催し、情報の共有化及び連携の強化を図ります。

それぞれの役割

自助 （個人の役割）	▶ 福祉サービスの正しい利用方法や仕組みを学ぶ。 ▶ 意見や苦情をきちんと伝える。 ▶ 虐待等の疑いを発見した場合の相談窓口を知っておく。
互助・共助 （地域の役割）	▶ 事業者等は、利用者のサービスを選択するために必要な情報を開示する。 ▶ 事業者等は、利用者ニーズや満足度を把握するための調査や、県の第三者評価制度を積極的に活用し、サービスの質の向上に取り組む。 ▶ 民生委員・児童委員は、地域福祉活動団体等と連携し、地域の虐待防止や早期発見に努める。
公助 （行政の役割）	▶ 福祉サービスに関する市民からの相談を通して、事業者の育成・指導を行い、質の改善に努める。 ▶ 行政評価の実施により、目標の達成度や費用対効果を客観的に把握し、サービスの提供方法やサービス主体について、事業の改善を図る。 ▶ 高齢者・障がい者・児童等への虐待防止に係る研修を実施する。

地域福祉を推進する主な取組・事業

番号	取組（事業）名	取組（事業）概要
19	福祉サービス苦情解決事業	本市が所管する福祉施設の提供するサービスについて、利用者等からの苦情に適切に対応するため、福祉サービス苦情解決事業運営委員会を設置する等して苦情を解決する仕組みを整えます。
20	高齢者虐待等を未然に防ぐ取組	高齢者虐待を発見した場合の通報先や相談窓口の周知を図るとともに、高齢者虐待を未然に防止するための啓発として、市民、介護支援専門員、高齢者サポートセンター職員、介護サービス事業所及び施設の職員を対象とした「高齢者虐待防止研修会」を開催します。
21	障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消に関する会議の開催	障害者虐待の防止及び障がいを理由とする差別の解消を図るために、関係機関及び地域の関係者を交えて必要な協議を行います。

番号	取組（事業）名	取組（事業）概要
22	保育園の第三者機関評価事業	保育の質の向上や保護者からの信頼を高めるため、第三者評価機関による審査・評価を行います。評価結果は、市公式 Web サイト等で広く公開します。
23	保育所等における虐待等防止の取組	不適切保育（虐待等が疑われる事案）の相談窓口を設置し、保護者や保育士から相談があった場合は速やかに対応します。また、施設長を対象とした不適切保育防止研修を実施します。
24	家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の開催	DV、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待の家庭等における様々な暴力に対応するため、関係機関等で構成されるネットワーク会議を開催し、情報の共有化を図るとともに、連携を強化します。

基本目標Ⅱ
参加と交流のあるまちを共につくる

地域共生社会の実現に向けて、どちらかが「支え手」、「受け手」とに分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できることが重要です。

本市では、市川市社会福祉協議会等の各関係団体と協力しながら、自治（町）会など地縁を中心とした組織・団体であったり、ボランティアや NPO といった市民活動に住民が参加しやすい仕組みづくりに取り組んでいます。

また、地震、台風等による自然災害発生時における被害を軽減するために、平時から顔の見える関係づくりなど、地域の防災力を高めておくことも重要であり、互助・共助の支援体制の整備も課題となっています。

地域活動には関心があるものの、活動への参加が難しいという人々を含め、一人でも多くの市民が地域社会とつながり、参加することのできる仕組みを整備します。

基本目標	施策の方向
基本目標Ⅱ 参加と交流のあるまちを共につくる	6　福祉コミュニティの充実
	7　地域における防災体制充実の推進
	8　ボランティア・NPO 活動の推進と社会参加の促進【重点】

【関連する SDGs のゴール】

施策の方向６　福祉コミュニティの充実

福祉コミュニティ＝地域福祉について住民同士が考え、取り組む共同体

取組の例
・日頃から声をかける
・多くの住民が参加してお互いを知り合う
・困ったときはお互いさまの関係をつくる

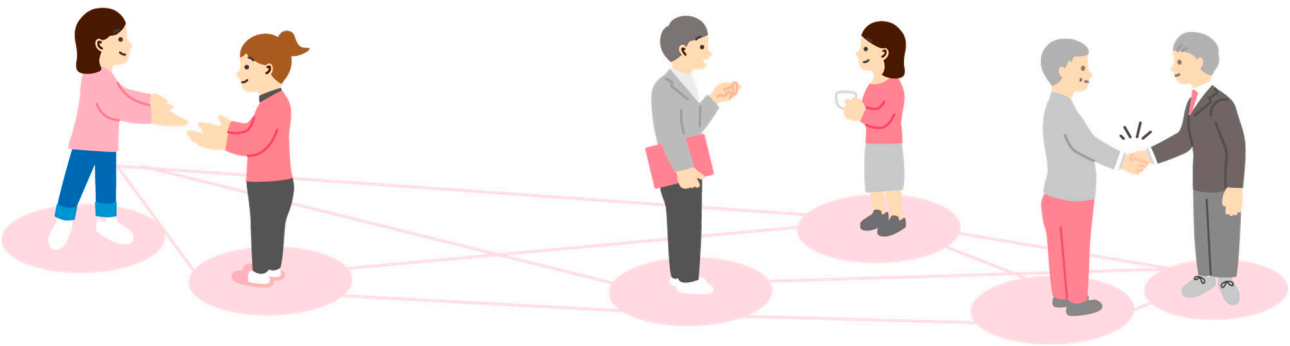

これまでの市の主な取組

福祉コミュニティとは、日頃から声をかけ合える付き合いがあること、多くの住民が参加してお互いを知り合える地域活動を行うこと、困ったときには自然と助け合う、お互いさまの関係づくりができることといった、地域福祉について住民同士が考え、取り組んでいる共同体（コミュニティ）のことをいいます。

世代や分野を超えた地域課題を解決するため、地域住民が主体的に取り組む、地域ケア拠点でのサロン活動やちょっとした困り事を話し合うといった地域での支え合い活動を、本市は継続的に支援しています。

地域の連帯感や人間関係が希薄となり、自治（町）会加入率が減少傾向ではあるものの、地域活動に対する市民の関心を高めるために、本市では自治（町）会活動などへの支援等を通じてコミュニティの活性化を進めています。

市民等アンケート調査結果

令和４年度　地域福祉に関するアンケート
（e-モニターアンケートによる回答）

Q．あなたは、自治（町）会の活動などの地域福祉活動に参加していますか。

参加している	48.6%
参加していない	51.4%

第５期地域福祉計画策定のためのアンケート
（福祉委員回答）

Q．地域ケアシステムの仕組みについてどう思いますか。

⑴重要だと思う	52.6%
⑵どちらといえば重要だと思う	29.6%
⑶聞いたことがあるが詳しく知らない	7.6%

施策の方向性

2023（令和５）年５月に、新型コロナウイルス感染症は季節性インフルエンザと同様の５類感染症へ位置づけが変更されたことにより、以前のような地域福祉活動が戻りつつあります。

地域共生社会の実現に向けて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながるようにコーディネートを行う人材を配置します。

市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）の実施に併せて、これまでのコミュニティワーカーを「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）」へと改め、地域住民への個別の支援から見えてきた課題を地域の課題として整理し、課題を地域で共有したり、解決に向けた支援を行うことで、さらなる福祉コミュニティの充実を目指します。

それぞれの役割

自助 （個人の役割）	▶ サークルや趣味の会、ボランティア活動等に参加し、多様なつながりをつくる。 ▶ 地域生活の中で常に近隣の方々と挨拶を交わすように心がける。
互助・共助 （地域の役割）	▶ 自治（町）会や地区社会福祉協議会等が、連携する仕組みを構築する。 ▶ 事業者等は、世代を越えて楽しく参加できる、季節の行事や祭り等の行事を開催する。 ▶ 自治（町）会や地区社会福祉協議会等は、活動や出会いのきっかけとなる場の情報を地域に発信する。
公助 （行政の役割）	▶ 生涯学習の活動の場も含め、市民の誰もが参加しやすく、交流できる機会と場を提供するとともに、生きがいや仲間づくりを促す生涯学習の機会や交流の場を充実させるため、コーディネートを行う人材の配置や経費の補助を行う。 ▶ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や地域ケアシステム等、福祉コミュニティに関する各種施策を周知する。

地域福祉を推進する主な取組・事業

番号	取組（事業）名	取組（事業）概要
25	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置	地域の多様な主体や個人の地域福祉活動の支援を行うコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、誰もが暮らしやすい支え合いの仕組みづくり・地域づくりに向けた支援を行います。
26	生活支援コーディネーターの配置	地域の高齢者の支援ニーズや地域資源を把握し、課題解決に向けて、地域住民や関係団体との連携を図り、支援ニーズと多様な主体による活動や取組のマッチングを行う生活支援コーディネーターを、市全域（第１層）、日常生活圏域（第２層）に配置します。
27	地域ケアシステム推進事業	地域住民で組織する「地区社会福祉協議会」ごとに地域福祉活動の拠点（地域ケア拠点）を整備し、拠点で活動する相談員やサロン活動等に係る経費に対する補助を行います。
28	自治（町）会加入の促進	他市区町村からの転入者等へパンフレットの配布、市民まつり・行徳まつり等のイベント時の啓発活動により、自治（町）会の加入を促進します。

コーディネーターってどんな人？

コーディネーターを直訳すると、「ものごとを調整する人」という意味になります。

ものごとを調整するためには、専門的な知識を持っていることはもちろんですが、それ以外にも広い視野をもち、メンバーそれぞれの立場を理解した上で、合意形成を図るスキルが求められます。

地域福祉に関係するコーディネーターは、このスキルを持ち合わせた上で、地域の方々のお悩みの解決に向けたアドバイスや、住民ニーズを行政機関等に伝える架け橋の役割を担っています。

ここでは、本市の地域福祉を推進する役割を担って活動するコーディネーターを紹介します。

●コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

本市が市川市社会福祉協議会に委託する地域福祉の専門職です。2023（令和 5）年６月までは「コミュニティワーカー」の名称で活動し、同年７月からは、「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」の業務を担い、「コミュニティソーシャルワーカー」として活動しています。コミュニティソーシャルワーカーは、社会福祉に関する知識やネットワークを生かし、地域全体で取り組む活動の地域支援（コミュニティワーク）と、地域において生活上の課題を抱えるあらゆる個人や家族に対する個別支援（ケースワーク）を行うなど、暮らしや地域の困りごとに総合的に対応します。

４名のコミュニティソーシャルワーカーが 14 の小域福祉圏を担当し、従来からの地域ケアシステムにおける活動と併せて、地域福祉の推進に向けた活動を行っています。

●生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）（SC）

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮ら続けることが出来るよう、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を進める専門職です。

市全域（第１層）及び日常生活圏域（市内 15 圏域）（第２層）に配置しており、本市では 2023（令和 5）年７月から第２層の生活支援コーディネーターを、高齢者サポートセンターを運営する法人に業務委託しています。

高齢者の支援ニーズと地域資源の情報を把握し、課題解決に向けて、必要なサービスのマッチングや地域に不足する資源の開発、担い手の養成などを、地域住民や関係者と連携しながら地域における支え合いの体制づくりを進めていきます。

●認知症地域支援推進員

認知症の人やその家族が安心して暮らせる地域づくりを推進する専門職です。本市では 15 の高齢者サポートセンターに認知症地域支援推進員を１名ずつ配置しており、高齢者サポートセンターを運営する法人に業務委託しています。

認知症の人の立場に立ち、認知症の人及びその家族の意向の尊重に配慮しながら、認知症の状態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供に向けて、医療・介護をはじめ地域の多世代の様々な人たちや、生活関連領域等の有機的な連携を推進します。

また、認知症の人への支援とともに、認知症への理解や支え合いを広める取組を進めています。

●地域生活支援拠点等コーディネーター

地域生活障害者等（地域において生活する障がい者等及び地域における生活に移行することを希望する障がい者等）が、地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域生活障害者等の障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に対処し又は備えるため、地域生活障害者等などからの相談に応じるとともに、関係機関との連携及び調整を行い、宿泊場所へのつなぎ等の支援を行うなど、主に次の３つの業務を担い、「もしものとき」に対する備えづくりをお手伝いします。

なお、地域生活障害者等に相談支援専門員がついている場合には、相談支援専門員による支援が優先されます。

⑴緊急前支援

地域生活障害者等などからの相談に応じ、アセスメントを行って、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等の際に地域生活障害者等が円滑に短期入所等の必要なサービスを利用することができるよう、短期入所事業所を見つけておく等の必要な事前準備を行います。

⑵緊急時支援

障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等の際に、速やかに、関係機関との連携及び調整を行うとともに、地域生活障害者等に必要となる支援（短期入所の利用の支援等）を行います。なお、緊急時支援を行う対象は、緊急時前支援を行った地域生活障害者等に限りません。

⑶緊急後支援

緊急時支援が終了した後、当該地域生活障害者等に必要となる支援（居宅における生活へ戻るために必要となる支援や、共同生活援助や施設入所支援を受けるための支援等）を行います。

●地域学校協働活動推進員（旧称：学校支援コーディネーター）

地域学校協働活動と呼ばれる、以下の４つの活動に係る連絡調整や協力者の確保、地域相互の連携に関することを行うため、教育委員会が地域の人材に委嘱し、市立幼稚園・学校に配置しています。

⑴授業等における学習補助、教員の業務補助その他の学習支援

⑵放課後等に子どもたちの安心かつ安全な活動場所を確保して学習、交流活動等の機会を提供する放課後支援

⑶親への学習機会の提供、相談対応その他の家庭教育支援

⑷子どもの安全確保のための見守り及び子どもの健康等に関する指導助言

また、市立中学校ブロック及び義務教育学校区には「統括的な地域学校協働活動推進員」を配置し、中学校ブロック内のネットワークづくりの推進を図るリーダーとして、中学校ブロック内の地域学校協働活動推進員をまとめ、チームとして情報共有を行いながら活動しています。

施策の方向７　地域における防災体制充実の推進

これまでの市の主な取組

本市では、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を参考に、2008（平成 20）年に「災害時要援護者名簿」を作成するなどの取組を行いました。

しかし、東日本大震災を機に、法改正や取組指針が示されたことから、災害に備え、自らの身は自らで守るという「自助」を基本に、地域や近隣の住民が助け合うという「互助・共助」、行政機関等による支援活動である「公助」を併せ、「自助、互助・共助、公助」の関係と役割を明らかにしながら、避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施することができるよう、2018（平成 30）年に「市川市避難行動要支援者支援プラン」を策定し、2023（令和 5）年 1 月には、災害対策基本法の改正により作成が努力義務となった個別避難計画に係る部分について一部改訂を行いました。

市民等アンケート調査結果

令和４年度　地域福祉に関するアンケート
（e-モニターアンケートによる回答）

Q．地域の防災体制の整備に向け、地域での関係づくりの取組が充実していると思いますか。

そう思う	5.0%
どちらかといえばそう思う	20.5%
どちからといえばそう思わない	33.0%
そう思わない	21.2%
わからない	20.3%

第５期地域福祉計画策定のためのアンケート
（市民向けＷｅｂ回答）

Q．災害時の対策として、地域でどのような備えをしておくことが必要だと思いますか。（回答の多い順、複数回答可）

⑴支援を必要としている人の把握	55.7%
⑵要支援対象者の物資の確保	41.9%
⑶支援する人（支援者）の確保	40.5%
⑷防災マップの作成	35.2%
⑸防災訓練・避難訓練	31.4%

施策の方向性

大規模災害発生時の被害を小さくするため、平時においても、防災訓練を実施するなど顔の見える関係づくりが重要です。防災対策の基本である自助、共助といった地域の防災力を向上させるため、自治（町）会や学校、自主防災組織等において、災害時により的確に行動できるよう、実践的な防災訓練やハザードマップ等を活用した防災講話を実施します。

また、災害時に円滑に避難所を開設できるよう、小学校区防災拠点協議会が中心となり、本市と連携した避難所開設・運営訓練を推進し、自治（町）会や自主防災組織等との連携を通じて、顔の見える関係づくりを基礎とした地域の防災体制が充実するよう推進に努めます。

それぞれの役割

自助 （個人の役割）	▶ 災害時の家族の連絡方法や避難場所を決めておく。 ▶ 非常持出袋の準備や医薬品・飲料水等の備蓄をしておく。
互助・共助 （地域の役割）	▶ 近隣同士で避難方法や支援方法の情報を共有する。 ▶ 自治（町）会は、避難時に支援が必要な方について把握し、その理解に努める。 ▶ 災害時には近隣同士で声を掛け合い避難する。
公助 （行政の役割）	▶ 避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者の把握に努める。 ▶ 避難行動要支援者名簿の活用体制を整備し、平時においても避難行動要支援者と地域の支援者とのつながり作りに努める。

地域福祉を推進する主な取組・事業

番号	取組（事業）名	取組（事業）概要
29	自主防災組織資器材購入費等補助金制度	自主防災組織に対し、地域の自主的な防災体制の整備を支援するため、防災資器材の購入や修繕の費用に対する補助を行います。
30	避難所におけるこどもや女性等の要配慮者への配慮	高齢者や障がい者、乳幼児等を安全に受け入れる避難所体制を整備するとともに、多様性への配慮について検討を行います。
31	避難行動要支援者対策事業	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な非難の確保を図るため特に支援を要する「避難行動要支援者」の把握に努めるとともに、避難の支援等を実施するための基礎となる名簿を作成します。また、覚書締結自治会への名簿の発送及び未締結自治会への名簿の活用に向けた案内を行います。

施策の方向８
ボランティア・NPO 活動の推進と社会参加の促進【重点】

市民活動支援センター

社会とのつながりを作るための
支援を行います（参加支援事業）

これまでの市の主な取組

旧八幡市民談話室にあったボランティア・NPO 活動センターは 2020（令和２）年に閉館し、市民活動への支援を通して地域における様々な活動を活性化させるとともに、地域の課題解決力の向上と地域福祉の推進を図るため、2021（令和 3）年１月に、ものづくり工房とミーティングスペースを合わせた市民活動支援センターを第１庁舎２階に設置しました。

市民活動支援センターでは、会議に利用可能なミーティングスペース、資料づくり等が可能な作業スペースがあり、また、市民活動団体に関する情報を得ることができるなど、市民活動への支援を行っています。

また、2023（令和 5）年 7 月から実施した市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）のうち、参加支援事業の取組として、各分野の支援団体と連携し、似たような悩みや課題をもった相談者たちが集まって話をしたり、簡単なゲーム等で楽しめる居場所の提供や、障害福祉や生活困窮者就労準備支援、こども食堂でのボランティア活動など既に行われている支援プログラムへの相談者のつなぎなどを行っています。

市民等アンケート調査結果

令和４年度　地域福祉に関するアンケート
（e-モニターアンケートによる回答）

Q．ボランティア団体・NPO 団体に参画してのボランティア活動などの地域福祉活動に参加していますか。

参加している	18.6%
参加していない	81.4%

第５期地域福祉計画策定のためのアンケート
（ボランティア団体・NPO 法人回答）

Q．地域で福祉活動を進める上での行政に対する要望・期待（回答の多い順、複数回答可）

⑴地域福祉組織・団体の活動をもっと市民に PR してほしい　50.8%

⑵地域の関係機関との関わりを深められるよう、仲介してほしい　27.0%

施策の方向性

2022（令和 4）年度に実施した地域福祉計画策定のためのアンケートの結果を踏まえ、市民活動支援センターを含め、地域住民が集まる場所において市民活動団体に関する情報を提供し、地域福祉活動に参加する人の掘り起こしや PR を行います。

また、様々なニーズを持つ人々を発見するための仕組みづくり、地域とのつながりづくり、社会参加の場づくりを行うことや、地域の中には地域とのつながりが希薄となっている人や世帯の方に向け、地域の社会資源の開発などにより、社会参加に向けた支援を実施します。

それぞれの役割

自助 （個人の役割）	▶ 地域でのイベント等にできるだけ参加する。 ▶ ボランティアの重要性や支え合いの大切さなどに関心を持つ。
互助・共助 （地域の役割）	▶ 地域福祉活動団体等は、地域で活動する様々な団体が相互に交流する機会を設ける。 ▶ 市川市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会が中心となり、ボランティアなどの地域福祉活動を PR する。
公助 （行政の役割）	▶ 市民活動団体を市民へ周知する。 ▶ 市民活動支援センターの利用について周知を行う。 ▶ 既存の各制度における社会参加に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人などに対し、社会参加に向けた支援を行う。

地域福祉を推進する主な取組・事業

番号	取組（事業）名	取組（事業）概要
32	市民活動支援センターの運営	市民活動団体に関する情報を提供し、市民活動への支援を通して、地域における様々な活動を活性化させ、地域の課題解決力の向上と地域福祉の推進を図ります。
33	参加支援事業	これまでの社会参加に向けた事業では対応が困難な方に対して、支援メニューを作成し、地域の社会資源とのマッチングを行います。

参加支援事業（フリースペースたき火）

これまで、各相談支援機関（包括的相談支援事業者）などに相談される人の中には、制度の狭間で悩む人がいて、これらの人たちには社会参加できる居場所がないことが課題でした。

令和５年度から本市の参加支援事業を実施する「がじゅまる＋」では、この課題に対し、人との関わりを意図的に作り出すこと、また、社会的な接点や就労に対して自ら求め、動けるようになることなどをコンセプトとした事業の企画・検討を行い、その結果、市内に「フリースペース」を設ける取組を開始しました。

この「フリースペース　たき火」では、日常と異なる環境で、相談者の新たな一面が発見されるといった相談者・支援者双方にとっての相乗効果も期待されます。

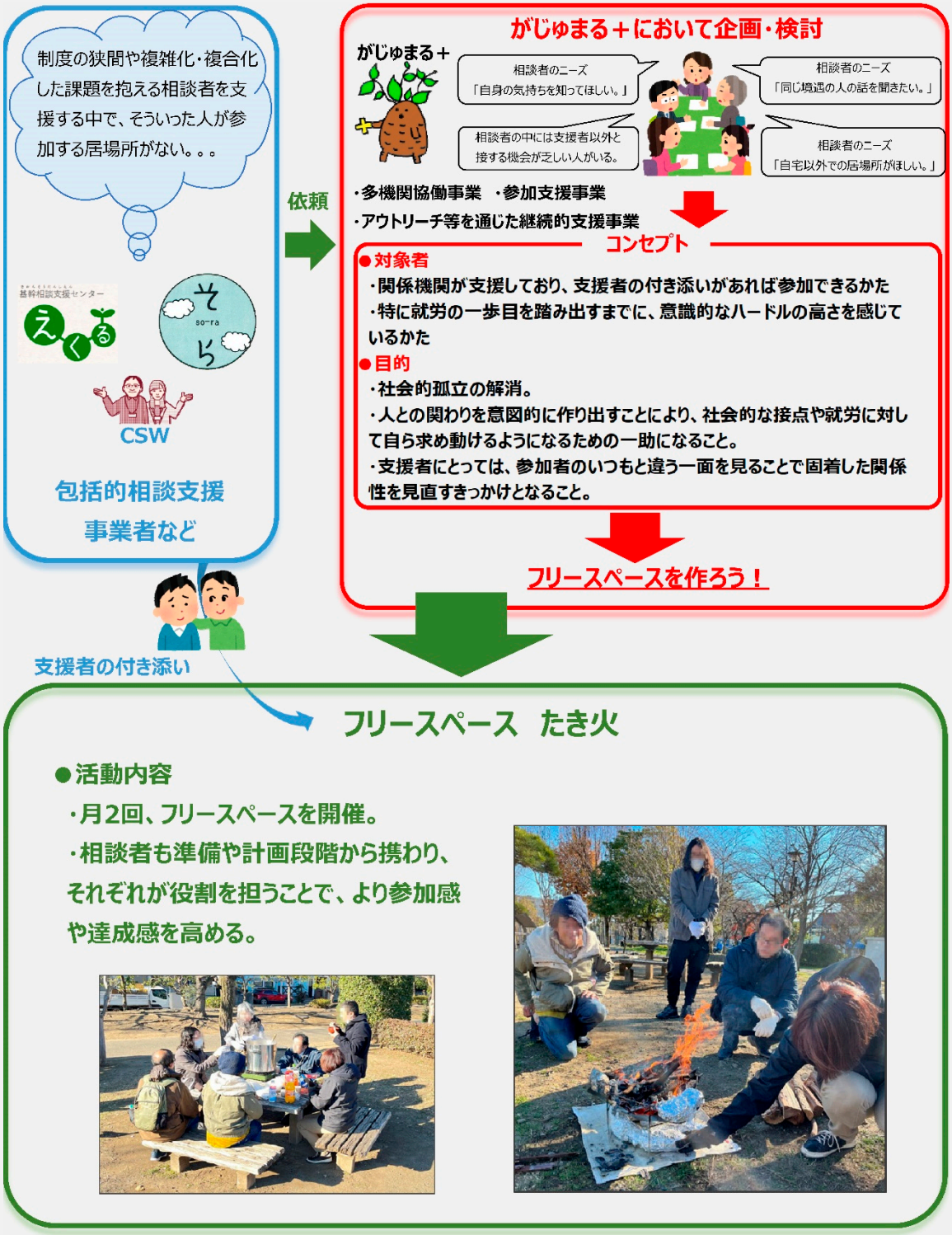

基本目標Ⅲ
安全とうるおいのあるまちを共につくる

防犯まちづくりの目的の１つに、市民等の犯罪遭遇の不安感を減少させ、安心感を高めることがあります。

快適な居住環境の形成に向けて様々な手立てを講じるとともに、豊かなコミュニティを形成することが重要です。

バリアフリーという言葉には、道路や建築物の入口の段差など、物理的な障壁（バリア）を除去するという意味もありますが、最近では障がい者、高齢者にかかわらず、すべての人の社会参加を困難にしている事柄を取り除くという意味でも用いられます。

すべての市民が安全で快適に暮らすことのできるバリアフリーな環境を整備する取組を進めます。

基本目標	施策の方向
基本目標Ⅲ 安全とうるおいのあるまちを共につくる	9　犯罪の防止と立ち直りの支援
	10　バリアフリーの推進
	11　居住環境の整備

【関連するSDGsのゴール】

施策の方向９　犯罪の防止と立ち直りの支援

防犯意識の更なる向上を目指すマスコットキャラクター(いちパトくん)と街頭防犯カメラ

これまでの市の主な取組

特殊詐欺とは、電話やはがき（封書）等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金等をだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言って ATM を操作させ、他人の口座に送金させる犯罪のことで、千葉県警は「振り込め詐欺」の広報用名称を「電話 de 詐欺」と定めています。

近年、多くの犯罪が減少している中、特殊詐欺の被害件数や金額は増加傾向で、その背景には、従来の街頭犯罪とは性質が異なるうえに、手口が年々巧妙化していることが挙げられます。また、被害者の約８割を占めるのが 70 歳以上というデータもあります。

本市が実施している特殊詐欺の対策として、防災行政無線などによる注意喚起を行う啓発活動のほか、満 65 歳以上の方への迷惑電話防止機能付電話機購入の補助等を実施しています。

また、電話 de 詐欺に対する未然防止の取組を市内全体で進めることを目的として、2020（令和 2）年３月に警察署や金融機関、防犯協会、自治会連合協議会など、本市を含めた９機関が特殊詐欺被害撲滅に関する協定書を締結し、情報共有や啓発活動を協同して実施するとともに、特殊詐欺の発生が疑われる場合などは、すぐに管轄の警察署に情報提供を行うなど、連絡体制を強化しています。

一方、刑期を終えた方の社会復帰を支援し、再犯防止につなげることも重要です。地域住民や学校等での啓発を行い、犯罪や非行の防止を図るため、保護司関連支援事業を促進することを、2023（令和 5）年３月に策定した第三次市川市防犯まちづくり基本計画に盛り込みました。

施策の方向性

地域住民、警察、防犯関係団体と協力した地域防犯体制の整備、充実を図るとともに、犯罪発生情報の共有化、地域における自主的な防犯活動を促進させます。

また、防犯灯の適正配置や防犯カメラの設置といった環境整備を行うことで、犯罪被害の予防、犯罪遭遇の不安感の減少を目指します。

犯罪の取締りを強化し、罪を犯した人を厳しく罰することは必要ですが、それと同時に罪を犯した人がその罪を償い立ち直ろうとした時に、受け入れることのできる地域共生社会を目指します。

それぞれの役割

自助 （個人の役割）	▶ 犯罪の起こりにくい地域をつくるために、日頃から近所の人やこどもたちに積極的にかかわり、声をかけあう環境づくりに努める。 ▶ 電話等による勧誘で少しでもおかしいと感じた場合は、家族や公的機関等に連絡を入れる。
互助・共助 （地域の役割）	▶ 自治（町）会や民生委員・児童委員、市川市社会福祉協議会等が協力し、防災や防犯の勉強会や話し合いを行う。 ▶ 自治（町）会は、特殊詐欺に関して回覧板等を活用して住民の注意を喚起する。
公助 （行政の役割）	▶ メール情報配信サービスや防災行政無線等を活用し、電話 de 詐欺に関する注意喚起を行う。 ▶ 街灯防犯カメラの維持管理及び設置費補助を推進する。 ▶ 犯罪者の再犯を防止し、地域の安全・安心を確保するとともに、立ち直りに向けて支援する。

地域福祉を推進する主な取組・事業

番号	取組（事業）名	取組（事業）概要
34	自主防犯活動支援事業	市内の自治（町）会や有志の防犯活動に対し、防犯活動実施状況と必要物品の調査を行い、要望に応じて防犯活動物品を提供します。
35	街頭防犯カメラ設置費の補助	防犯活動を実施している自治（町）会及び商店会等が、公道を撮影範囲とする防犯カメラの設置を行う際に、機器購入及び設置費用を対象に補助を行います。
36	保護司関連支援事業の促進	市川浦安地区保護司会の事務局である市川市社会福祉協議会と連携し、立ち直りに向けた支援を行います。

施策の方向 10　バリアフリーの推進

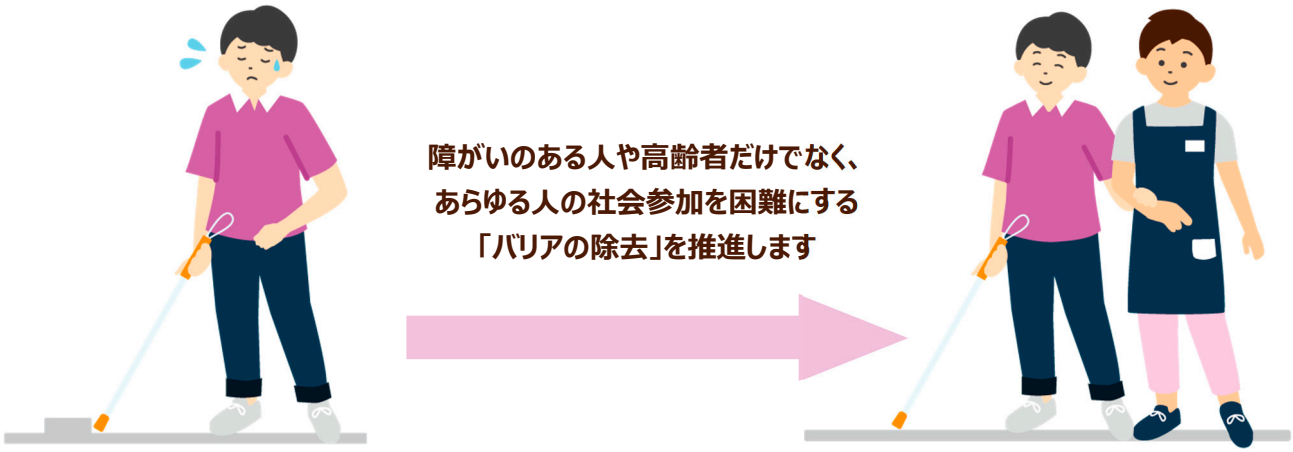

これまでの市の主な取組

バリアフリーという言葉は、もともとは建築用語として、道路や建築物の入口の段差など物理的なバリア（障壁）の除去という意味で使われてきましたが、現在では、障害のある人や高齢者だけでなく、あらゆる人の社会参加を困難にしているすべての分野でのバリアの除去という意味でも用いられています。

道路のバリアフリー化では、重点整備地区として定めた主要な駅を中心に半径 500mの区域の整備を進め、重点整備地区以外でも、市道 0109 号（ガーデナ通り）の歩道整備や国分前橋を改修して歩道を設置するなど、市民の方からの要望をもとに、順次、必要な整備を進めています。

市民等アンケート調査結果

令和４年度　地域福祉に関するアンケート
（e-モニターアンケートによる回答）

Q.【60 代以上の方又は身体に障がいのある方に伺います】
買い物や通院などに際し、移動サービス（普通のバスや電車の利用が困難な方を対象に、車を使って外出の支援を行うサービス）の不足による不自由さを感じていますか。

不自由さを感じている	9.5%
どちらかといえば不自由さを感じている	17.1%
どちらかといえば不自由さを感じていない	21.1%
不自由さを感じていない	29.0%
わからない	23.3%

施策の方向性

高齢者や障がい者の方々が安全に安心して暮らせる都市づくり、快適な交通環境づくりを目指し、誰もが歩きやすい歩行空間の整備を図ります。

また、高齢者や障がい者等、自分自身での移動が困難な人の移動を支援するため、福祉有償運送事業の普及促進を図ります。

様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとって支え合う「心のバリアフリー」を地域全体で推進するために、一人ひとりが、バリアを感じる人の多様な背景を踏まえ、お互いの多様性を認め合うことのできる地域共生社会の実現を目指します。

それぞれの役割

自助 （個人の役割）	▶ 道路や公園等で損傷している箇所がある場合は、行政に連絡する。 ▶ 自分とは異なる人がいることやその人が抱える困難や痛みを考え、想像し、ともに感じる心と力を養う。
互助・共助 （地域の役割）	▶ 近隣同士で地域の中にあるバリアフリーニーズを把握する。 ▶ 事業者等はバリアフリーハンドブックを作成し、誤解や偏見で生きづらさを感じている人の特徴や困っていること、お願いしたいことを紹介する。
公助 （行政の役割）	▶ 道路・歩道の整備を行う。 ▶ 福祉有償運送事業の普及促進を図る。 ▶ 障がい特性や認知症に関する正しい知識と理解の普及・啓発を行う。

地域福祉を推進する主な取組・事業

番号	取組（事業）名	取組（事業）概要
37	誰もが歩きやすい歩行空間の整備	歩道の段差の解消や平坦性の確保など、誰もが歩きやすい歩行空間を整備します。
38	福祉有償運送運営協議会の運営	NPO 法人等が実施する福祉有償運送について、その必要性及び安全性の確保並びに旅客の利便の確保に係る方策等を協議する場として、福祉有償運送運営協議会を設置し、運営します。
39	認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進	安全なまちづくりを目指し、認知症への理解を深められるような周知・啓発、認知症カフェの実施支援等を行います。
40	障がいに対する理解の促進、合理的配慮の提供	障がいに対する理解の促進や社会的障壁をできる限り除去するための合理的な配慮の提供に必要な取組を進めます。

施策の方向 11　居住環境の整備

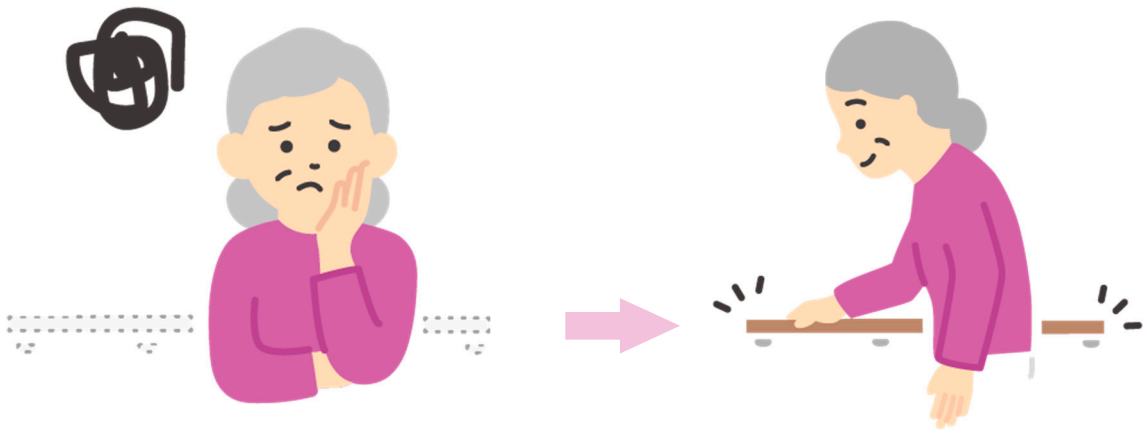

これまでの市の主な取組

住み慣れた地域で安心して生活していくためには、自分が住む住居の環境（居住環境）が安全であることが不可欠です。

あんしん住宅助成制度は、既存住宅の良質化に資する改修を支援するため、市民が所有し居住する住宅（戸建および分譲マンション）の改修工事費の一部を助成するもので、2022（令和 4）年度の助成実績は、251 件、25,795,000 円となりました。

民間の賃貸住宅を見つけることが困難な 60 歳以上の高齢者世帯や障がい者世帯、子育て世帯等の住宅確保要配慮者等に対しては、本市及び一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会市川支部が共同で民間賃貸住宅のあっせんを行う「住宅確保要配慮者等民間賃貸住宅あっせん制度」があり、令和４年度に 44 名の方から申請を受け付けました。

市民等アンケート調査結果

令和４年度　地域福祉に関するアンケート
（e-モニターアンケートによる回答）

Q．【60 代以上の方又は身体に障がいのある方に伺います】
あなたは、バリアフリー対応など、住まいに関する不安を感じていますか。

不安を感じている	12.8%
どちらかといえば不安を感じている	36.8%
どちらかといえば不安を感じていない	19.8%
不安を感じていない	15.8%
わからない	14.8%

施策の方向性

市内にある住宅の既存ストックの質の向上・有効活用に優先的に取り組むこととした上で、「高齢者等が安心して暮らせる住まいづくり」、「子育てしやすく、こどもが健やかに成長できる住まいづくり」、「『新しい日常』に対応した住まいづくり」を進めます。

また、住宅確保要配慮者と定義されている中で、支援の対象にならない人もいるため、この隙間を埋める制度の拡大や新設について検討を行います。

それぞれの役割

自助 （個人の役割）	▶ 自分の住む住宅について高齢者や障がい者となったときのことを意識する。
互助・共助 （地域の役割）	▶ 事業者等は、高齢者や障がい者向け住宅について地域住民の理解を深める。 ▶ 地域福祉活動団体等は、いちかわ住まいの勉強会が主催する企画に参加し、情報を共有する。
公助 （行政の役割）	▶ 安心・安全に住むことができるよう、民間賃貸住宅のあっせんや住宅の改修費用を補助する。 ▶ 既存のネットワークを活用して居住支援協議会の設立を目指す。

地域福祉を推進する主な取組・事業

番号	取組（事業）名	取組（事業）概要
41	民間賃貸住宅あっせん制度	民間の賃貸住宅を見つけることが困難な住宅確保要配慮者等に対し、本市及び一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会市川支部が共同で民間賃貸住宅のあっせんを行います。
42	あんしん住宅推進事業	安全で快適な住まいづくりを進めるため、住宅の改修工事費用の一部を助成します。

いちかわ居住支援ガイドをご存じですか？

住宅確保要配慮者の居住支援については、住まい探しや経済的な問題だけでなく、地域とのつながりが不十分なことによる孤独・孤立化が懸念されています。

本市ではこのような住宅確保要配慮者を対象に、賃貸住宅の円滑入居の支援、住戸に対する支援、見守りや生活に対する相談支援といった、ソフト面、ハード面に係る支援制度を１枚にまとめたリーフレット「いちかわ居住支援ガイド」を令和６年２月に発行しました。

このガイドは市営住宅課などの相談窓口で配布していますので、ぜひご利用ください。

基本目標Ⅳ
生きがいを感じるまちを共につくる

いつまでも健やかに健康で過ごしたいという思いは、市民共通の願いです。こどもから高齢者まですべての人が自立した生活を送るための基盤である「健康」を維持するためには、世代を問わず市民一人ひとりが日頃から食生活を整えたり適度な運動等を行うことが大切です。

本市では、市民や地域団体等と協働し、健康関連情報の提供等様々な介護予防の取組や健康づくり事業を推進しています。

また、市民一人ひとりが生きがいをもって日常生活を送るためには、就労への支援や生活に困窮する人への経済的な支援といった自立に向けた支援が必要です。信頼できる人の存在、自らの居場所があるということ、ひいては「生きる」ということに対する包括的な支援を行います。

基本目標	施策の方向
基本目標Ⅳ 生きがいを感じる まちを共につくる	12　健康づくり･介護予防の支援
	13　就労と生活困窮者への支援
	14　自殺防止に対する包括的な支援
	15　地域の居場所づくり【重点】

【関連するＳＤＧｓのゴール】

施策の方向 12　健康づくり・介護予防の支援

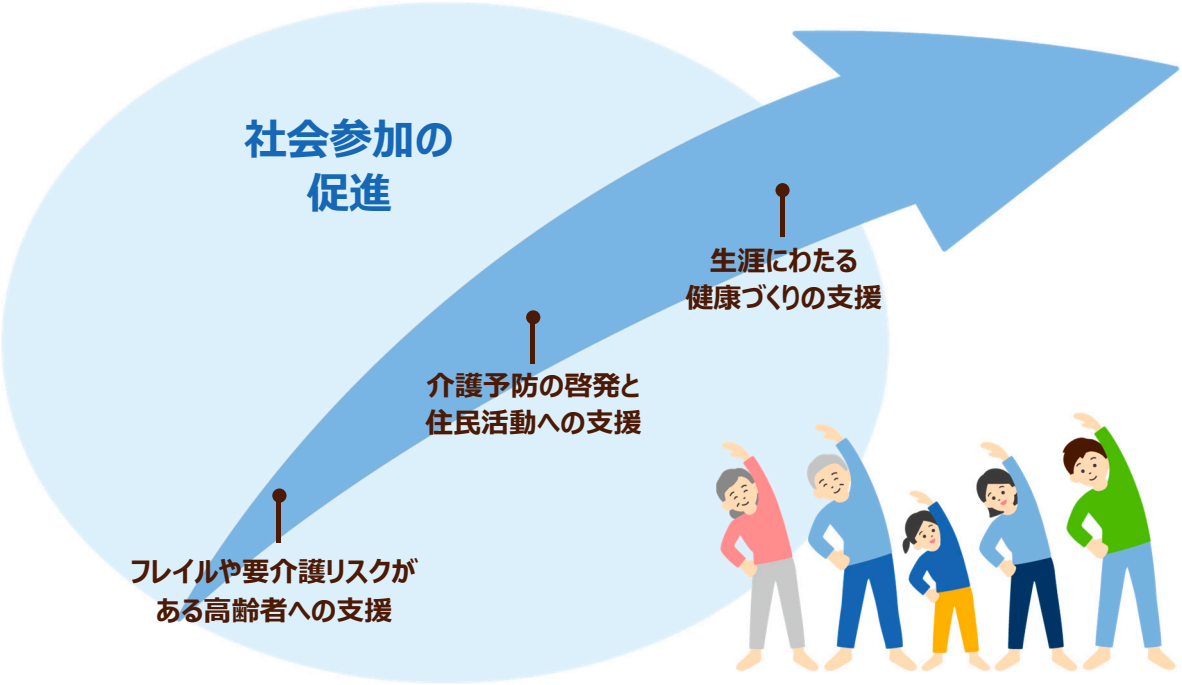

これまでの市の主な取組

「健康寿命の延伸」に向け、地域住民が自らの健康に関心を持ち、主体的に健康づくり・介護予防に取り組むことができるよう、多様な方法で普及啓発を行っています。

健康づくりでは、市民の健康意識の更なる向上と、より良い生活習慣の実践、継続に向けた啓発を推進するため、2022（令和 4）年度より健康講演会を開催しています。2023（令和 5）年度には、自身の健康データを測定することで健康を意識できるよう、市内 20 箇所に体組成計及び血圧計を設置したほか、新たな健康ポイント事業 Aruco（あるこ）を開始しました。

介護予防については、令和 4 年度から介護予防に関する講座等の開催や、健康づくり・介護予防、通いの場に関するリーフレットの配布や LINE セグメント等で情報発信を行いました。また、地域の身近な場所で介護予防に資する活動の支援を行いました。

年齢を重ねても地域で自立した生活を送ることができるよう、地域住民が主体となり取り組む「市川みんなで体操」実施団体への支援や、住民主体の通いの場に専門職が出向き、介護予防・フレイル予防に関する講話を行うなど、地域で介護予防に取り組む住民主体の活動を組織的に支援しています。

施策の方向性

住み慣れた地域でいつまでも健康に暮らし続けるためには、市民一人ひとりが自らの健康づくりの重要性について認識し、健康寿命を延伸するための健康行動を継続することが必要です。

本市では、健康づくり・介護予防の関係各課と連携を図り、健康寿命の延伸に向けて、健康づくりの意識の向上を図るとともに、健康づくりを継続できる取組を推進します。

加齢に伴い、心身の機能や社会とのつながりが弱くなった状態を「フレイル」といいますが、社会参加や介護予防を心がけることで、フレイルの進行を防ぎ、健康を維持することができます。「通いの場」への参加など高齢者の社会参加の促進等を通じて、多様な生活支援サービスを利用できるような地域づくりを推進します。

それぞれの役割

自助 （個人の役割）	▶ 定期的に検診を受けるなど自らの健康状態を自覚する。 ▶ 健康意識を向上させる。 ▶ 継続して健康づくりや介護予防に取り組む。 ▶ 日頃から地域活動などの社会参加を心がける。
互助・共助 （地域の役割）	▶ 地域ぐるみで健康の維持・増進や介護予防に取り組む。 ▶ 地域住民が主体となり、事業者等とともに健康づくりや介護予防に関する機会を創出する。
公助 （行政の役割）	▶ 継続して健康づくりに取り組む体制を整える。 ▶ 健康づくり・介護予防活動の重要性を周知する。 ▶ 地域住民が主体となって行う介護予防活動（市川みんなで体操など）を支援する。

地域福祉を推進する主な取組・事業

番号	取組（事業）名	取組（事業）概要
43	健康ポイント Aruco	「歩く」こと、「測る」ことにポイントを付与することで、市民が自身の健康データを意識し、健康的な生活習慣を継続して送ることができるよう支援するもので、獲得したポイントはデジタル地域通貨と交換し、地域内の消費に利用できます。
44	自立支援、介護予防及び重度化防止の推進	高齢者がいつまでも主体的な生活ができるよう、一般介護予防事業や通所型短期集中予防サービス事業を実施します。

施策の方向 13　就労と生活困窮者への支援

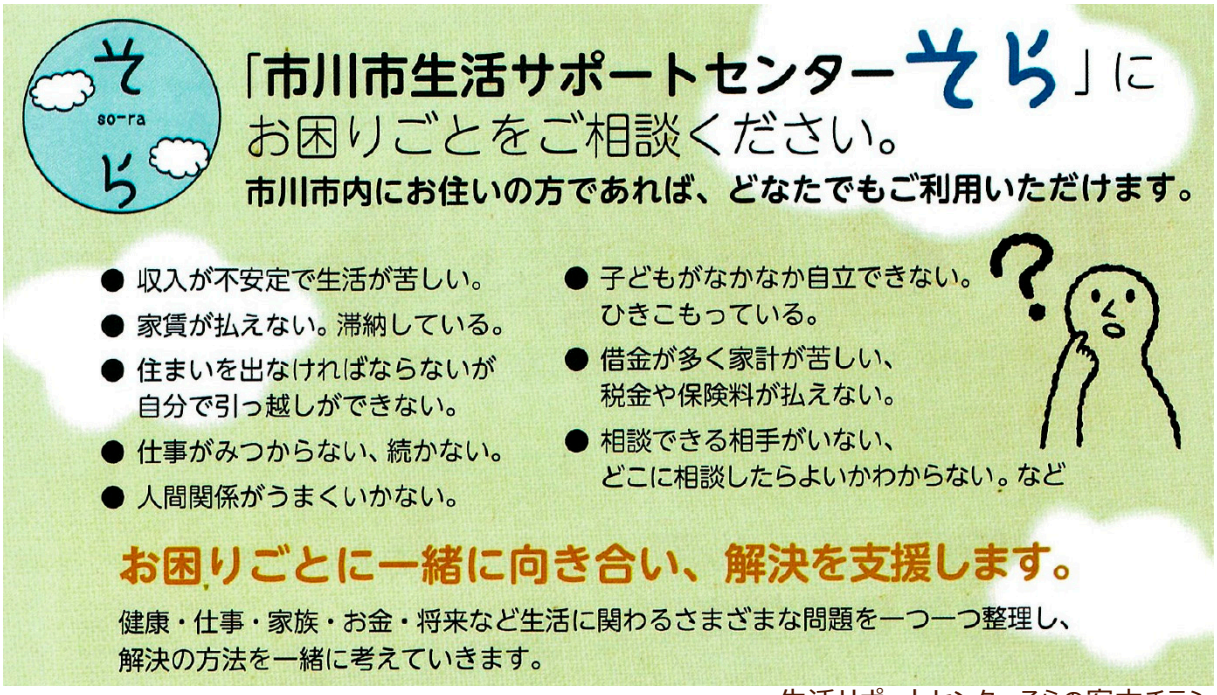

生活サポートセンターそらの案内チラシ

これまでの市の主な取組

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の相談窓口「市川市生活サポートセンターそら」（55 ページ参照）では、自立した生活の実現に向けた各種支援、関係機関の紹介、情報提供などを行っています。

離職等により住居を喪失した又は喪失するおそれのある生活困窮者に対して、有期で家賃相当額の支給を行う「住居確保給付金」制度は、給付対象者である失業者等に、コロナ禍による収入の減収者が対象に含まれることとなったことで、生活サポートセンターそらの相談受付件数が大幅に増加しました。

また、就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、日常生活の改善及び基礎能力の形成を計画的かつ一貫して実施し、一般就労に向けた支援を行う就労準備支援の相談も生活サポートセンターそらで受け付けており、2022（令和 4）年度は 8 件の相談を受け付けました。

市民等アンケート調査結果

令和４年度　地域福祉に関するアンケート
（e-モニターアンケートによる回答）

Q.　高齢者・障がい者・ひとり親・生活困窮者等を対象とした就労支援、社会的自立の支援が充実していると思いますか。

そう思う	5.0%
どちらかといえばそう思う	25.6%
どちらかといえばそう思わない	19.1%
そう思わない	7.5%
わからない	42.8%

施策の方向性

地域で暮らす住民一人ひとりが生きがいをもって自立した生活を送るためには、それぞれの希望に応じて就労できる環境づくりが必要です。就労のための相談や、高齢者、障がい者、ひとり親の就業機会の拡大に向け就労支援を行います。

また、高齢者、障がい者、ひとり親家庭で生活に困難を抱えている人や生活困窮者に対し、経済的に自立できるように支援します。

生活困窮世帯の生活の安定と自立を支援するため、その世帯の生活実態に応じた相談の充実を図るとともに、路上生活者や不安定居住者の社会復帰に向け、一時居宅や医療機関の受診などを支援し、状況に応じた相談体制の充実を図ります。

それぞれの役割

自助 （個人の役割）	▶ 就労を通した生きがいづくりを進める。 ▶ 経済的な困窮を理由とした偏見を持たないように努める。
互助・共助 （地域の役割）	▶ 事業者は法律を遵守して、高齢者や障がい者等の就労を支援する。 ▶ 生活に困難を抱えている人やその家族を地域で見守り支え合い、必要に応じて行政と連携する。
公助 （行政の役割）	▶ 関係機関と連携し、通常の就労が困難な方に向けた支援を実施する。 ▶ 住民一人ひとりが地域で自立した生活が送れるように支援する。

地域福祉を推進する主な取組・事業

番号	取組（事業）名	取組（事業）概要
45	若年者等就労支援事業	若年者等が仕事や就職について気軽に相談できる窓口を開設します。また、求職者と企業とのミスマッチ解消のため、就職面接会を実施します。さらに、働くことに不安を抱えた若者に対し、職場体験を通して不安を解消し、前向きな就職活動ができるように支援します。
46	就労準備支援事業	就労に必要な実践的な知識、技能等の不足等や、複合的な課題があり、生活のリズムが崩れていることや社会との関わりに不安を抱え、就労意欲が低下している等の理由で、就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、日常生活の改善及び基礎能力の形成等の支援を計画的に実施することで、一般就労に向けた準備を支援します。
47	住居確保給付金支給事業	本人の責によらない失業や収入の減少により、住居を喪失するおそれのある方を対象に、就労支援などを実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うとともに、賃貸住宅の家賃を支給します。

番号	取組（事業）名	取組（事業）概要
48	家計改善支援事業	家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして、生活の再建に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言、指導等を行うことにより相談者自身の家計管理能力を高め、早期に生活再建を図られるよう支援します。
49	ホームレス自立支援事業	自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた方が、地域社会に再び参入することを支援し、かつホームレスの地域社会への参入に際し、地域社会の理解と協力を得ることにより、ホームレスに関する問題の解決を図ります。
50	子どもの学習・生活支援事業	生活保護受給世帯を含む生活困窮者世帯の、主に就学年齢の世帯員に対し、学習支援や居場所の提供等を行うことで、学習意欲の向上・基礎学力の向上・生活習慣の改善等を図り、高校への進学・高校の中退を防止し、将来の安定就職へつなげることを目指します。

施策の方向 14　自殺防止に対する包括的な支援

これまでの市の主な取組

本市では、こころの健康相談窓口を開設し、相談したいときに相談ができるように、日曜、祝日も含め対応しています。この相談窓口では幅広い年齢層から生活環境の変化や家族関係、経済不安等、多岐にわたる相談が寄せられ、関係機関と連携を図り支援を行っています。

また、市民向けの心の健康に関する講座や母と子の相談室、ゲートキーパー研修を開催したり、市公式Web サイトでは、メンタルストレスチェックシステムである「こころの体温計」を掲載し、ストレスチェックができる取組も実施しています。

施策の方向性

自殺に追い込まれようとしている人の自殺を防ぎ、安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺対策の本質が生きることの支援にあることを認識し、「いのちを支える自殺対策」という理念のもと「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。

また、これらの自殺対策と、高齢、障がい、こども・子育て、生活困窮支援等の各福祉分野に共通して求められる、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複雑化・複合化した課題に対応するためのネットワークづくり等を、市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）と併せて実施します。

それぞれの役割

自助 （個人の役割）	▶ １人で悩まずに困った時に相談できる窓口等があることを知る。 ▶ 市川市民のテレホンガイドや若者のための相談ガイドを入手する。
互助・共助 （地域の役割）	▶ 地域福祉活動団体等は、こころの悩みや生きづらさを感じている方が支援を受けられるよう、関係機関につなぐ。 ▶ 地区社会福祉協議会は、悩みをひとりで抱え込まず、周囲に相談しやすい地域づくりを行う。
公助 （行政の役割）	▶ 市川市自殺対策関係機関連絡会を開催し、関係機関との連携を強化し、社会的要因を含めた総合的な対策を推進する。 ▶ 相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施する市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）を推進する。 ▶ 幅広い年代にむけて、こころの健康とセルフケアの方法について周知する。

地域福祉を推進する主な取組・事業

番号	取組（事業）名	取組（事業）概要
51	自殺対策事業(人材育成事業) 「ゲートキーパー養成講座」	専門職だけでなく、市民に近い立場の方を対象とし、自殺に関する正しい知識のもと、地域での見守りを強化していく事を目的に周知を図ります。また、対象に応じたプログラムを設定し、研修会を実施します。
52	自殺対策事業(普及啓発活動) 「快適睡眠講座」	健康教育や健康相談等において、こころの健康や自殺に関する正しい知識の普及等地域に根ざした啓発活動を実施します。また、対象者が参加しやすいよう各種講座、健康教育や講演会・イベント等を企画・実施します。
53	市川市自殺対策関係機関連絡会の開催	学識経験者・医療関係者・福祉関係者・警察・行政などで構成される関係機関連絡会を開催し、それぞれの立場から取組を進めるとともに、連携を強化し、社会的要因を含めた総合的な対策を推進していきます。

施策の方向 15　地域の居場所づくり【重点】

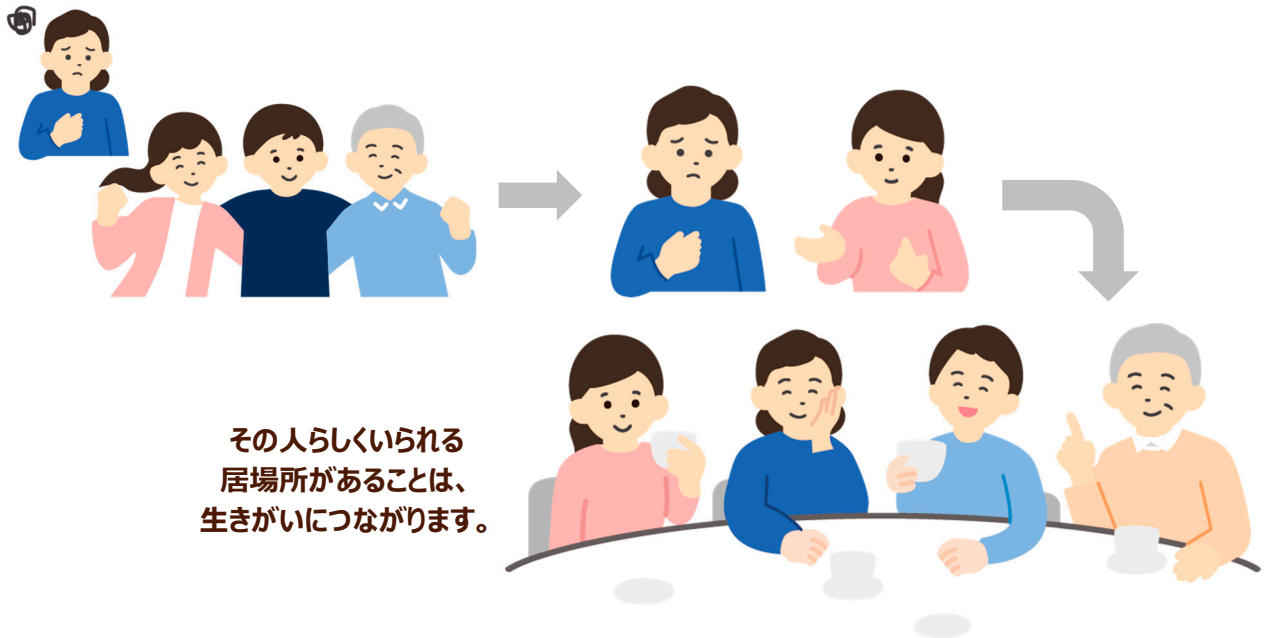

これまでの市の主な取組

本市ではこれまで、高齢者やこどもといった、年齢や属性に応じた地域の居場所づくりを進めてきました。

小域福祉圏である 14 地区には、地区社会福祉協議会が運営を担う 15 箇所の「地域ケア拠点」があり、世代を問わず、地域の特色に合わせたサロン活動などを行っています。

高齢者の居場所の 1 つには高齢者クラブがあり、高齢者が身近な地域で生きがいや健康づくりを通して社会参加につながるよう、社会奉仕、教養活動、レクリエーションなど多様な活動に取り組んでおり、市内 101 のクラブで約 3,600 名（2023（令和 5）年 4 月現在）が活動しています。

子育て世帯には、「親子つどいの広場」や「地域子育て支援センター」などの地域の子育て支援拠点を整備し、専任の職員に相談できる場を提供しています。また、こども本人に対しては、遊びを通して成長を見守る「こども館」が家庭でも学校でもない第三の居場所となり、保育士や学校教諭などの資格をもつ児童厚生員が話や悩みを聞いています。このほか、民間団体や NPO 団体が行う「こども食堂」に対して活動の支援を行っています。

中央こども館では、中高生に特化した取組を行っており、マンガや雑誌などを読んでくつろいだり、宿題や勉強のできる「中高生専用ルーム」を設置し、中学生以上のみに利用を限定した「中高生タイム」を設け、思いきり身体を動かしたり、同年代で交流したりできる時間があり、不登校児童・生徒の居場所としては、市川市適応指導教室「ふれんどルーム」があります。

また、DV 被害者に対しては、窓口業務に加え、その他の取組として、民間団体との共催で令和 5 年度に「女性のための居場所づくり」を行いました。

施策の方向性

その人らしくいられる居場所があることは、生きがいにつながります。これまで本市が実施してきた居場所づくりを継続しつつ、すべての地域住民を対象とした、地域における交流の場や居場所の確保をさらに進めていくため、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が中心となって、複合化する地域生活課題に対し、地域の事業者や地域住民と連携しながら、多角的な視点から地域の居場所づくりの支援を行います。

また、多世代や多属性を対象としたサロン、こども食堂、フードバンクなどの交流の場の新設を支援し、市内の空き家等も活用しながら、地域の特性を活かしつつ創意工夫をこらした居場所づくりを推進します。

それぞれの役割

自助 （個人の役割）	▶ 自分らしくいられる居場所を見つける。 ▶ 興味のあるイベントに参加する。
互助・共助 （地域の役割）	▶ 地区社会福祉協議会は、地域住民の交流の場でもある、「地域ケア拠点」をPR するイベント等を行う。 ▶ 地域福祉活動団体等は、社会的な包摂を目指した居場所づくりについて、CSW と協議し、連携を図りながら検討を進める。
公助 （行政の役割）	▶ 気軽に立ち寄れる地域の居場所を整備する。 ▶ 世代や属性を超えた地域の居場所づくりを推進する。

地域福祉を推進する主な取組・事業

番号	取組（事業）名	取組（事業）概要
54	地域づくり事業（生活困窮者支援等のための地域づくり事業）	住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みをつくります。
55	地域子育て支援拠点事業	地域において親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援します。
56	こども食堂・フードバンクの支援	地域や民間団体により自主的に運営されているこども食堂・フードバンクの取組を支援するため、活動状況の発信や、こども食堂の運営費の一部助成を行い、こどもの居場所づくりを推進します。

地域づくりに向けた支援（新たな居場所の創出）

信篤・二俣地区の民生委員児童委員協議会では、不登校の児童・生徒が増えていることが懸念されていました。この会議に参加していた地区社会福祉協議会のメンバーは、このことを地域のニーズ・生活課題と捉え「地域ケアシステム推進連絡会」を開催し、「学習機会の家庭間格差の問題や不登校のこどもの居場所などの問題」を議題とし、多様な地域団体と協議を重ね、それぞれがこども食堂の開設に向けた検討を行いました。

その中でコミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、各関係機関や地域団体等との調整を行い、地区社会福祉協議会と協働して、学校や施設といった既存の地域の社会資源を利用して開催できるよう、場所の確保などに努めました。

地域の方々の創意工夫で、地域住民や学生によるこども達への学習支援の輪が広がり、多世代にわたる交流・つながりの場所として、こども食堂及び地域食堂（みつば食堂）を令和５年 10 月に開設しました。

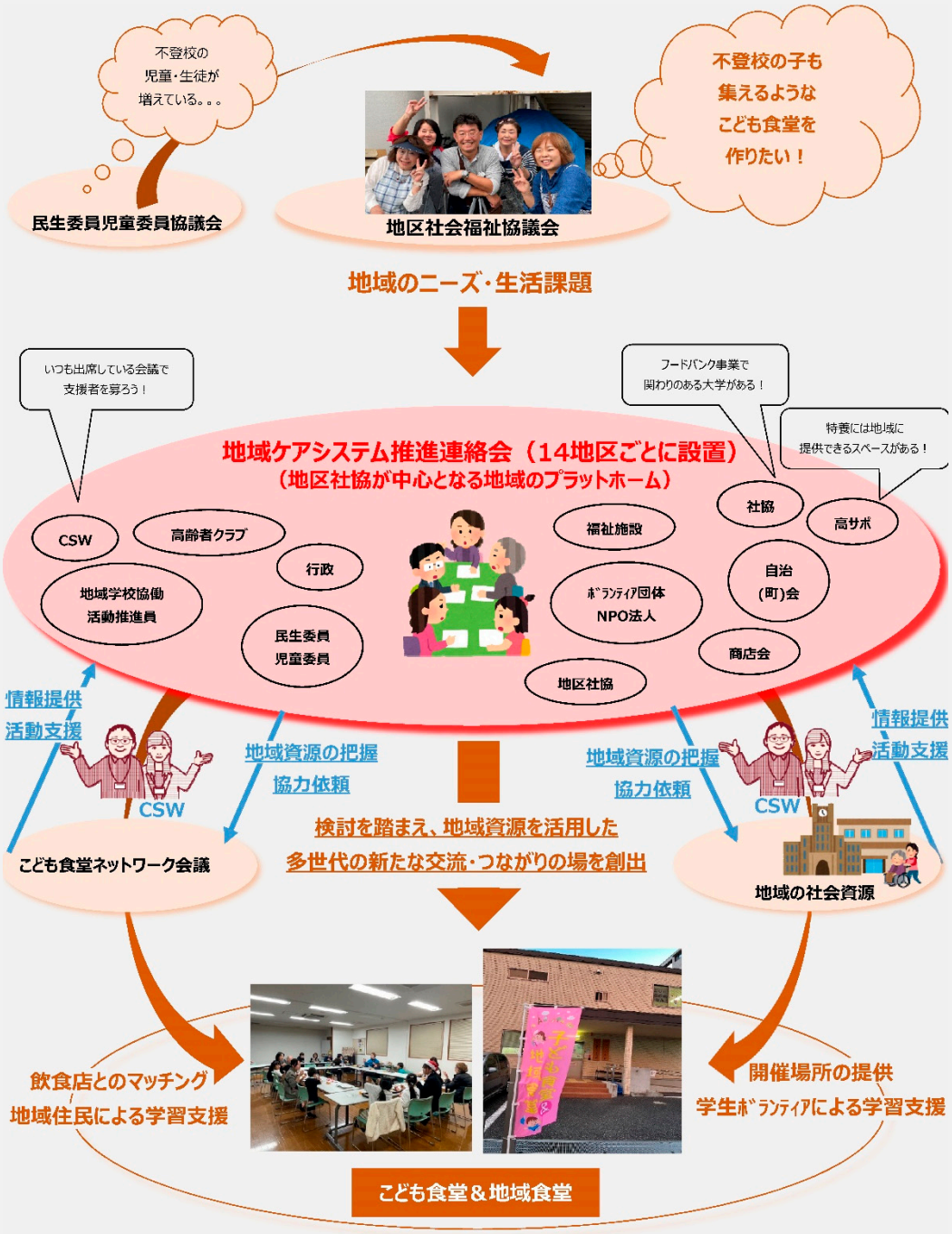

基本目標Ⅴ
地域福祉推進の基盤を共につくる

基本目標Ⅰ～Ⅳの達成に向けて、それぞれの施策及び取組（事業）を推進することが不可欠ですが、これらの施策及び取組（事業）に共通する課題を解決し、共通して必要とされる基盤を構築することが重要です。

地域福祉を推進するために必要な意識の啓発、担い手の確保といった実効性のある基盤づくりを進めます。

基本目標	施策の方向
基本目標Ⅴ 地域福祉推進の 基盤を共につくる	16　地域福祉に対する意識の啓発
	17　地域福祉活動の担い手の確保と育成
	18　地域資源の有効活用
	19　情報共有・管理の充実

【関連するＳＤＧｓのゴール】

施策の方向 16　地域福祉に対する意識の啓発

これまでの市の主な取組

新型コロナウイルス感染症の影響により、ここ数年、地域福祉の啓発に向けたセミナーやイベント等を開催することが困難な状況でした。

2023（令和 5）年３月に、３年ぶりに対面形式で開催した地区推進会議の場では、小域福祉圏 14 地区の代表者の方々に、地域共生社会の実現を目指すために、市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）を実施することについてお知らせすることができました。

地域の誰もが役割を持ち、お互いに配慮して存在を認め合い、時に支え合うことで、孤立せずに、その人が望む生活を送ることができる「地域共生社会」の実現に向けて、意識の啓発を行っていくことが重要です。

市民等アンケート調査結果

令和４年度　地域福祉に関するアンケート
（e-モニターアンケートによる回答）

Q．【地域福祉活動に参加している方に伺います】あなたは、住民同士での支え合いの意識を持って、地域福祉活動に参加していますか。

そう思う	16.7%
どちらかといえばそう思う	47.2%
どちらかといえばそう思わない	18.5%
そう思わない	11.2%
わからない	6.4%

第５期地域福祉計画策定のためのアンケート
（福祉委員回答）

Q．地域福祉活動への参加者を増やすのに必要なこと（回答の多い順）

⑴地域が日頃から地域の人々とのつきあいを深める
14.8%

⑵地域が活動や団体についての情報をさらに発信する
12.1%

⑶地域が地域の人へ参加を呼びかける
11.2%

⑷市が地域福祉活動についての啓発活動をする
8.8%

施策の方向性

市内には、市川市で生まれ育った人もいれば、高齢となりこどもが住む市川市に転居してきた人、障がいのある人、外国から仕事のために市川市で暮らす人など、老若男女問わず色々な方がいます。

自分とは異なる背景を持つ人の価値観を排除するのではなく、価値観を尊重した上で、お互いが理解するよう努めることについて、こどもたちを含めた地域住民一人ひとりが意識を持つことが大切です。

一人ひとりが役割を持ち、状況によっては「支え手」であった人が「受け手」になることがあることを理解し、お互いや近隣の方の考え方の相違もすべて包摂されることによって、安心して暮らすことができるようになります。

地域福祉に対する地域住民一人ひとりの意識を高め、地域共生社会の実現を図るための取組を推進します。

それぞれの役割

自助 （個人の役割）	▶ イベントに参加するなど地域福祉に対して興味・関心を持つ。 ▶ 高齢者や障がい者など、支援を必要としている人に対して理解に努める。
互助・共助 （地域の役割）	▶ 市川市社会福祉協議会は、地域住民を対象に福祉学習の機会を設ける。 ▶ 市川市社会福祉協議会は、地域の中でリーダーとなる人材の発掘・育成に努める。
公助 （行政の役割）	▶ 地域福祉に対する啓発を行う。 ▶ こどもたちの思いやりの心を育むなど、学校の教育活動全体を通じて、心の教育を行う。

地域福祉を推進する主な取組・事業

番号	取組（事業）名	取組（事業）概要
57	地域共生社会の実現に向けた研修の実施	社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた研修を実施し、意識の啓発を行います。

福祉教育って何？

市民一人ひとりが地域福祉に関心をもち、地域の課題を自分の課題として考えられるようにするためには、次代を担う子どもたちが、思いやりの心を育て、助けあいと連携の意欲を培えるよう、福祉教育を行っていくことが重要です。

千葉県と市川市社会福祉協議会が毎年「福祉教育推進校」を指定し、千葉県社会福祉協議会、市川市社会福祉協議会、千葉県教育委員会及び本市教育委員会が協力して福祉教育を推進しています。

また、各学校等では、総合的な学習の時間等を通して、市川市社会福祉協議会や、学校、高齢者、障がいのある人、地域住民や地域の活動団体とともに取り組むそれぞれの特色を生かした福祉教育も行っています。

各学校等における取組例

●特別支援学級との交流（特別支援学級児童・教職員との交流、授業の実施等）
●地域住民との交流・協働活動（花壇整備、畑利用、除草作業等）
●福祉体験学習（車椅子、知的・視覚障がい者、高齢者疑似体験等）
●ゲストティーチャーによる講演会等の実施
・平和学習講演会
・障がい福祉に関する講演会
・盲導犬にする講演会
・認知症サポーター養成講座
・LGBT に関する研修会
●障がい者スポーツ（車いすバスケット・車いすハンドボール・ボッチャ・ゴールドボール）体験

施策の方向 17　地域福祉活動の担い手の確保と育成

高齢者生活支援サポーターは、日常生活の中での困りごとに対する支援を行う地域の担い手です

これまでの市の主な取組

本市では、高齢者が抱える日常生活の中での困りごとに対する支援を行う「高齢者生活支援サポーター」を養成しています。高齢者生活支援サポーターが支援する内容は、身体的介助を除くごみ出し、電球交換、買物代行などで、2022（令和４）年度は生活支援サポーター養成研修を２回開催しました。

また、地域ケア拠点において地域住民の身近な相談を受ける「相談員」に対し、意識や情報力、スキルアップに向けての取組が相談員間や地区間で偏りが生じないよう、地域福祉活動の担い手として総合的な研修会等を企画・実施を支援する予定でしたが、令和４年度は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、研修会の実施を見合わせました。

市民等アンケート調査結果

令和４年度　地域福祉に関するアンケート
（福祉委員による回答）

Q．あなたの活動する地区、もしくは、あなたの所属する地区では、地域活動の担い手を確保できていると思いますか。

十分確保できている	6.7%
どちらかといえば確保できている	40.9%
どちらかといえば確保できていない	32.4%
確保できていない	10.7%
わからない	9.3%

第５期地域福祉計画策定のためのアンケート
（民生委員・児童委員回答）

Q．地域福祉を推進する地域の人材（担い手）を増やすには、どのようにしたらよいと思いますか。（回答の多い順、複数回答可）

⑴気軽に集まれる場の設定や催し物、行事を通じて、地域の福祉活動への協力を呼び掛ける　65.3%

⑵地域で福祉に関する勉強会を実施するなど、地域福祉活動の重要性を PR する　30.3%

施策の方向性

地域福祉の推進にあたっては、活動に取り組む担い手の確保が不可欠ですが、各地域福祉活動団体の共通の課題として、メンバーの高齢化や固定化、担い手不足が挙げられており、新たな担い手の確保や育成に向けて、気軽に集まれる場の設定や催し物、行事、勉強会などを通じて、地域の福祉活動への協力を呼びかけることが重要です。

新型コロナウイルス感染症の影響が一段落した現状において、地域福祉活動に関心を持っている人が容易に参加できる仕組みを構築するなど、地域福祉活動の活性化を進めるため、担い手の確保及び育成に向けて取り組んでいきます。

それぞれの役割

自助 （個人の役割）	▶ 市民一人ひとりが地域社会に貢献できる役割があることを認識する。 ▶ 自治（町）会活動や地域におけるボランティア活動に関心を持つ。
互助・共助 （地域の役割）	▶ 地域福祉活動団体等は、地域で実践している活動を広く地域住民に周知するとともに、積極的な参加を呼びかける。 ▶ 市川市社会福祉協議会は、地域ケア拠点相談員に適切な研修を実施する。
公助 （行政の役割）	▶ 地域福祉活動の担い手を育成するため、福祉関係部門で情報を共有し、活用する。 ▶ 新たな担い手の育成とともに、モチベーションを維持するための方策も検討する。

地域福祉を推進する主な取組・事業

番号	取組（事業）名	取組（事業）概要
58	高齢者生活支援サポーター養成研修の実施	支援を必要とする高齢者等が、住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るよう、日常生活の中での困りごとに対応する、ボランティア活動の担い手を養成するための研修を行います。また、生活支援コーディネーターと連携し、研修修了者が地域の活躍の場につながるような仕組みづくりを行います。
59	地域ケア相談員育成の支援	地域ケア拠点の相談員としての意識、情報力、スキルアップに向けての取組が相談員間や地区間で偏りが生じないよう、また、相談員相互の交流の場を確保できるよう、市川市社会福祉協議会による総合的な研修会等の企画・実施を支援します。

ボランティア活動をはじめてみませんか？

ボランティア活動は、自分ができることを自分の意志で、周りと協力しながら行う活動です。

活動では様々な出会いや学びが得られ、喜びやつながりが生まれるでしょう。

ボランティア活動を始めるきっかけは様々です。自分らしさを大切にしながら、活動の一歩を踏み出してみませんか？

市川市社会福祉協議会

ボランティア活動への入口を
サポートいたします。
「もしも…」に備えたボランティア
活動保険の加入手続きも可能です。

地域福祉・ボランティアセンター

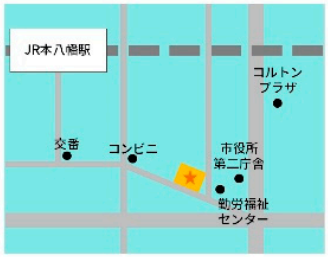

市役所分庁舎C棟1階
047-320-4002

行徳ボランティアセンター

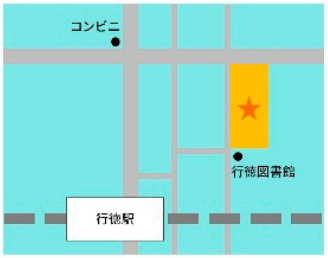

行徳支所2階
047-356-0007

市民活動支援センター（市川市）

市民活動への総合支援を
行っています。
団体から発信されるチラシ等も
センターで閲覧が可能です。

市民活動支援センター

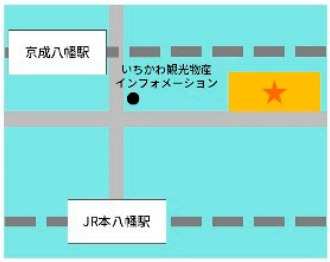

市役所第一庁舎2階

市民活動支援センター行徳

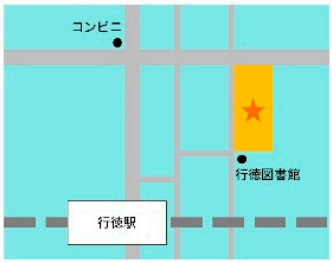

行徳支所2階

施策の方向 18　地域資源の有効活用

これまでの市の主な取組

市川市地域活動応援制度は、地域福祉活動の活性化を図るため、企業などの地域貢献・地域交流の一環として、地域福祉活動のための場所（地域資源のひとつ）の提供に関する情報を本市が広く周知し、この情報にもとづいて地域の活動団体が利用することにより、企業などと地域団体との交流を促進させるものです。

市川市地域活動応援制度における「地域活動」とは、体操、運動、レクリエーション、健康相談、介護相談、趣味活動等を屋内の施設で行う活動のことをいいます。市内には自治会館をはじめとした５箇所の活動場所がありますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、地域活動自粛の流れが継続したため、2022（令和４）年度の活用実績はありませんでした。

市民等アンケート調査結果

令和４年度　地域福祉に関するアンケート
（福祉委員による回答）

Q．あなたの活動する地区、もしくは、あなたの所属する地区では、地域活動の場を確保できていると思いますか。

十分確保できている	12.9%
どちらかといえば確保できている	55.8%
どちらかといえば確保できていない	14.3%
確保できていない	6.4%
わからない	10.6%

第５期地域福祉計画策定のためのアンケート
（ボランティア団体・NPO　法人回答）

Q．地域で支えあう仕組みづくりのため必要なもの（回答の多い順、複数回答可）

⑴支えあう活動への参加方法を PR・確立する　39.7%
⑵支えあう仕組み（活動やプロジェクト）を立ち上げ、助成金で支援する　39.7%
⑶組織、団体、市民が知り合う機会や活動する場所を確保する　33.3%

施策の方向性

地域資源には目に見えるモノ（土地、スペース、施設など）やヒト、目に見えないモノ（人と人とのつながり、ネットワークなど）があります。地域における福祉コミュニティを活発にするためには、目に見えるモノやヒト、目に見えないモノの両方が充実していることが重要です。

地域住民が気軽に集まり、交流することのできる場の確保に向けて、既存の公共施設のあり方について検証を進めるとともに、地域ケアシステム推進連絡会をはじめとしたプラットフォーム型の会議体を活用し、様々な地域福祉活動に関わる人材、施設、情報等の資源のネットワークづくりを推進します。

それぞれの役割

自助 （個人の役割）	▶ 地域や行政が開催するイベントに積極的に参加する。 ▶ 地域におけるサークル活動や講演会に関心を持つ。
互助・共助 （地域の役割）	▶ NPO 法人は、地域にある施設・空き部屋・空き店舗の活用や出前講座等によって住民が参加しやすい場づくりを進める。 ▶ 市川市社会福祉協議会は、気軽に参加できる身近な場所でふれあい・いきいきサロン、子育てサロン等の充実に努める。
公助 （行政の役割）	▶ 市民にとって魅力ある公共施設のあり方を検討する。 ▶ 既存の公共施設を活用するなど、人と人とをつなぐネットワークづくりの場を提供する。

地域福祉を推進する主な取組・事業

番号	取組（事業）名	取組（事業）概要
60	地域活動応援制度の推進	地域貢献・地域交流の一環として地域活動の場を定期的に提供する民間団体（社会福祉法人、民間企業等）を募集します。また、提供された場に関する情報を近隣の地区社会福祉協議会等に提供することにより、地域福祉活動の活性化を支援します。
61	地域ケアシステム推進連絡会開催の促進	地域ケアシステム推進連絡会のプラットフォーム化の機能を活かし、様々な地域福祉活動に関わる人材・施設・情報等の福祉資源のネットワークづくりに努めます。

施策の方向 19　情報共有・管理の充実

地域課題の解決に向けて、地域では様々な会議が開かれ、情報共有を図っています。

これまでの市の主な取組

地域ケアシステム推進連絡会において話し合われた地域における課題について、地域の代表者、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、市川市社会福祉協議会と本市が一堂に会し、地域課題の解決に向けた具体的な提案や提言などを受ける会議体が地区推進会議（110 ページ参照）です。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2020（令和 2）年以降、対面での会議開催を行うことができませんでしたが、2023（令和 5）年から対面での開催を再開しました。

地区推進会議では、市川市社会福祉協議会が策定する「わかちあいプラン」に定められた、年度ごとの地域課題をどのように取り組んだのか、市内 14 の小域福祉圏域ごとに作成する「振り返りシート」を活用して、各地区の取組の状況を共有しています。

このほか、地区で開催される地区民生委員・児童委員協議会などの会議体には、市職員とともにコミュニティソーシャルワーカー（CSW）も出席し、地域課題などの情報共有に努めています。

市民等アンケート調査結果

令和４年度　地域福祉に関するアンケート
（福祉委員による回答）

Q．地域活動を行うにあたって必要な個人情報の取扱いの留意点を知っていますか。

知っている	57.8%
一部知っている	35.8%
全く知らない	6.4%

第５期地域福祉計画策定のためのアンケート
（民生委員・児童委員回答）

Q．地域で活動を進める上での行政に対する要望・期待（回答の多い順、複数回答可）

⑴民生委員・児童委員の活動をもっと市民に PR してほしい	42.5%
⑵活動に必要な個人情報の提供をもっとしてほしい	33.3%

施策の方向性

地域ケアシステム推進連絡会で話し合われた内容について、各地区の福祉課題を振り返りシートを使用して整理し、地区推進会議の場で各地区の取組の情報共有を図りながら、地域課題の解決に向けた本市の施策について検討を行います。

また、効果的に地域活動を推進するためには、地域で活動する様々な人や団体と行政との間の情報交換や情報共有が欠かせませんが、個人情報保護に関する過剰反応の影響でひとり暮らしの高齢者や避難行動要支援者の把握が困難になっています。

ひとり暮らし高齢者や避難行動要支援者に関わる情報把握や共有化を円滑に実施し、それらの情報を地域福祉活動団体等と行政が適切に共有できる仕組みを構築します。

それぞれの役割

自助 （個人の役割）	▶ 地域福祉活動の推進のために必要な個人情報を提供する。 ▶ 提供した個人情報がどのように取り扱われるのか確認する。
互助・共助 （地域の役割）	▶ 地域ケアシステム推進連絡会で地区の活動情報を共有する。 ▶ 地域福祉活動に必要な個人情報を適切に管理する。
公助 （行政の役割）	▶ 地区推進会議を開催し地区間の情報共有を図る。 ▶ 地域福祉活動を担う人々を対象とした、個人情報の取扱いに関するリーフレットを周知する。

地域福祉を推進する主な取組・事業

番号	取組（事業）名	取組（事業）概要
62	地区推進会議の開催	小域福祉圏（14 地区）の地域ケアシステム推進連絡会で取り上げられた地域課題を共有します。
63	民生委員活動事業	地区民生委員・児童委員協議会において、行政からの連絡事項等の情報共有や、意見交換などを行います。また、地域福祉の進行役である民生委員・児童委員が、地域住民に対する相談や訪問等を円滑に実施できるよう、支援を行います。
64	個人情報適正活用支援	地域活動を行うにあたって個人情報の収集・管理の留意点等をわかりやすく記載したリーフレットを作成し、地域活動の担い手に配布します。これにより、地域活動の担い手が、個人情報を適切に管理しつつ、適正に活用することができるよう支援します。

第５章

計画の推進のために

1　地域福祉の推進体制

地域福祉の推進にあたっては、小域福祉圏（14 地区）の核となる「地域ケアシステム推進連絡会」で取り上げられた各地区の地域課題について、本市が主催する「地区推進会議」で情報共有し、互助・共助の役割では対応が困難な課題については、行政の施策（公助）として実施することについて、検討を行います。

地域ケアシステム推進連絡会（小域福祉圏 14 地区）：年数回
地域の問題を地域で共有し解決に向けた検討を行う場

地区社会福祉協議会が主催する会議体で、地域の情報、地域の課題などについて地域住民と関係機関が共有し、解決方法を導く場であり、多くの関係機関が集まる地域のプラットフォームの場です。

【構成メンバーの例】
自治（町）会関係者、民生委員・児童委員、高齢者クラブ関係者、子ども会関係者、ボランティア・NPO団体関係者、障がい者団体関係者、学校関係者、地域ケア拠点相談員、高齢者サポートセンター職員、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、市川市社会福祉協議会職員、市職員　等

提案・提言など

報告

地区推進会議：年２回程度
各地域課題の検討の場

本市が主催する会議体で、地区社会福祉協議会、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、市川市社会福祉協議会、行政の役割分担を踏まえ、振り返りシートをもとに、小域福祉圏（14 地区）ごとの地域課題に関する進行管理、検証を行います。

【構成メンバー】
地区社会福祉協議会代表者、市川市ボランティア協会代表者、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、市川市社会福祉協議会職員、市職員

提言

報告

市 川 市

福祉部　地域共生課
関係各課と地域課題の情報共有を図り、地域課題に対応する施策の検討を行う

諮問・報告

答申・意見

市川市社会福祉審議会：年数回
本市における地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉その他の社会福祉に関する事項について調査審議するための諮問機関

【構成メンバー】
学識経験者、関係団体の推薦を受けた社会福祉事業・社会福祉活動を行う者、関係行政機関の職員、公募による市民　等

2　計画の進捗管理

第５期計画では、「地域福祉を推進する主な取組・事業」（以下、「事業等」といいます。）に掲載されている 64 の事業等について、所定の書式により庁内の担当課において毎年度、事業を実施し、その実績等について自己評価シートを作成して評価します。

また、19 の施策の方向ごとに「成果指標」を設定し、行政の取組によって地域住民の意識や主体性にどのような影響を及ぼしたのかについて、e-モニターアンケート等を活用した市民等アンケートを実施し、その成果を毎年度測定します。これらの結果については、市川市社会福祉審議会へ報告し、その内容について検証・評価を行い、次年度以降の取組に反映します（PDCA サイクルの実施）。

なお、第 6 章の「市川市成年後見利用促進基本計画」、第 7 章の「市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）実施計画」の進捗管理は、地域福祉計画の各施策の方向内の事業等と内容が重なるため、この PDCA サイクルの実施をもって、評価・分析等を併せて行うものとなります。

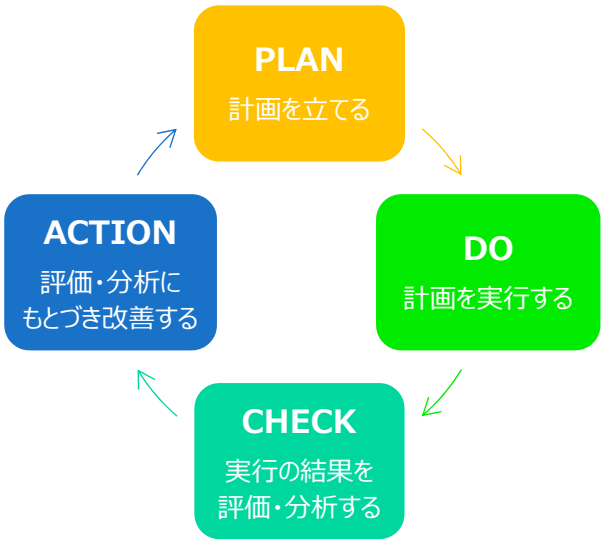

第５期市川市地域福祉計画　自己評価シート

基本目標Ⅰ　安心と信頼のあるまちを共につくる

施策の方向１　地域福祉に関する情報の提供		
	１　生活支援・社会参加情報サイト「いちかわ支え合いネット」 日常生活の支援や社会参加に関する情報を検索することのできるシステム「いちかわ支え合いネット」を活用し、これまで行政や民間企業、NPO 法人等が行ってきた取組の情報を横断的に取りまとめ、必要とする市民へ提供します。	
	令和６年度の取組	評価視点
		地域福祉に関する情報提供について、わかりやすく充実したサイトづくりを実施したか。
	令和６年度の成果	令和６年度評価
		担当課
	令和７年度の取組予定	

地域福祉を推進する主な取組・事業一覧

基本目標	施策の方向と地域福祉を推進する主な取組・事業
基本目標Ⅰ 安心と信頼のあるまちを共につくる	**1　地域福祉に関する情報の提供**
	1.生活支援・社会参加情報サイト「いちかわ支え合いネット」 2.子育て応援サイト「いちかわっこ WEB」
	2　相談支援体制の充実【重点】
	3.福祉よりそい相談窓口の運営（多機関協働事業） 4.相談支援包括化推進会議の開催 5.連携担当職員の配置 6.支援会議の開催
	3　地域医療体制と在宅医療・介護連携の推進
	7.在宅医療支援事業 8.医療・介護関係者の情報共有の支援 9.医療・介護関係者の研修会の開催 10.地域住民への普及啓発 11.急病診療所運営事業 12.２次救急医療運営事業
	4　権利擁護と見守り体制の充実
	13.成年後見制度の相談支援 14.成年後見制度の普及啓発 15.報酬費用の助成 16.市民後見人の養成及び活動支援 17.高齢者見守り支援事業 18.市川市地域見守り活動に関する協定
	5　福祉サービスの質の向上と虐待の防止
	19.福祉サービス苦情解決事業 20.高齢者虐待等を未然に防ぐ取組 21.障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消に関する会議の開催 22.保育園の第三者機関評価事業 23.保育所等における虐待等防止の取組 24.家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の開催
基本目標Ⅱ 参加と交流のあるまちを共につくる	**6　福祉コミュニティの充実**
	25.コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置 26.生活支援コーディネーターの配置 27.地域ケアシステム推進事業 28.自治（町）会加入の促進
	7　地域における防災体制充実の推進
	29.自主防災組織資器材購入費等補助金制度 30.避難所におけるこどもや女性等の要配慮者への配慮 31.避難行動要支援者対策事業
	8　ボランティア・NPO 活動の推進と社会参加の促進【重点】
	32.市民活動支援センターの運営 33.参加支援事業

基本目標	施策の方向と地域福祉を推進する主な取組・事業
基本目標Ⅲ 安全とうるおいのある まちを共につくる	**9　犯罪の防止と立ち直りの支援**
	34.自主防犯活動支援事業 35.街頭防犯カメラ設置費の補助 36.保護司関連支援事業の促進
	10　バリアフリーの推進
	37.誰もが歩きやすい歩行空間の整備 38.福祉有償運送運営協議会の運営 39.認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進 40.障がいに対する理解の促進、合理的配慮の提供
	11　居住環境の整備
	41.民間賃貸住宅あっせん制度 42.あんしん住宅推進事業
基本目標Ⅳ 生きがいを感じる まちを共につくる	**12　健康づくり・介護予防の支援**
	43.健康ポイント Aruco 44.自立支援、介護予防及び重度化防止の推進
	13　就労と生活困窮者への支援
	45.若年者等就労支援事業 46.就労準備支援事業 47.住居確保給付金支給事業 48.家計改善支援事業 49.ホームレス自立支援事業 50.子どもの学習・生活支援事業
	14　自殺防止に対する包括的な支援
	51.自殺対策事業(人材育成事業)「ゲートキーパー養成講座」 52.自殺対策事業(普及啓発活動)「快適睡眠講座」 53.市川市自殺対策関係機関連絡会の開催
	15　地域の居場所づくり【重点】
	54.地域づくり事業（生活困窮者支援等のための地域づくり事業） 55.地域子育て支援拠点事業 56.こども食堂・フードバンクの支援
基本目標Ⅴ 地域福祉推進の 基盤を共につくる	**16　地域福祉に対する意識の啓発**
	57.地域共生社会の実現に向けた研修の実施
	17　地域福祉活動の担い手の確保と育成
	58.高齢者生活支援サポーター養成研修の実施 59.地域ケア相談員育成の支援
	18　地域資源の有効活用
	60.地域活動応援制度の推進 61.地域ケアシステム推進連絡会開催の促進
	19　情報共有・管理の充実
	62.地区推進会議の開催 63.民生委員活動事業 64.個人情報適正活用支援

地域福祉を推進する主な取組・事業を実施した成果を確認するための成果指標

基本目標	施策の方向	成果指標	基準値（R5 年度）	目標値
Ⅰ 安心と信頼のあるまちを共につくる	1　地域福祉に関する情報の提供	本市の地域福祉に関する情報を得られていると思う割合	31.7%	増加
	2　相談支援体制の充実	福祉に関する相談が必要な場合にどこに相談すればいいか知っている割合	10.2%	増加
	3　地域医療体制と在宅医療・介護連携の推進	かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持っている割合	26.8%	増加
	4　権利擁護と見守り体制の充実	成年後見制度を知っている割合	44.3%	増加
	5　福祉サービスの質の向上と虐待の防止	福祉サービスの質に満足している割合	39.7%	増加
Ⅱ 参加と交流のあるまちを共につくる	6　福祉コミュニティの充実	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を知っている割合	11.6%	増加
	7　地域における防災体制充実の推進	地域での関係づくりなど、防災体制の整備に向けた地域活動が充実していると思う割合	23.0%	増加
	8　ボランティア・NPO 活動の推進と社会参加の促進	地域活動等に参加している割合	54.4%	増加
Ⅲ 安全とうるおいのあるまちを共につくる	9　犯罪の防止と立ち直りの支援	地域で安全に暮らせていると思う割合	48.1%	増加
	10　バリアフリーの推進	移動に関して不自由を感じる割合	22.7%	減少
	11　居住環境の整備	自分が居住する住宅に関して不安を感じている割合	33.2%	減少

基本目標	施策の方向	成果指標	基準値（R5 年度）	目標値
Ⅳ 生きがいを感じるまちを共につくる	12　健康づくり・介護予防の支援	自分が心身ともに健康であると感じている割合	67.7%	増加
	13　就労と生活困窮者への支援	就労支援、社会的自立の支援が充実していると思う割合	19.5%	増加
	14　自殺防止に対する包括的な支援	1 人で悩まずに困った時に相談できる窓口等があることを知っている割合	16.6%	増加
	15　地域の居場所づくり	気軽に立ち寄れる地域の居場所がある割合	24.6%	増加
Ⅴ 地域福祉推進の基盤を共につくる	16　地域福祉に対する意識の啓発	他者の価値観の違いや存在を認め合えていると思う割合	52.4%	増加
	17　地域福祉活動の担い手の確保と育成	地域福祉活動の担い手が確保できていると思う割合	11.1%	増加
	18　地域資源の有効活用	地域福祉活動の場が確保できていると思う割合	14.2%	増加
	19　情報共有・管理の充実	活動に必要な情報の取得方法、適切な保管・管理方法を知っている割合	7.0%	増加

※令和 6 年 1 月 9 日から 22 日に実施した e-モニターアンケートの結果を基準値（R5 年度）とし、基準値の経年比較を毎年度測定し、市川市社会福祉審議会へ報告します。

3　市川市社会福祉協議会との連携強化

地域福祉は、公的な責任による「公助」だけでは対応が困難であるとともに、個人の「自助」だけでも限界があることから、地域住民による「互助」やボランティア・NPO 団体等と協働した「共助」が欠かせないものとなっています。

そして、地域福祉の原点は、住んでいる地域を基盤とした人間関係（地縁）であるとの考えに立つ市川市社会福祉協議会の「わかちあいプラン」では、この「互助」と「共助」に係る基本的な考え方、取組の方向性、具体的な事業を定めています。

行政は互助や共助を支援していく役割を担っており、一方、市川市社会福祉協議会は互助や共助を実践していく立場にあります。このことから、本市の地域福祉計画と市川市社会福祉協議会の「わかちあいプラン」は車の両輪の関係にあり、地域福祉の増進には両者が一体となった取組が不可欠です。

第４期計画より、小域福祉圏（14 地区）ごとの地域課題に関する進行管理・検証を共通のフォーマット（「振り返りシート」）で行うこととしており、第５期計画においても引き続き、この振り返りシートを活用し、本市及び市川市社会福祉協議会の職員も出席する地区推進会議の場で検証等を行うなど、地区社会福祉協議会、市川市社会福祉協議会及び本市との連携を強化していきます。

4　地域福祉の推進に係る財源

本市の地域福祉を推進するにあたり、取組や事業を前に進めるためには財源が必要です。地域の方々が主体的に地域の課題を解決していく際には、その財源についても、行政だけではなく地域の方々とともに考えていく必要があります。

本市の事業を進めていくための財源としては、市税をはじめとした一般財源以外に、国や千葉県からの補助金や交付金、さらには地域福祉の推進を目的とした市民の方々からの寄附があります。

高齢者、障がい者、生活困窮者やこども、市民活動団体への支援に対する寄附を受け付けている本市の基金は、以下のとおりとなっています。

寄附を受ける基金の名称	寄附金の用途	担当課
市川市福祉基金	高齢者、障がいのある方等の福祉の増進	福祉部 地域共生課
市川市こどもたちの未来支援基金	次代を担うこどもたちの健やかな成長とその夢や希望の実現	こども部 こども家庭支援課
市川市市民活動総合支援基金 （市川ハート基金）	市民活動の促進や市民活動団体への支援	市民部 ボランティア・NPO 課

第６章

市川市成年後見制度利用促進基本計画

1　計画策定の背景

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいによって物事を判断する能力が不十分な方（以下「本人」という。）の日常生活を法律的に支援する制度のことです。

お金の管理ができなくなったり、障がいのある家族の今後が不安なときなどに、成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人（以下「成年後見人等」という。）が財産の管理を行うとともに、本人の意思をできるだけ丁寧に汲み取ることなどにより、本人の生活や権利を守ります。また、財産の管理または日常生活等に支障がある方を地域社会全体で支え合うことは、喫緊の課題であり、成年後見制度はそのための重要な手段です。

しかしながら、制度の必要性の高まりに対して、成年後見人等への支援体制が不十分で、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用があるなど、利用者が制度を利用するメリットを実感できず、必要な方が制度を利用できていないという実態があります。

こうした状況を踏まえ、国は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年 5 月 13 日施行（以下「成年後見制度利用促進法」という。））を制定するとともに、成年後見制度利用促進基本計画（以下「国の計画」という。）を閣議決定（平成 29 年 3 月 24 日）しました。

成年後見制度利用促進法において、市町村は、国の計画を勘案して、基本的な計画を定め、必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

これを受け、本市では、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすることを目的に、「市川市成年後見制度利用促進基本計画」を策定するものです。

成年後見制度利用促進法における成年後見制度の基本理念

①ノーマライゼーション

成年被後見人等が、成年被後見人等でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。

②自己決定権の尊重

障害者の権利に関する条約第 12 条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。

③身上の保護の重視

本人の財産の管理のみならず、身上の保護が適切に図られるべきこと。

2　計画の法的根拠

本計画は成年後見制度利用促進法第 14 条第 1 項に規定する基本的な計画です。

成年後見制度利用促進法抜粋

（市町村の講ずる措置）

第 14 条　市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3　施策目標

私たちが自分らしく生活するためには、判断能力が不十分であったとしても、周囲の関係者が本人の意思決定を尊重し、その意思に沿った支援を行うことが重要です。

そのために、市民の権利擁護を支援する体制を整備し、関係機関・団体等と連携して本計画を効果的に推進することで、安心して自分らしく暮らせる地域共生社会の実現を目指すため、次の３点を施策目標としています。

【施策目標１】制度への理解の促進

成年後見制度による支援を必要とする方が、安心して利用できるよう、周知と正しい理解の促進を図るとともに、市民生活における制度の定着を推進していきます。

この制度は、本人が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう支援するものであり、そのためには、意思決定支援と身上保護を重視した運用が求められます。

本人の判断能力があるうちに相談を開始することによって、よりその人らしい生き方や支援のあり方を検討することができます。早い段階からの制度利用を促進するため、保佐・補助類型および任意後見制度についての周知・啓発を行います。

【施策目標２】安心して利用できる制度の運用

親族後見人に対する審判後の支援などを行うことで、後見人業務を行う際の不安や孤立などを解消し、親族後見人が安心して本人に寄り添えるように支援します。

申し立てる親族がいない場合などは、本市が親族等に代わって後見等開始の申立てを行い、身寄りのいない方や費用負担が困難な方でも成年後見制度を利用できるよう支援します。

また必要な支援内容を十分に把握し、財産管理のみでなく、身上保護も重視した適切な成年後見人等の推薦を行います。

【施策目標３】中核機関の機能の充実と地域連携ネットワークの仕組みづくり

成年後見制度利用促進、さらに権利擁護支援に向けて、地域連携ネットワークの構築が重要です。本市は、地域連携ネットワークの中心となって全体のコーディネートを行うための「中核機関」を設置しており、中核機関の３つの機能である①司令塔機能、②進行管理機能、③事務局機能を、本市と市川市社会福祉協議会で担います。

成年後見制度の利用促進に向けて、全体構想の設計（計画策定）等の司令塔機能については、本市が担い、「広報」「相談」「成年後見制度利用促進」「後見人支援」の進行管理機能については、市川市社会福祉協議会が担います。さらに、この４つの機能を担うことで、「不正防止の効果」を発揮することも期待されます。また、地域連携ネットワーク会議の運営や地域連携ネットワークの整備等の事務局機能については、本市と市川市社会福祉協議会が双方で担い、連携することで円滑な運営を行っていきます。

市民及び地域とともに、行政、家庭裁判所、民間の団体等が一体的に連携・協力し、支援を必要とする方を、早期に発見し、適切な支援につなげるための体制づくりを行います。このために、地域連携ネットワーク会議および中核機関の機能を充実させ、成年後見制度の利用に関連する事業者等により、地域連携ネットワークづくりを推進していきます。

さらに、市民が相互に支え合う支援体制を確保するため、市民後見人を養成します。

第７章

市川市よりそい支援事業
(重層的支援体制整備事業)実施計画

1　計画策定の背景

2017（平成 29）年に改正された社会福祉法に、市町村は、地域住民等・支援関係機関による地域生活課題の解決を包括的に支援する体制を整備するよう努めることとされ、本市では高齢者、障がい者、子育て家庭等の様々な人に対して、庁内における分野の横断、連携の強化により、包括的・総合的な相談が行えるような体制づくりについて、福祉部、こども政策部、保健部の職員で構成する「相談支援包括化推進会議」を立ち上げ、2022（令和４）年度までに計 12 回の検討を行い、現状の体制では対応困難な複合課題、制度の狭間のケースに関し、分野を超えた幅広い視点での意見交換を行いました。

また、2020（令和２）年 6 月 12 日に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、市町村の任意事業として「重層的支援体制整備事業」が創設されたことを受け、相談支援包括化推進会議における意見交換の結果、包括的な支援体制を整備するため、2023（令和５）年４月に福祉部の組織再編を行い、同年７月から重層的支援体制整備事業を実施するため、社会福祉法に規定された新たな事業（多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業）を開始しました。

本市が実施してきたこれまでの包括的な支援体制の整備に向けた取組をより効果的に、またさらに明確にしていくため、市川市重層的支援体制整備事業実施計画（以下、「市川市よりそい支援事業実施計画」といいます。）を策定するものです。

2　計画の法的根拠

本計画は社会福祉法第 106 条の 5 第 1 項に規定する計画です。

社会福祉法抜粋

（重層的支援体制整備事業実施計画）

第 106 条の 5　市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第 106 条の 3 第 2 項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2　市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

3　重層的支援体制整備事業実施計画は、第 107 条第 1 項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4～5　（略）

3　事業実施体制

重層的支援体制整備事業（以下、「本事業」といいます。）は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するものです。

属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を柱として、これらの３つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として追加し、次の５つの事業を一体的に実施します。

(1) 包括的相談支援事業

包括的相談支援事業は、介護、障がい、子育て、生活困窮分野の各相談支援機関において、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行います。受け止めた相談のうち、単独の相談支援機関では解決が難しい事例に対しては、各種支援関係機関と連携を図ります。

①＜介護＞地域包括支援センター（高齢者サポートセンター）の運営

支援機関	高齢者サポートセンター（委託）【15 箇所】 （国府台、国分、曽谷、大柏、宮久保・下貝塚、市川第一、市川第二、真間、菅野・須和田、八幡、市川東部、信篤・二俣、行徳、南行徳第一、南行徳第二）
所 管 課	福祉部地域包括支援課

②＜障がい＞障害者相談支援事業

支援機関	基幹相談支援センター（委託）【２箇所】 （えくる大洲ステーション、えくる行徳ステーション）
所 管 課	福祉部障がい者支援課

③＜子育て＞利用者支援事業

支援機関	○特　定　型：子育てナビ（直営）【２箇所】 （第１庁舎、行徳支所） ○母子保健型：母子保健相談窓口アイティ（直営）【４箇所】 （第１庁舎、市川駅南口「ザ　タワーズ　イースト」、南行徳保健センター、行徳支所）
所 管 課	○特　定　型：こども部こども施設入園課 ○母子保健型：保健部保健センター健康支援課

④＜生活困窮＞生活困窮者自立相談支援事業

支援機関	市川市生活サポートセンターそら（委託）【１箇所】 （分庁舎Ｃ棟）
所 管 課	福祉部地域共生課

本市における包括的相談支援事業は、４つの既存事業の拠点の設置形態は従前から変更せずに、各支援関係機関間の連携を図る「基本型」となります。従来の機能をベースとしつつも、複雑化・複合化した課題を抱えた方の相談の受け止めや、他の支援関係機関へのつなぎについては、本市の包括的な相談支援体制のチームの一員として、住民の様々なニーズに対応します。

⑵多機関協働事業

本事業における支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて既存の相談支援機関の専門職に助言を行います。また、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した地域生活課題については、事例調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行います。さらに、事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるとともに、本市における包括的な支援体制を構築できるよう支援します。

実施内容	複雑化・複合化した相談の整理、支援プランの作成、重層的支援会議の開催
支援機関	がじゅまる+（ぷらす）（委託） （第１庁舎）
所 管 課	福祉部地域共生課

【福祉よりそい相談窓口の設置】

既存の相談支援機関では対応が難しい「ひきこもり」、「ヤングケアラー」、「障がいグレーゾーン」などの制度の狭間や「8050 問題」、「ダブルケア」などの世帯全体が抱える複雑化・複合化した課題に対応していくため、「福祉よりそい相談窓口」を 2023（令和 5）年 7 月に設置しました。

実施内容	制度の狭間や複雑化・複合化した相談を受け付けます。
実施拠点	第１庁舎【直営】
所 管 課	福祉部地域共生課

⑶アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

支援関係機関等との連携を通じて、複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない人及び潜在的なニーズを抱える人に関する情報収集を行います。情報を得た場合は、当該本人と信頼関係にもとづくつながりを形成するために、時間をかけた丁寧な働きかけを行い、関係性をつくることを目指します。

実施内容	複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握し信頼関係を構築します。
支援機関	がじゅまる+（ぷらす）（委託） （第１庁舎）
所 管 課	福祉部地域共生課

⑷参加支援事業

既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握します。そして地域の社会資源や支援メニューとのマッチングを行います。また、既存の社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図るとともに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

実施内容	既存の社会参加に向けた事業では対応できない方への支援メニューを作り、社会資源とつなぎます。
支援機関	がじゅまる+（ぷらす）（委託） （第１庁舎）
所 管 課	福祉部地域共生課

⑸地域づくり事業

地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備すること、交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートすること、地域のプラットフォームの促進を通じて地域における活動を活性化すること等を通じて、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

①＜介護＞地域介護予防活動支援事業

実施内容	地域住民が身近な場所で自主的に集まり、介護予防に資する活動を実施、継続できるよう、「市川みんなで体操登録団体」の支援等を行います。
地域づくり支援の拠点	市川みんなで体操活動場所 【42 箇所（2024（令和 6）年 2 月 29 日時点）】
所 管 課	福祉部地域包括支援課

② ＜介護＞生活支援体制整備事業

実施内容	介護予防・生活支援サービスの提供体制の整備に向けて、生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の個別課題や地域課題の把握を行います。また、多様な主体との連携しながら、地域課題を検討し、課題解決に向けた情報提供・情報共有を行います。
地域づくり 支援の拠点	高齢者サポートセンター（委託）【15 箇所】 （国府台、国分、曽谷、大柏、宮久保・下貝塚、市川第一、市川第二、真間、菅野・須和田、八幡、市川東部、信篤・二俣、行徳、南行徳第一、南行徳第二）
所 管 課	福祉部地域包括支援課

③ ＜障がい＞地域活動支援センター機能強化事業

実施内容	利用者に対し創作的活動、生産活動の機会、機能訓練、社会適応訓練の提供等を実施します。
地域づくり 支援の拠点	身体障がい者福祉センター（直営）【１箇所】 (地域活動支援センターⅡ型)
所 管 課	福祉部障がい者施設課

④ ＜子育て＞地域子育て支援拠点事業

実施内容	妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。
地域づくり 支援の拠点	○一般型（委託）【14 箇所】 （さかえ・こどもセンター、こあらっこ・こどもセンター、シーガル・こどもセンター、妙典保育園地域子育て支援センター、わたぐも・こどもセンター、チェリーズ・こどもセンター、キッド・ステイこどもセンター、CMS いちかわキッズ子育て支援センター、昭和学院もこもこ・こどもセンター、みどりようちえんベイビーセンター、CMS 市川大野子育て支援センター、新井親子つどいの広場、新浜親子つどいの広場、八幡親子つどいの広場） ○連携型（直営）【４箇所】 （中央こども館、市川こども館、南八幡こども館、相之川こども館）
所 管 課	こども部こども家庭支援課

⑤＜全世代＞生活困窮者支援等のための地域づくり事業

実施内容	生活困窮者にかかわらず、地域におけるつながりの中で、地域住民のニーズ・生活課題を把握します。また、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりを通じて、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図ります。
地域づくり支援の拠点	地域ケア拠点【15 箇所】 （市川第一、市川第二、国府台、真間、八幡、菅野・須和田、曽谷、宮久保・下貝塚、市川東部、国分、大柏、信篤・二俣、行徳、南行徳、南行徳第二）
所 管 課	福祉部地域共生課

4　重層的支援会議・支援会議

⑴重層的支援会議

重層的支援会議は、本事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、次の３つの役割を果たすものです。本市では、多機関協働事業者が主催し、案件ごとに構成メンバーを選定、随時開催することとしています。

①プランの適切性の協議

多機関協働事業者が作成したプランについて、本市と支援関係機関が参加して、合議のもとで適切性を判断します。

②プラン終結時の評価

多機関協働事業者が作成したプラン終結時において、支援の経過と成果を評価し、支援関係機関の支援を終結するか検討します。

③社会資源の把握と開発に向けた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置づけ、社会資源の開発に向けた取組を検討します。

⑵支援会議

支援会議は、社会福祉法に規定された会議体で、会議の構成員に対して守秘義務を設け、本人同意が得られていないケースについて関係者間で情報共有を行う、本市が主催する会議体です。支援会議を通じて地域における見守りの体制を作ったり、庁内での支援体制を強化していくことを目指します。

5　連携体制の構築

市川市よりそい支援事業は、属性を問わない分野横断的な支援を行うものであり、介護、障がい、子育て、生活困窮の既存制度の事業の一部を包括化し実施する事業です。このため、行政内部での認識の共有と方向性の確認が必要であることから、関係部局で構成される「相談支援包括化推進会議」において、連携の強化と相談支援体制の構造的課題について検討を行います。

相談支援包括化推進会議

<基本構成課>（2023（令和 5）年 4 月 1 日現在）
福祉部　地域共生課（事務局）、地域包括支援課、障がい者支援課
こども部　こども家庭支援課、発達支援課
保健部　保健センター健康支援課
総務部　多様性社会推進課

<連携強化の部>
①対応困難な複雑化・複合化した課題のケース・制度の狭間のケースに対し、他の相談支援機関と検討を行うとともに、市全体として蓄積したケース記録から、事例、対応方法をリスト化する。
②他の相談支援機関へのつなぎについて、その適切性を共有、確認する。
③他の相談支援機関と共有すべき継続的な支援者について確認する。
④制度や組織などの構造的な課題を抽出し、「体制検討の部」へ情報提供を行う。

<体制検討の部>
①連携強化の部で提供された情報をもとに、現状の実施体制を検証、法改正や国の通知発出等を踏まえ、市全体としての相談支援体制を検討する。
②相談支援体制の構造的課題の解決に向けた検討を行う。

【参考】市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）の全体像

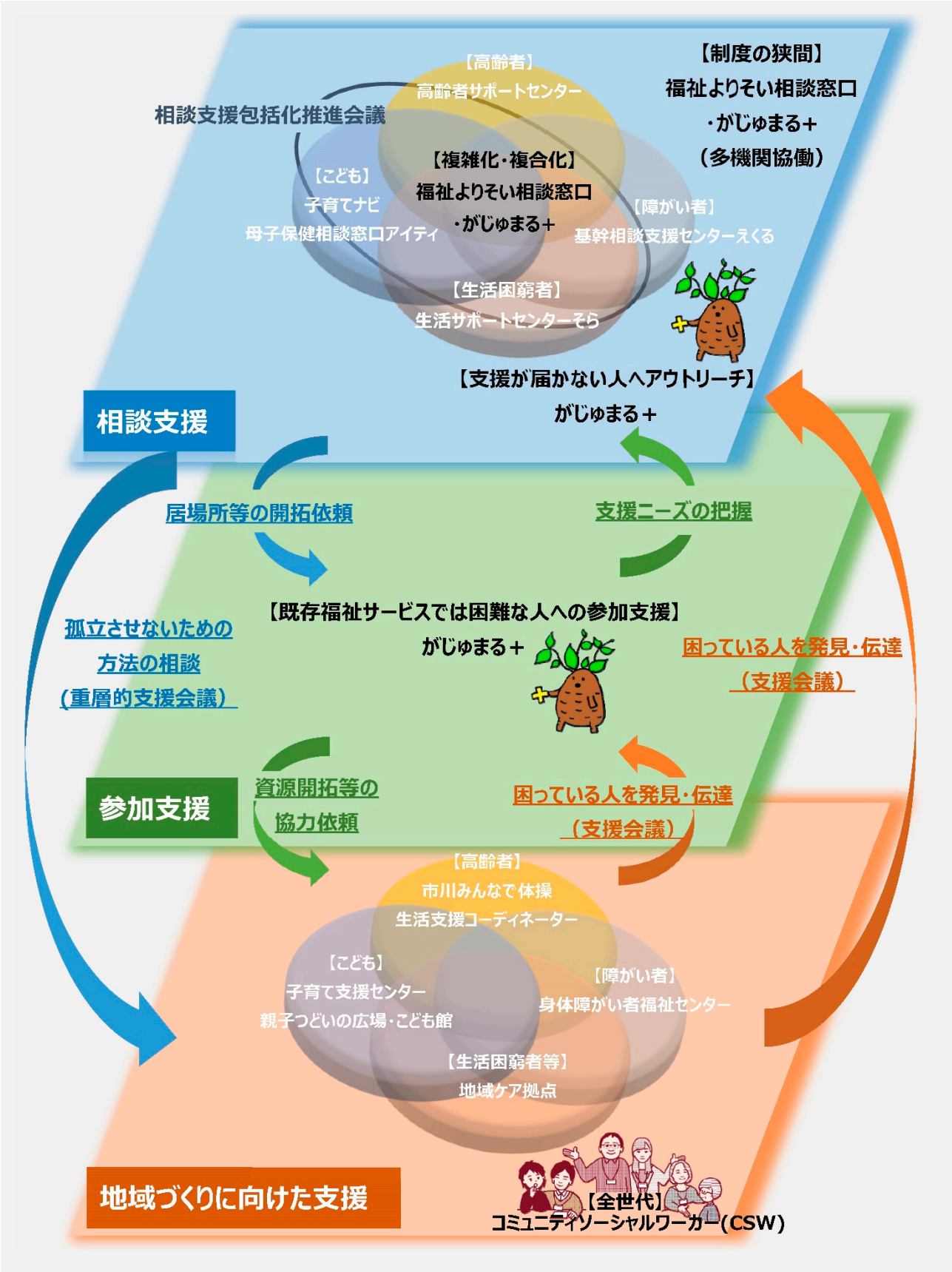

【参考】社会福祉法抜粋

（包括的な支援体制の整備）

第 106 条の 3　市町村は、次条第 2 項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一　地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二　地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三　生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2　厚生労働大臣は、次条第 2 項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（重層的支援体制整備事業）

第 106 条の 4　市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第 1 項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2　前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一　地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ　介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事業

ロ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 3 号に掲げる事業

ハ　子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号に掲げる事業

ニ　生活困窮者自立支援法第 3 条第 2 項各号に掲げる事業

二　地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三　地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ　介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ　介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号に掲げる事業

ハ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 9 号に掲げる事業

ニ　子ども・子育て支援法第 59 条第 9 号に掲げる事業

四　地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五　複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

六　前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3　市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たつては、母子保健法第 22 条第 2 項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条の 2 第 1 項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第 3 条第 2 項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

4　市町村は、第 2 項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

資料編

○ 計画の検討経過

（１）市川市社会福祉審議会･地域福祉専門分科会の開催状況（計画策定に関連する会議のみ抜粋）

開催日	会議	議題
令和４年５月 20 日	令和４年度第１回 市川市地域福祉専門分科会	⑴正副会長の選任について ⑵第５期市川市地域福祉計画策定について ①本市の体制について ②国のガイドラインについて ③第５期計画の基本的考え方について
令和５年１月 19 日	令和４年度第２回 市川市地域福祉専門分科会	⑴前回会議における内容の確認 ⑵地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書について ⑶第５期市川市地域福祉計画における「基本理念」及び「行動指針」（案）について ⑷重層的支援体制整備事業実施計画（案）の策定状況について
令和５年３月 20 日	令和４年度第３回 市川市社会福祉審議会	⑴副会長の選任について ⑵成年後見制度利用促進計画の策定について（報告） ⑶地域福祉専門分科会からの審議報告等について
令和５年５月 29 日	令和５年度第１回 市川市地域福祉専門分科会	⑴第５期市川市地域福祉計画の策定について ⑵市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）実施計画（案）について
令和５年７月５日	令和５年度第１回 市川市社会福祉審議会	⑴正副会長の選任について ⑵市川市社会福祉審議会専門分科会について ⑶次期計画の策定について（諮問） ①第５期市川市地域福祉計画
令和５年 10 月２日	令和５年度第２回 市川市地域福祉専門分科会	⑴正副会長の選任について ⑵第５期市川市地域福祉計画の素案について
令和５年 11 月 14 日	令和５年度第３回 市川市社会福祉審議会	① 次期計画（案）について ①第５期市川市地域福祉計画

開催日	会議	議題
令和６年１月 19 日	令和５年度第３回 市川市地域福祉専門分科会	⑴第５期市川市地域福祉計画（案）について
令和６年２月８日	令和５年度第４回 市川市社会福祉審議会	⑴パブリックコメントの結果について ①第５期市川市地域福祉計画 ⑵次期計画の答申（案）について ①第５期市川市地域福祉計画

（２）地区推進会議の開催状況

開催日	会議	議題
令和５年３月 16 日	令和４年度第１回 地区推進会議	⑴次期地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果について ⑵次期地域福祉計画の「基本理念」及び「行動指針」（案）について ⑶市川市重層的支援体制整備事業（よりそい支援事業）の実施について
令和５年６月 29 日	令和５年度第１回 地区推進会議	⑴地区推進会議の役割について ⑵市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）の実施について ⑶第５期市川市地域福祉計画の策定について
令和５年８月 22 日	令和５年度第２回 地区推進会議	⑴令和４年度の振り返りシート及び地域ケア拠点での相談状況等について
令和５年 11 月 13 日	令和５年度第３回 地区推進会議	⑴第５期市川市地域福祉計画（案）について

（３）市川市地域包括ケアシステム推進委員会

開催日	会議	議題
令和５年 11 月６日	令和５年度第１回 地域包括ケアシステム 推進委員会	⑴第５期市川市地域福祉計画（案）の概要について

○　市川市社会福祉協議会　地域福祉活動計画の概要

◎わかちあいプランは、地域福祉を推進するために基本理念を定めています。

○基本理念

＜安心して生み育て　安心して老いを迎えることができる「福祉のふるさと」としての福祉コミュニティを創ります＞

○スローガン

「One　for　all　All　for　one　（一人は地域のために　地域は一人のために）」

○計画期間

令和６年度から令和 11 年度までの６年間（第５期市川市地域福祉計画と同期間）

◎わかちあいプランは、支えあいの仕組みである互助を確立することを目指しています。

地域住民が「孤独死」、「ひきこもり」、「虐待」を早期に発見するという意識を醸成するとともに、専門職による支援、住民参加の促進を図るため、コミュニティソーシャルワーカーが小域福祉圏において個別支援と地域支援を行います。

◎わかちあいプランは、下記の施策に取り組むことを定めています。

○互助のまちづくり～地域福祉活動への支援～

・「お互いさま事業」実施支援
・てるぼサロンおよび地区社協事業の支援
・地域連携の強化の支援
・地域特性を生かした地区社協事業推進

○福祉専門職の充実

・専門職による支援充実と適正配置
・支援を必要とする人をキャッチするためのミニイベントの企画・実施
・各専門職やソーシャルワーカー（SW）の適正配置
・専門職の資質向上と働きやすい職場環境づくり

○個別支援の充実

・子ども食堂の支援
・フードバンクの推進とフードパントリーの支援
・いちかわ制服バンク事業の推進

○福祉きょういくの拡充

・子どもたちへの福祉きょういくの実施
・住民への福祉きょういくと活動の提案とコーディネート

○災害支援体制の構築

○外国籍の方の支援～多文化共生社会の実現に向けて～

○福祉の組織化と公益的事業の連携・協働

○寄付文化の醸成

○多種多様なニーズに応じた取り組み

◎わかちあいプランは、市川市社会福祉協議会の経営方針を示しています。

社会福祉協議会は、組織全体として利益を求めない非営利組織ですが、それぞれの非営利事業を支える財源確保や効率的なマネジメントを用い、活動を地域で支えるための方針を示し、その方針に則った取り組みが持続可能な経営方針としています。

◎わかちあいプランは、住民による計画の進捗状況評価と見直しについて定めています。

○全体計画、地区社会福祉協議会計画（地区別計画）の評価と見直しは、互助活動の最前線である14の地区社協が行う「地域ケアシステム推進連絡会」で行います。

○「地域ケアシステム推進連絡会」では、全体計画の達成度や課題を報告し、意見を伺い、その内容を見直しに反映します。地区別計画については、地区社協自らが定めた目標について、達成度や課題を振り返り、次の取り組みに生かすことが協働の地域づくりに不可欠といえます。

◎わかちあいプランは、地区社会福祉協議会ごとの計画を定めています。

わかちあいプランでは、市内14の地区社会福祉協議会ごとに、地域の方々が、

・「お互いさま事業」の実施・充実　～身近な地域の支え合い～

・てるぼサロンおよび地区社協事業の充実　～“ふれあい”や“つながり”を育むために～

・地域連携の強化　～地域における福祉課題の把握と対応～

・地域で行いたい新たな取り組み　～新規事業や新たな提案～

の４つのテーマについて、今後６年間の事業計画を策定しています。

○　市川市社会福祉審議会委員名簿

条例上の区分	所属・役職	氏名	地域福祉専門分科会委員
学識経験のある者	和洋女子大学　学長	岸田　宏司	○
学識経験のある者	社会福祉法人　全国社会福祉協議会 中央福祉学院　主任教授	山下　興一郎	
学識経験のある者	一般社団法人市川市医師会　副会長	福澤　健次	
学識経験のある者	和洋女子大学　家政学部 家政福祉学科　教授	丸谷　充子	
学識経験のある者	社会福祉法人慶美会 特別養護老人ホーム清山荘　施設長	森高　伸明	○
学識経験のある者	市川商工会議所　理事　事務局長	山極　記子	
関係団体の推薦を受けた者	市川市自立支援協議会 サンワーク相談支援事業所管理者 相談支援専門員	石原　めぐみ	
関係団体の推薦を受けた者	市川市自治会連合協議会　理事	岩松　昭三	○
関係団体の推薦を受けた者	公益社団法人市川市シルバー人材センター 事務局次長	菊田　裕美	
関係団体の推薦を受けた者	市川市障害者団体連絡会　代表	木下　静男	
関係団体の推薦を受けた者	市川市民生委員児童委員協議会　副会長	坪井　幸惠	○
関係団体の推薦を受けた者	社会福祉法人市川市社会福祉協議会 常務理事	松尾　順子	○
関係団体の推薦を受けた者	市川手をつなぐ親の会　副会長	村山　園	○
関係団体の推薦を受けた者	特定非営利活動法人市川市ボランティア 協会　副会長	山﨑　文代	○
市民		佐藤　理恵	○
市民		松丸　美弥子	
市民		松村　素子	
関係行政機関の職員	千葉県市川健康福祉センター　副センター長	久保木　知子	○

令和６年２月１日現在　敬称略

○　市川市社会福祉審議会条例

平成 17 年 3 月 30 日条例第 8 号

（設置）

第 1 条　本市に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市川市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（任務）

第 2 条　審議会は、本市における高齢者福祉、障害者福祉その他社会福祉に関する事項（市川市介護保険条例（平成 12 年条例第 10 号）第 12 条第 2 項に規定する市川市介護保険地域運営委員会の任務に係る事項及び市川市子ども・子育て会議条例（平成 25 年条例第 13 号）第 2 条第 1 項に規定する市川市子ども・子育て会議の任務に係る事項を除く。）に関し、市長の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる。

（組織）

第 3 条　審議会は、委員 18 人以内で組織する。

2　特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

（委員及び臨時委員）

第 4 条　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）学識経験のある者

（2）関係団体の推薦を受けた者

（3）市民

（4）関係行政機関の職員

2　市長は、前項第 3 号に規定する市民のうちから委員を委嘱しようとするときは、公募の方法により選定するものとする。

3　委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　委員は、再任されることができる。

5　臨時委員は、審議会の申出に基づき、第 1 項各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

6　臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議が終了する日までとする。

（会長及び副会長）

第 5 条　審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2　会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4　特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

（専門分科会）
第７条　審議会は、専門の事項を調査審議させるため、専門分科会を置くことができる。
２　専門分科会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
３　専門分科会は、調査審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。
（事務）
第８条　審議会の事務は、福祉部において処理する。
（報酬及び費用弁償）
第９条　市は、委員及び臨時委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 26 号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。
（委任）
第 10 条　前各条に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が市長の同意を得て定める。
附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成 17 年７月１日から施行する。
（市川市高齢化社会対策審議会条例の廃止）
２　市川市高齢化社会対策審議会条例（平成４年条例第１号）は、廃止する。
（市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）
３　市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
附　則（平成 18 年３月 24 日条例第１号抄）
（施行期日）
１　この条例は、平成 18 年４月１日から施行する。
附　則（平成 18 年６月 26 日条例第 35 号抄）
（施行期日）
１　この条例は、平成 18 年８月１日から施行する。
附　則（平成 20 年３月 28 日条例第２号抄）
（施行期日）
１　この条例は、平成 20 年４月１日から施行する。
附　則（平成 23 年３月 28 日条例第４号抄）
（施行期日）
１　この条例は、平成 23 年４月１日から施行する。
附　則（平成 25 年３月 25 日条例第 13 号抄）
（施行期日）
１　この条例は、平成 25 年７月１日から施行する。

○ 用語解説

	用語	解説	掲載ページ
あ行	アウトリーチ	直訳では「手を伸ばすこと」をいいますが、福祉分野では支援が必要であるにもかかわらず支援が届いていない人に対し、行政や相談機関等が積極的に働きかけて、支援を届けることをいいます。	41,52,124,125,127,131
	e-モニターアンケート	市川市ｅ－モニター制度（愛称：ｅモニ）のことで、市川市が運営する登録制のアンケート制度です。モニターとして登録していただいた方に、インターネットを活用し、パソコンや携帯電話へ電子メールで市からアンケートや情報を発信し、回答していただき、市民の声を広く集め市政に反映していくもので、パソコンでも携帯電話でも参加できます。	24,50,52,58,62,66,70,72,78,80,86,96,111,115
	市川市後見支援センター	認知症、知的・精神障がいなどが原因で、判断能力に不安がある方の暮らしについて、相談対応を行います。本センターは、本市が市川市社会福祉協議会に委託し、地域連携ネットワークの中心となり全体のコーディネートを行う中核機関を本市と一緒に担う機関であり、主な業務は、①後見制度を必要とする人が早期に制度につながるための仕組みづくり（広報機能）、②問題を抱えた本人や家族の相談を迅速かつ的確に解決いつなげていくための仕組みづくり（相談機能）、③本人がふさわしい形で成年後見制度利用ができるための体制整備、市民後見人の育成等（利用促進機能）、④後見人選任後、必要に応じて本人支援体制をフォロー（後見人支援機能）の４つの機能を担います。	59,60
	市川市自治会連合協議会	市川市内の全 226 自治（町）会で構成される組織です。全市的な組織であり、各自治（町）会への研修、市全域や複数地区にまたがる課題解決に向けた調整、行政への参画を行っています。活動目的に応じて構成される部会制度をとっています。	41,76,138
	市川市社会福祉審議会	市川市社会福祉審議会条例により地方自治法の規定にもとづき設置される常設の附属機関です。本市における高齢者福祉、障害者福祉その他社会福祉に関する事項に関し、市長の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議を行います。	44,110,115,134,135,138,139
	市川みんなで体操	高齢者の筋力アップを目的とした体操です。高齢者の筋力アップで高い効果がある、高知市で考案された「いきいき百歳体操」を参考に、市川市オリジナルの内容を考え、導入したものです。	84,85,127,131
	一般介護予防事業	介護保険法に規定された「介護予防・日常生活支援総合事業」のうちの１つで、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することで、介護予防の推進を図ることを目的として実施する事業になります。なお、一般介護予防事業は、「介護予防普及啓発事業」、「地域介護予防活動支援事業」、「地域リハビリテーション活動支援事業」、「介護予防把握事業」の４つの事業で構成されます。	85
	SNS	Social Networking Service の略で、インターネット上で交流できる仕組みです。使う人の用途によって様々な種類がありますが、共通した特徴は他者と繋がり、情報を共有できることです。	33,51

	用語	解説	掲載ページ
	NPO	NonProfit Organaization の略で、民間非営利団体などと訳され、非営利（利潤追求や利益配分を行わない）で、自主的に公共的活動を行う民間（政府機関の一部でもない）の組織、団体を指します。	2,14,18,24,32,33,34,38,42,44,47,50,51,65,72,79,92,104,105,110,112,114,116,117
	親子つどいの広場	主に 0 歳～3 歳までのこどもと保護者等が気軽に遊んだり、友達づくりや情報交換ができる場所です。保護者等からの相談・援助、地域の子育て関連情報の提供や地域の支援者への講習も行っています。	92,128
か行	介護サービス事業所	介護保険法にもとづき、自宅における生活支援、日帰りで行う機能訓練・デイサービス及び施設における入所（入居）支援などのサービスを提供する事業所又は施設のことです。	57,63
	がじゅまる+(がじゅまるぷらす)	重層的支援体制整備事業（市川市よりそい支援事業）における、多機関協働事業（126 ページ参照）、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業（それぞれ 127 ページ参照）の 3 つの事業を担う支援機関の名称です。	41,74,126,127,131
	基幹相談支援センター	障害者総合支援法に規定された、総合的な相談に対応、権利擁護（成年後見制度や虐待防止の相談）、人材育成や地域のネットワーク化を図るなど、地域における相談の中核的な役割を担う機関です。また、相談支援又は障害児相談支援の従事者からの相談に対応し、必要な助言・指導を行います。	41,125,131,132
	居住支援協議会	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に規定された「住宅確保要配慮者居住支援協議会」のことです。	81
	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、「命の門番」とも位置付けられる人のことをいいます。	90,91,113
	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことをいいます。	84,85
	権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障がい者に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの表明を支援し、代弁することをいいます。	24,42,49,58,59,60,112,114,121,
	合計特殊出生率	15 歳から 49 歳の女性に限定し、各年齢ごとに出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯に何人の子供を産むのかを推計したものです。	29
	高齢者クラブ	地域を基盤とする高齢者の自主的な組織で、同じ地域に住む高齢者の方がクラブを作り、社会奉仕活動・娯楽活動・健康の増進・レクリエーション等、地域に応じたいろいろな活動を行っています。	92,110

	用語	解説	掲載ページ
	高齢者サポートセンター	本市における地域包括支援センターの愛称。地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3 種類のチームアプローチにより、住民の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設です。主な業務は、介護予防支援及び包括的支援業務（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）で、制度横断的な連携ネットワークを構築し業務を実施しています。	41,56,63,68,110,125,128,131
	心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことをいいます。	79
	こども館	乳幼児から 18 歳までの高校生が利用できる施設です。それぞれの年代に応じた遊びや交流を通して様々な体験ができます。	62,92,128,131
	こども食堂	地域のボランティアが子どもたちに無料または安価で栄養のある食事を提供する場所です。 食事の提供に加えて遊び場の提供や学習支援等が行われるなど、地域の人々と交流できる「子どもたちの居場所」にもなっています。	72,92,93,94,113
	コロナ禍	2020（令和 2）年 3 月頃からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の大流行による社会的に危機的な状況のことをいいます。	11,19,25,34,86
さ行	在宅医療	外来や入院ではなく、自宅などで医療行為を行うことをいいます。医師による訪問診療、看護師等による訪問看護、理学療法士等による訪問リハビリテーション、歯科医師による訪問歯科診療等があります。	38,42,49,56,57,112,114
	サロン	自分の家から通える範囲で誰でも気軽に参加することのできる地域の居場所のことをいいます。地区社会福祉協議会の承認を受け、市川市社会福祉協議会に登録したサロンのことを「てるぼサロン」と総称しています。	11,19,20,66,67,92,93,105,136,137
	自主防災組織	地域住民の互助の精神にもとづき、自主的に設立された組織で、地震等による被害の防止及び軽減を図るために防災活動を行います。	71,112
	市民後見人	弁護士や司法書士などの資格は持たないものの、社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、親族がいない認知症の高齢者や知的障がいなどで判断能力が不十分な人の成年後見人となる人のことをいいます。	59,112,121

	用語	解説	掲載ページ
	社会福祉 協議会	社会福祉協議会は、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を使命とする公共性・公益性の高い民間の非営利の団体（社会福祉法人）です。地域社会において、保健や福祉に関する問題から地域における様々な生活活動に至るまでの諸問題の解決を、住民参加による自主的かつ主体的な福祉活動や行政との協働によって目指します。社会福祉協議会は全国すべての市区町村、都道府県ごとに設置されており、全国組織として全国社会福祉協議会があり、本市には市川市社会福祉協議会が置かれています。	2,5,9,18,30,47, 58,60,65,68,73, 77,97,98,101, 105,106,110, 111,116,121, 136,137,138,
	社会福祉法	社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と併せ、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（地域福祉）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、これらにより社会福祉の増進に資することを目的として制定された法律です。	3,4,35,36,37,52, 54,124,129,132
	重層的支援 体制整備事業	社会福祉法に規定された事業で、市町村が行うこととされた手上げ方式の任意事業です。市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の３つの支援を一体的に実施することが必要です。３つの支援は、「包括的相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくり事業」として社会福祉法に規定され、これを支える事業として「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、「多機関協働事業」があります。	5,9,36,52,53,54, 67,72,90,91,96, 111,123,124, 125,131,132, 134,135
	小域福祉圏	本市の地域福祉を推進するために必要な各種取組や仕組みづくりを効果的に展開していくための地域の範囲で、市内を 14 地区に区分した圏域のことをいいます。	40,41,68,92,96, 106,107,110, 116,136
	小学校区 防災拠点協議会	自治（町）会役員、PTA、民生委員、消防団などで構成され、学校職員や市職員ともに、平時は減災に関する会議（年 3 回程度）や、避難所運営訓練を行い、災害時は主に避難所運営支援などを行う、小学校区防災拠点を地域から支える組織です。	71
	生活困窮者	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性等により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のことをいいます。	16,30,38,42,68, 83,86,87,88,93, 113,115,117, 126,129,131,132
	生活保護	資産や能力等すべてを活用してもなお、生活に困窮する方に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。	16,30,86,88
	制度の狭間	公的な福祉サービス（高齢者、障がい者、こども、生活困窮者ごとの専門的な行政サービス）では対象とならない福祉ニーズのことをいいます。	2,41,52,53,74, 124,126,130

	用語	解説	掲載ページ
	成年後見制度	認知症、知的障がいその他の精神上の障がいによって物事を判断する能力が不十分な方の日常生活を法律的に支援する制度のことです。 お金の管理ができなくなったり、障がいのある家族の今後が不安なときなどに、成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人が財産の管理を行うとともに本人の意思をできるだけ丁寧に汲み取ることなどにより、本人の生活や権利を守ります。	5,9,24,58,59,60,112,114,119,120,121,134
た行	第三者評価	質の高い福祉サービスを事業者が提供するために、保育所、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、障害者支援施設、社会的養護施設などにおいて実施される事業について、公正・中立な第三者機関による専門的・客観的な立場からの評価を受ける仕組みです。	62,63,64
	ダブルケア	子育てと親族等の介護を同時期に行っている状態のことをいいます。	3,53,126
	地域共生社会	地域共生社会は、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいいます。 平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された、「ニッポン一億総活躍プラン」の「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向の中で、子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指していく方向性が初めて示されました。	3,35,36,37,38,42,52,65,67,77,79,96,97,113,120,121,124
	地域ケア拠点	地域ケアシステムを推進するため、小域福祉圏（14 圏域）ごとに設置された拠点のことをいいます。広範な南行徳地区には 2 箇所拠点が設置されているため、市内には 15 箇所の地域ケア拠点があります。	11,19,40,53,66,67,92,93,100,101,129,131,135
	地域ケア拠点相談員	15 の地域ケア拠点で事務に携わる人材のことをいいます。来所や電話で寄せられる様々な相談等を行政や専門機関等につなげることや、定期的に「相談員会議」を開催して情報共有等を行っています。地域ケア拠点の相談員は地区社会福祉協議会から推薦され、市川市社会福祉協議会会長が委嘱します。	101,110
	地域ケアシステム	平成 13 年度から開始した本市独自の事業で、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して生活を続けられるための仕組みのことです。①地域での支え合い②身近な場所での相談③行政の組織的な受け皿体制（行政による支援体制）という 3 つの基本的な考え方にもとづき、地区社会福祉協議会、市川市社会福祉協議会、市川市のそれぞれが行動しています。 ①と②は、地区社会福祉協議会が活動の主体となり、地域課題の話し合い、地域ケア拠点での相談の受付、情報の収集や発信等を行っています。地域における人間関係が希薄化する中で、支援を必要とする人を孤立させないため、③の行政による後方支援と併せ、「地域の輪の中に受入れ、支え合う」仕組みとして機能しています。	3,11,18,19,20,21,34,35,40,41,53,66,67,68,112

	用語	解説	掲載ページ
	地域ケアシステム推進連絡会	地区社会福祉協議会が主催する、地域の情報、地域の課題などについて地域住民と関係機関が共有し、解決方法を導く場であり、多くの関係機関が集まる地域のプラットフォームの場となる会議体です。 市川市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画（第５期わかちあいプラン）」で策定する「振り返りシート」を活用し、各地区社会福祉協議会、市川市社会福祉協議会、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、行政が各地区の地域課題を情報共有し、その課題についてどのように取り組んだかを毎年度振り返る場でもあります。 【構成メンバーの例】 自治（町）会関係者、民生委員・児童委員、高齢者クラブ関係者、子ども会関係者、ボランティア・NPO 団体関係者、障がい者団体関係者、学校関係者、地域ケアシステム相談員、高齢者サポートセンター職員、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、市川市社会福祉協議会職員、市職員等	21,41,94,105,106,107,110,113,137
	地域子育て支援センター	主に 0 歳～就学前までのこどもと保護者等が気軽に楽しく遊んだり、情報交換するなど、自由に利用できるところです。保護者等からの相談・援助、地域の子育て関連情報の提供や各種子育て教室等の開催及び子育てサークルの支援も行っています。	92,128,131
	地域包括ケアシステム	厚生労働省が提唱する 2025（令和 7）年を目途として、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的として、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のことをいいます。	44,135
	地区社会福祉協議会	小学校区域や中学校区域で、中核となって地域福祉活動を推進する住民組織（地域福祉推進基礎組織）です。本市では、自治会地区連合会の地区割り（14 地区）をもとに組織されています。 地域の困りごとの実態把握や住民同士が話し合う「地域ケアシステム推進連絡会」、小地域の地域福祉活動計画づくりやサロン活動、住民同士の支え合い活動などを通して地域の課題解決に取り組んでいます。	19,20,40,53,59,67,73,91,92,93,94,105,110,116,137
	地区推進会議	地域ケアシステム推進連絡会での検討を踏まえ、毎年度作成された振り返りシートをもとに、住民に身近な圏域（14 圏域）ごとの地域課題に関する情報共有や検証を行う会議体です。 【構成メンバー】 地区社会福祉協議会代表者、市川市ボランティア協会代表者、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、市川市社会福祉協議会職員、市職員	18,21,44,96,106,107,110,113,116,135
	通所型短期集中予防サービス事業	介護保険法に規定された「介護予防・日常生活支援総合事業」のうちの１つである、「通所型サービス C」のことです。	85

	用語	解説	掲載ページ
な行	認知症	いったん正常に発達した知能が、脳の病的な変化により低下し、日常生活上あるいは社会生活上支障をきたした状態をいいます。代表的なものとして、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症があります。症状としては、認知機能障害（物忘れなど）、行動・心理症状（幻覚、妄想、徘徊など）などがみられます。	9,68,79,98,113,120
は行	8050 問題	主に 80 代の親が、自宅にひきこもる 50 代の子どもの生活を支えるために、経済的、精神的に強い負担を感じている状態のことをいいます。	3,53,126
	パブリックコメント	行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、広く市民・事業者等から意見や情報等を求める手続きの事です。行政機関は提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行います。	44,135
	バリアフリー	障がい者や高齢者などが日常生活を送る上での妨げとなる、様々な障壁（バリア）を取り除くことをいいます。もともとは段差や仕切りの解消などを指すことが多かったですが、最近では、意識や各種制度などのあらゆる面において、社会参加を困難にするものを取り除く場面でも用いられています。	24,38,42,75,78,79,80,113,114
	ひきこもり	様々な要因の結果として、社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には 6 か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念（他者と交わらない形での外出はできる）ことをいいます。	53,126,136
	避難行動要支援者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、その中でも災害時に特に避難に際し何らかの支援が必要な人を「避難行動要支援者」といいます。	13,34,70,71,107,112
	フードバンク	賞味期限が近いなど、食品の品質には問題がないものの通常の販売が困難な食品や食材を、NPO 等が食品メーカーから引き取り、福祉施設等へ無償提供するボランティア活動のことです。	93,113,136
	福祉委員	社会福祉協議会から委嘱される、地区社会福祉協議会の構成員です。地域の福祉活動を推進する役割を担い、身近な地域の困りごと等の解決に向けた活動を行います。福祉委員の出身母体は、民生委員・児童委員、自治（町）会、地域ケア相談員でその大半を占めています。	21,24,25,32,33,44,66,96,100,104,106
	福祉コミュニティ	日頃から声をかけ合える付き合いがあること、多くの住民が参加してお互いを知り合える地域活動を行うこと、困ったときには自然と助け合う、お互いさまの関係づくりができることといった、地域福祉について住民同士が考え、取り組んでいる共同体（コミュニティ）のことをいいます。	11,24,37,42,65,66,67,105,112,114,136
	福祉有償運送	NPO や社会福祉法人等の非営利法人が、単独で公共交通機関の利用ができない方（要介護高齢者や障がい者等）のために会員制で実施する移動サービスのことです。	16,79,113
	プラットフォーム	地域福祉に係る課題に対し、誰でも自由に出入りしながら交流し、課題についての検討や連携を図る場のことをいいます。	21,105,110,127

	用語	解説	掲載ページ
	振り返りシート	地域住民、市川市社会福祉協議会、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、市川市が住民に身近な圏域（14 圏域）ごとの地域課題の情報共有を行うとともに、地域課題に対してどのように取り組んだのかを毎年度振り返るために作成するシートのことです。市川市では、地域課題の生活な把握と、地域課題に関する適切な進行管理のため、振り返りシートを活用します。なお、振り返りシートは市川市社会福祉協議会が策定するの「地域福祉活動計画（第 5 期わかちあいプラン）」との共通フォーマットです。	106,107,110, 116,135
	防犯協会	地域住民及び事業所並びに関係機関との相互協力により、自主防犯意識の高揚と各種犯罪の予防活動を積極的に推進し、犯罪のない明るい住みよい街をつくることを目的とした自治（町）会や職域団体の代表者で構成される組織です。 犯罪の予防警戒等、自主防犯活動の推進、防犯思想の普及徹底、青少年の非行防止及び健全育成のための活動、防犯功労者等に対する表彰などを行っています。	76
	ボランティア センター	ボランティア活動を行いたい個人や団体、また、ボランティアの方をお願いしたい個人や施設等の相談を受け、そのマッチングを行うとともに、各種講座の実施や情報誌の発行、ボランティア活動保険の受付など、ボランティアに関する様々な支援を行っています。市川市社会福祉協議会では、市川市分庁舎 C 棟と行徳支所内の 2 箇所にボランティアセンターの窓口を設置しています。	30
ま 行	民生委員・ 児童委員	民生委員は、民生委員法にもとづき厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の公務員で、無償ボランティアで活動しています。また、民生委員は児童福祉法にもとづき児童委員を兼ねているため、「民生委員・児童委員」と呼ばれています。民生委員・児童委員は、地域で支援を必要としている方に対して、見守りや訪問を行っています。	13,32,33,34,41, 44,47,51,53,59, 63,77,94,100, 106,107,110, 113,138
や 行	ヤングケアラー	本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。	3,53,126

第５期市川市地域福祉計画

発　行　日　　令和６年３月

企画・編集　　市川市福祉部地域共生課

発　行　者　　市川市

〒272-8501

千葉県市川市八幡１丁目１番１号

TEL 047-334-1111（代表）

いつも新しい流れがある 市川

道の駅
いちかわ